

令和 6 (2024) 年度  
自 己 点 検 評 価 書  
大学年報—第 26 号—

梶 山 女 学 園 大 学  
梶山女学園大学大学院

# 目 次

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 | 1   |
| II. 沿革                           | 5   |
| III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価          | 10  |
| 基準 1. 使命・目的                      | 10  |
| 基準 2. 内部質保証                      | 18  |
| 基準 3. 学生                         | 27  |
| 基準 4. 教育課程                       | 46  |
| 基準 5. 教員・職員                      | 56  |
| 基準 6. 経営・管理と財務                   | 66  |
| IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価          | 76  |
| 基準 A. 社会連携・社会貢献                  | 76  |
| 基準 B. 国際交流                       | 87  |
| V. 外部評価結果                        | 94  |
| 生活科学部 外部評価結果                     | 94  |
| 生活科学研究科 外部評価結果                   | 103 |
| 看護学部 外部評価結果                      | 113 |

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 椙山女学園の教育理念

学校法人椙山女学園（以下、「本学園」という。）は、「人間になろう」を教育理念とし、「ひとを大切にできる人間」「ひとと支えあえる人間」「自らががんばれる人間」の3つを「人間になる」ことであると考え、時代に応じて変化しつつも、「女性により高い教育の機会を提供する」ことを目指して、努力を続けてきた。

今日では、女性が社会で働くことは当然視されるようになってきたが、女性の社会参画という観点からみると、課題もまだ多い現状がある。女子総合学園としては、このような状況を変えていき、女性がこれまでよりも社会や企業の意思決定に参画し、責任ある仕事に就くことを推進することに、今まで以上に取り組むべきであると考えている。

「人間になろう」という教育理念には、「人間性の尊重」、「協働の重視」、「主体性・能動性への志向」という3つの信念が反映されている。とりわけ、上記のような、意思決定に参画し責任ある役割を社会で果たしていく女性を育てていくことを目指す教育機関として、「主体性・能動性への志向」は、特に重視すべき観点となっている。世界中の人々が人間性を尊重し協働する社会を目指して、「人間になろう」の「なろう」という言葉にこめられた主体性・能動性を重視し、園児、児童、生徒、学生が様々な活動に自ら関わることができるよう、学園全体を挙げて取り組んでいきたい。

そして、現代を生きる女性が社会で多様な役割を担う上で必要とされる、教養と実践性を備えた教育を提供し、園児、児童、生徒、学生が、生涯充実した社会生活を送ることができる力を付けられるよう、丁寧支援していくことを目標とする。

椙山女学園大学（以下、「本学」という。）の教育目的は、教育基本法（昭和22年法律第25号）と学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、本学園の教育理念「人間になろう」にのっとり、大学では「深く専門の学術を教授研究し、もって高い知性と豊かな情操を兼ね備えた人間の育成する」ことを目的としている（椙山女学園大学学則第1章目的）。また、大学院では、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与する人間を育成する」ことを目的とし（椙山女学園大学院学則第1章目的）、一貫した人間教育を進めている。

## 2. 梶山女学園大学の使命・目的

本学では、平成 28 (2016) 年 9 月に、大学における使命を明確にするため、教育理念「人間になろう」に基づき、本学の「教育」「研究」「社会貢献」に対する使命を「梶山女学園大学憲章」として以下のとおり制定した。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">—梶山女学園大学憲章—</p> <p style="text-align: center;">地域に根ざした伝統ある女子教育で<br/>豊かな知性と情操を育み<br/>凛として輝く人となる</p> <p>梶山女学園大学は、1905 年に創始された学園の伝統と教育理念「人間になろう」の下、女子教育の先駆者として、多彩な人材を育成してきました。わたしたちの教育は、ここで学ぶ女性が時代の変化とともに自身の役割を見据え、創造し獲得した知を活かし、人を大切にし、人と支えあい、自らががんばれる人となることをめざします。本学は、このような女子教育を使命とし、ここに大学憲章を宣言します。</p> <p>○わたしたちの教育</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 明るくのびやかな人間的魅力に溢れる女性を育成します</li><li>2. 実学と教養を身につけ、豊かな人間関係の中で自立し協働、人々と協同する力を育みます</li><li>3. 一人ひとりを大切にした教育を実践するための体制や環境を整備します</li></ol> <p>○わたしたちの研究</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 学生の興味と関心を育む魅力ある教育につながる研究に努めます</li><li>2. 最新の理論や技術を求め、それを活かした研究を推進し、身近な生活課題にも応えます</li><li>3. 学術研究の倫理を遵守し、高い誇りをもって研究を遂行します</li></ol> <p>○わたしたちの社会貢献</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. すぐれた卒業生を輩出し、地域の発展や持続可能な社会の形成に寄与します</li><li>2. 教育研究活動の成果を通して、社会的課題の解決に貢献します</li><li>3. 学びの門戸を卒業生や社会人にも広げます</li></ol> <p style="text-align: right;">平成 28 年 9 月 30 日制定</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

上記のような理念に基づき、本学の教育の目的としては、「梶山女学園大学学則」第 1 条第 1 項において「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、本学園の教育理念「人間になろう」にのっとり、深く専門の学術を教授研究し、もって高い知性と豊かな情操を兼ね備えた人間を育成することを目的とする」と規定している。また、本学大学院の目的としては、「梶山女学園大学大学院学則」第 1 条第 1 項に「本大学院は、教育基本法及び学校教育法に基づき、本学園の教育理念「人間になろう」にのっとり、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与する人間を育成することを目的とする」と規定している。

### 3. 相山女学園大学の個性・特色

本学は、昭和 24 (1949) 年、中部地方で最初に認可された新制大学として誕生し、以来、女子総合学園の最高府として、「人間になろう」の教育理念を掲げ、人間教育を貫いている。

時代のニーズに応える的確な大学改革を重ね、7 学部 11 学科、大学院 4 研究科を擁する女子総合大学へと発展してきた本学は、企業や地域との連携・協働を通じて社会に貢献する自立した女性を育成している。

#### (1) トータルライフデザイン教育

近年、VUCA(Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性))の時代における価値観や社会規範の変容などの影響により、女性のライフスタイルがますます多様化している。一方、生き方の選択肢が増えてくると、どのように自らの人生を設計していくことができるか、その力を養うことが必要となる。

本学は、女性が仕事や様々な活動、生活との最適なバランスを図りながら、結婚や出産などの人生の転機を乗り越え、他者と協働しながら社会へ参画する力を養うことを支援する「トータルライフデザイン教育」を行っている。

「トータルライフデザイン教育」は、「理論」・「情報」・「体験」を有機的に組み合わせた独自の教育により、学生に社会で自立して生きていくための就業力とともに、主体的に組織を支え、地域と関わり、社会に貢献することができる力を身に付けさせるものである。

具体的には、初年次の全学生を対象にして、アクティブ・ラーニングの手法を取り入れたオムニバス形式の全学共通科目「人間論」を開講している。本科目は、ワークブック形式の共通テキストにより、本学園の教育理念を深く学ぶこと、自らの「強み」を見つけ出してそれを生かした目標の設定を行っていくこと、未来の自分を想像してそれに向けた具体的な行動計画を立てていくことなど、学生が主体的に学び、作業を進めていく過程を通じて、自分らしい人生を構築していく上で基盤となる自主性や主体性を育み、豊かな人間形成と自己実現の支援を行うものである。

また、教養教育科目に「領域 7: トータルライフデザイン」を設定している。この領域 7 には、「ワークキャリアデザイン」、「キャリア形成実習Ⅰ」、「キャリア形成実習Ⅱ」などの科目を配置し、女性が社会で自立して生きていくための基礎的能力・スキルを育成するとともに、他者と共に生きる社会の中で様々な役割を果たし、ライフステージにおける課題を乗り越え、生涯というタイムスパンで自分の人生をデザインするための基礎的な力を育成している。

また、令和 6 (2024) 年 4 月から、大学の新たな組織として「トータルライフデザインセンター」も開設した。センターは、トータルライフデザインの考え方を基軸に、他者と共に生きる社会の中で多様な役割を果たし、自分のライフステージごとの課題を乗り越えて、生涯というタイムスパンで人生を設計する活動を支援することを目的とし、「食と健康」「教育連携」「リカレント教育」の 3 つのユニットにより構成されるものである。

リカレント教育ユニットでは、社会人女性のキャリアアップやリスキングの支援講座、ライフキャリアに関する知識・教養講座などを提供する。食と健康ユニットではウェルビーイングや食育などをテーマにした活動を展開し、教育連携ユニットでは学園内の併設校との連携強化を始めとして、子育て支援事業(「名古屋市地域子育て支援拠点 すぎぱーく」

の開所) などを行っており、大学全体としてトータルライフデザイン教育の具現化を進めている。

## Ⅱ. 沿革

### 1. 本学の沿革

|              |                                                                                                                                                                                                    |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 明治 38(1905)年 | 名古屋裁縫女学校開校                                                                                                                                                                                         |
| 昭和 4(1929)年  | 財団法人椙山女学園認可、椙山女子専門学校設立認可                                                                                                                                                                           |
| 昭和 5(1930)年  | 椙山女子専門学校開校                                                                                                                                                                                         |
| 昭和 24(1949)年 | 椙山女学園大学（家政学部食物学科、被服学科）開学                                                                                                                                                                           |
| 昭和 43(1968)年 | 椙山女学園大学家政学部食物学科専攻分離（食物学専攻、管理栄養士専攻）                                                                                                                                                                 |
| 昭和 44(1969)年 | 椙山女学園大学短期大学部（文学科）開学                                                                                                                                                                                |
| 昭和 47(1972)年 | 椙山女学園大学文学部（国文学科、英文学科）開設                                                                                                                                                                            |
| 昭和 52(1977)年 | 椙山女学園大学大学院家政学研究科（修士課程）開設                                                                                                                                                                           |
| 昭和 62(1987)年 | 椙山女学園大学人間関係学部（人間関係学科）開設                                                                                                                                                                            |
| 平成 2(1990)年  | 椙山女学園大学家政学部被服学科に住居学コースを増設                                                                                                                                                                          |
| 平成 3(1991)年  | 椙山女学園大学家政学部を生活科学部に名称変更し、生活社会科学科を増設<br>同学部食物学科を食品栄養学科に、被服学科を生活環境学科に、文学部英文学科を英語<br>英米文学科にそれぞれ名称変更                                                                                                    |
| 平成 6(1994)年  | 椙山女学園大学家政学部食物学科管理栄養士専攻廃止                                                                                                                                                                           |
| 平成 7(1995)年  | 椙山女学園大学家政学部食物学科食物学専攻、同被服学科、文学部英文学科を廃止                                                                                                                                                              |
| 平成 9(1997)年  | 椙山人間栄養学研究センター開設（平成 16 年まで）                                                                                                                                                                         |
| 平成 11(1999)年 | 椙山女学園大学大学院家政学研究科を生活科学研究科に、食物学専攻を食品栄養科学専<br>攻に、被服学専攻を生活環境学専攻にそれぞれ名称変更、また文学部国文学科を日本語<br>日本文学科に名称変更                                                                                                   |
| 平成 12(2000)年 | 椙山女学園大学大学院人間関係学研究科（修士課程）開設<br>椙山女学園大学生活科学部食品栄養学科専攻分離（食品栄養学専攻、管理栄養士専攻）<br>椙山女学園大学文化情報学部（文化情報学科）開設                                                                                                   |
| 平成 13(2001)年 | 椙山女学園大学短期大学部閉学                                                                                                                                                                                     |
| 平成 14(2002)年 | 椙山女学園大学大学院生活科学研究科人間生活科学専攻（博士後期課程）増設<br>椙山女学園大学人間関係学部臨床心理学科増設                                                                                                                                       |
| 平成 15(2003)年 | 椙山女学園大学生活科学部生活環境学科を生活環境デザイン学科に名称変更<br>椙山女学園大学文学部日本語日本文学科及び英語英米文学科を国際コミュニケーション<br>学部国際言語コミュニケーション学科及び表現文化学科に改組<br>椙山女学園大学生活科学部生活社会科学科を現代マネジメント学部現代マネジメント<br>学科に改組                                   |
| 平成 17(2005)年 | 椙山女学園創立 100 周年                                                                                                                                                                                     |
| 平成 19(2007)年 | 椙山女学園大学教育学部（子ども発達学科）開設<br>椙山女学園大学生活科学部食品栄養学科を管理栄養学科に名称変更<br>椙山女学園大学人間関係学部臨床心理学科を心理学科に名称変更<br>椙山女学園大学生活科学部生活社会科学科廃止                                                                                 |
| 平成 21(2009)年 | 椙山女学園大学文学部廃止                                                                                                                                                                                       |
| 平成 22(2010)年 | 椙山女学園大学看護学部（看護学科）開設                                                                                                                                                                                |
| 平成 23(2011)年 | 椙山女学園大学文化情報学部メディア情報学科増設                                                                                                                                                                            |
| 平成 26(2014)年 | 椙山女学園大学生活科学部食品栄養学科及び人間関係学部臨床心理学科廃止<br>椙山女学園大学大学院現代マネジメント研究科（修士課程）開設<br>椙山女学園大学大学院教育学研究科（修士課程）開設                                                                                                    |
| 令和 5(2023)年  | 椙山女学園大学人間学・ジェンダー研究センター開設                                                                                                                                                                           |
| 令和 6(2024)年  | 椙山女学園大学トータルライフデザインセンター開設<br>椙山女学園大学国際コミュニケーション学部国際言語コミュニケーション学科及び表<br>現文化学科を外国語学部英語英米学科及び国際教養学科に改組<br>椙山女学園大学人間関係学部人間関係学科を人間共生学科に改組<br>椙山女学園大学文化情報学部文化情報学科及びメディア情報学科を情報社会学部情報<br>デザイン学科及び現代社会学科に改組 |

## 2. 本学の現況

大学名：相山女学園大学

所在地：【星が丘キャンパス（愛知県名古屋市長区星が丘元町17番3号）】

【日進キャンパス（愛知県日進市竹の山3丁目2005番地）】

学部及び大学院研究科の構成：

大学院

|             |                                                  |  |
|-------------|--------------------------------------------------|--|
| 生活科学研究科     | 人間生活科学専攻 博士後期課程<br>食品栄養科学専攻 修士課程<br>生活環境学専攻 修士課程 |  |
| 現代マネジメント研究科 | 現代マネジメント専攻 修士課程                                  |  |
| 教育学研究科      | 教育学専攻 修士課程                                       |  |

大学

|               |                           |                |
|---------------|---------------------------|----------------|
| 生活科学部         | 管理栄養学科<br>生活環境デザイン学科      |                |
| 外国語学部         | 英語英米学科<br>国際教養学科          | 令和6年4月開設       |
| 国際コミュニケーション学部 | 国際言語コミュニケーション学科<br>表現文化学科 | 令和6年4月<br>募集停止 |
| 情報社会学部        | 情報デザイン学科<br>現代社会学科        | 令和6年4月開設       |
| 文化情報学部        | 文化情報学科<br>メディア情報学科        | 令和6年4月<br>募集停止 |
| 現代マネジメント学部    | 現代マネジメント学科                |                |
| 教育学部          | 子ども発達学科                   |                |
| 看護学部          | 看護学科                      |                |

大学院

|          |              |  |
|----------|--------------|--|
| 人間関係学研究科 | 人間関係学専攻 修士課程 |  |
|----------|--------------|--|

大学

|        |                          |                                                |
|--------|--------------------------|------------------------------------------------|
| 人間関係学部 | 人間共生学科<br>人間関係学科<br>心理学科 | 人間共生学科<br>令和6年4月開設<br>人間関係学科<br>令和6年4月<br>募集停止 |
|--------|--------------------------|------------------------------------------------|



学生数（大学院）

| 研究科         | 専攻等              | 1 年 | 2 年 | 3 年 | 4 年 | 計  |
|-------------|------------------|-----|-----|-----|-----|----|
| 生活科学研究科     | 人間生活科学専攻（博士後期課程） | 0   | 0   | －   | －   | 0  |
|             | 食品栄養科学専攻（修士課程）   | 1   | 1   | －   | －   | 2  |
|             | 生活環境学専攻（修士課程）    | 2   | 2   | －   | －   | 4  |
| 人間関係学研究科    | 人間関係学専攻（修士課程）    | 13  | 18  | －   | －   | 31 |
| 現代マネジメント研究科 | 現代マネジメント専攻（修士課程） | 4   | 3   | －   | －   | 7  |
| 教育学研究科      | 教育学専攻（修士課程）      | 1   | 2   | －   | －   | 3  |
| 計           |                  | 21  | 26  | －   | －   | 47 |

学生数（学部）

| 学部            | 学科              | 1 年   | 2 年   | 3 年   | 4 年   | 計     |
|---------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 生活科学部         | 管理栄養学科          | 123   | 143   | 135   | 126   | 527   |
|               | 生活環境デザイン学科      | 140   | 153   | 149   | 146   | 588   |
|               | 計               | 263   | 296   | 284   | 272   | 1,115 |
| 外国語学部         | 英語英米学科          | 62    | －     | －     | －     | 62    |
|               | 国際教養学科          | 36    | －     | －     | －     | 36    |
|               | 計               | 98    | －     | －     | －     | 98    |
| 国際コミュニケーション学部 | 国際言語コミュニケーション学科 | 1     | 82    | 96    | 116   | 295   |
|               | 表現文化学科          | －     | 56    | 56    | 91    | 203   |
|               | 計               | 1     | 138   | 152   | 207   | 498   |
| 人間関係学部        | 人間共生学科          | 40    | －     | －     | －     | 40    |
|               | 人間関係学科          | 1     | 58    | 63    | 93    | 215   |
|               | 心理学科            | 90    | 113   | 96    | 121   | 420   |
|               | 計               | 131   | 171   | 159   | 214   | 675   |
| 情報社会学部        | 情報デザイン学科        | 76    | －     | －     | －     | 76    |
|               | 現代社会学科          | 57    | －     | －     | －     | 57    |
|               | 計               | 133   | －     | －     | －     | 133   |
| 文化情報学部        | 文化情報学科          | －     | 99    | 85    | 120   | 304   |
|               | メディア情報学科        | －     | 90    | 99    | 107   | 296   |
|               | 計               | －     | 189   | 184   | 227   | 600   |
| 現代マネジメント学部    | 現代マネジメント学科      | 207   | 216   | 174   | 188   | 785   |
| 教育学部          | 子ども発達学科         | 172   | 169   | 164   | 185   | 690   |
| 看護学部          | 看護学科            | 133   | 101   | 119   | 108   | 461   |
| 計             |                 | 1,138 | 1,280 | 1,236 | 1,401 | 5,055 |

（※単位：人）

（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

## 教員数

|            | 教授  | 准教授 | 講師 | 助教 | 助手 | 計   |
|------------|-----|-----|----|----|----|-----|
| 学長         | 1   | －   | －  | －  | －  | 1   |
| 生活科学部      | 13  | 9   | 5  | 4  | 10 | 41  |
| 外国語学部      | 13  | 8   | 4  | 0  | 0  | 25  |
| 人間関係学部     | 17  | 8   | 2  | 2  | 0  | 29  |
| 情報社会学部     | 18  | 8   | 2  | 0  | 0  | 28  |
| 現代マネジメント学部 | 10  | 11  | 4  | 0  | 0  | 25  |
| 教育学部       | 19  | 8   | 4  | 0  | 0  | 31  |
| 看護学部       | 11  | 12  | 2  | 6  | 15 | 46  |
| 計          | 102 | 64  | 23 | 12 | 25 | 226 |

## 職員数

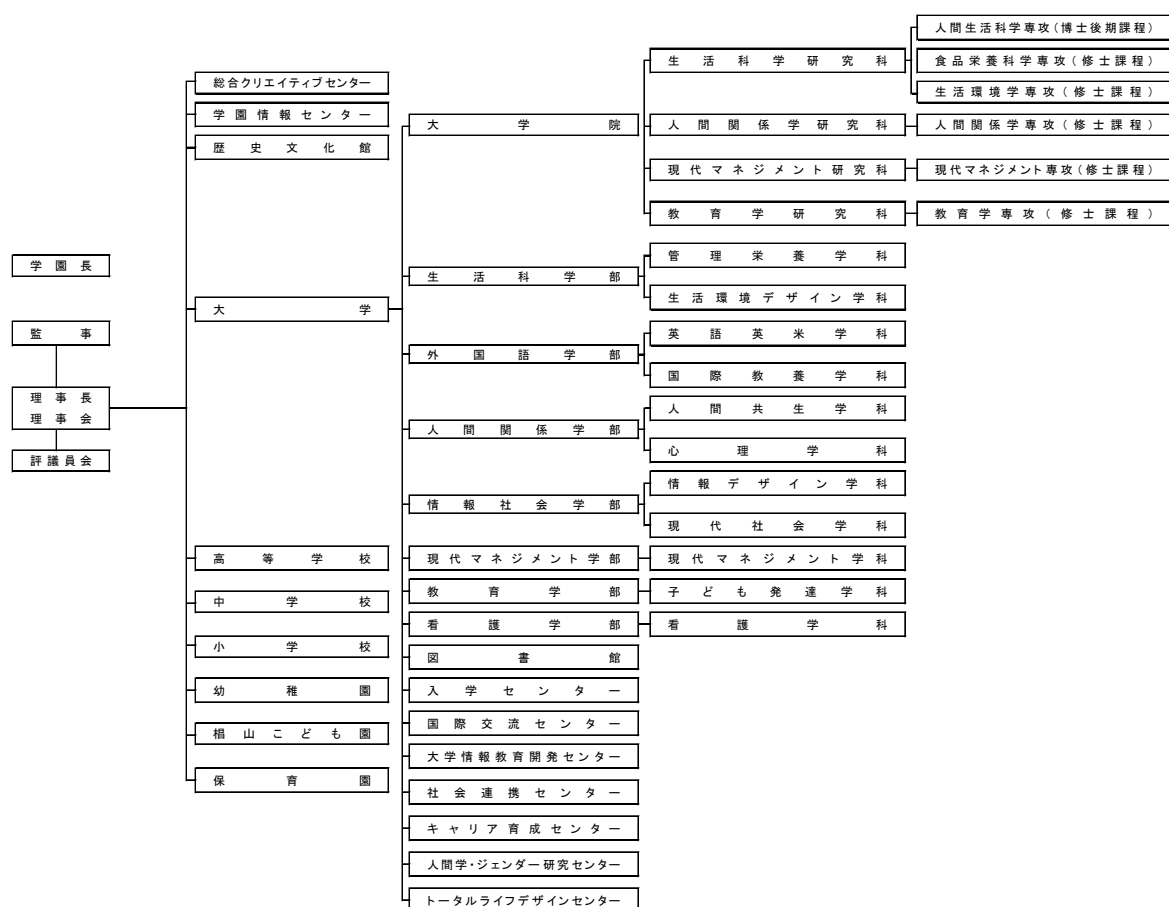
|       |     |
|-------|-----|
| 事務局長  | 1   |
| 総務部   | 72  |
| 企画広報部 | 19  |
| 財務管財部 | 15  |
| 学務部   | 47  |
| 計     | 154 |

※事務職員は専任以外に嘱託、派遣を含む

(※単位：人)

(令和6(2024)年5月1日現在)

## 組織図



### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的

##### 1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

###### ①学内外への周知

###### ②中期的な計画への反映

###### ③三つのポリシーへの反映

###### ④教育研究組織の構成との整合性

###### ⑤変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 学内外への周知

■ 使命・目的及び教育研究上の目的をどのように学生、教職員、役員、学外関係者に周知しているか。

本学の使命・目的及び教育研究上の目的は、「椙山女学園大学学則」及び「椙山女学園大学の目的に関する規程」並びに「椙山女学園大学大学院学則」及び「椙山女学園大学大学院の目的に関する規程」に明示されており、以下のとおりである。

###### <椙山女学園大学学則>

第1条 本学は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、本学園の教育理念「人間になろう」にのっとり、深く専門の学術を教授研究し、もって高い知性と豊かな情操を兼ね備えた人間を育成することを目的とする。

2 本学の学部及び学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別に定める。

###### <椙山女学園大学の目的に関する規程>

（趣旨）

第1条 この規程は、椙山女学園大学学則（昭和43年学則第1号）第1条第2項の規定に基づき、学部及び学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定める。

（生活科学部）

第2条 生活科学部は、人間生活について、自然、社会及び人文の諸科学を基礎として実践的に考究する総合科学の構築を目指し、人間生活の基本となる衣・食・住に関する専門の学術を総合的かつ科学的に教授研究し、時代の変化及び社会の要請に対応する生活科学の知識を創造することができる人材を養成する。

2 管理栄養学科は、前項に基づき、人間の健康と食生活について、より健康で快適な暮らしを提案するため、食と健康に関する専門の学術を総合的かつ科学的に教授研究し、保健・医療・福祉、教育及び食品関連分野において専門家として実践的かつ創造的に活躍することができる管理栄養士を養成する。

3 生活環境デザイン学科は、第1項に基づき、人間を取り巻く生活環境について、アパレルメ

ディア、インテリア・プロダクト及び建築・住居の分野に関する専門の学術を教授研究し、ものづくりの実践を通して、次世代の快適な生活環境を創造することができる人材を養成する。

(外国語学部)

第3条 外国語学部は、外国語と人文学に関する専門の学術を教授研究し、複数の外国語習得による複眼的視点を身につけ、専門とする言語圏並びにグローバル社会について深く多面的に理解し、地球規模の課題に取り組む能力を備えた人材を養成する。

2 英語英米学科は、前項に基づき、グローバル社会における英語圏の社会と文化に関する専門の学術を教授研究し、国際共通語としての英語及び他の外国語の実践的運用力を身に付け、英語圏の文化や社会について深い知識を有し、英語を用いて仕事ができる人材、英語を活かした文化の交流や創造に寄与し、地球規模の課題に取り組むことのできる人材を養成する。

3 国際教養学科は、第1項に基づき、英語圏に加え、ヨーロッパ及び日本を含むアジアの各地域の文化と社会に関する専門の学術を教授研究し、英語に加え、フランス語、ドイツ語、中国語等の外国語の実践的運用力を身に付け、各地域と文化を多面的、重層的に理解し、グローバルな課題に取り組む能力を備え、文化の交流や創造に寄与する人材を養成する。

(人間関係学部)

第4条 人間関係学部は、人間及び人間関係に関する専門の学術を学際的かつ統合的に教授研究し、人間の多様性及び心理について、広範な知識、総合的な判断力及び深い洞察力を有し、人間と人間関係上の諸問題を解明・解決することができる高度な人間関係力を備えた人材を養成する。

2 人間共生学科は、前項に基づき、人間の多様性及び共生社会における包摂性に関する専門の学術を教授研究し、人間の多様性に関する今日的課題に対して意欲的かつ実践的に取り組む態度、問題解決能力等の幅広い人間関係力を培い、人間の多様性及び共生社会における包摂性に関する広範な知識と実践力を兼ね備えた人材を養成する。

3 心理学科は、第1項に基づき、人間及び心理に関する専門の学術を教授研究し、人間と心理をめぐる今日的課題に対して意欲的かつ実践的に取り組む態度及び問題解決能力を培い、人間及び心理に関する広範な知識と総合的な判断力を兼ね備えた人材を養成する。

(情報社会学部)

第5条 情報社会学部は、日々発展する情報技術の利活用に関する専門の学術及び利活用を通じた現代社会のしくみや課題の理解に関する専門の学術を教授研究し、文理の境界を越えた知識や技能を、現代社会の課題解決のために利活用できる知識と能力を有する人材を養成する。

2 情報デザイン学科は、前項に基づき、情報の技術と設計に関する専門の学術を教授研究し、現代社会の多様な課題の目的に応じて、必要な情報をデザインし、情報技術を利活用できる知識と能力を有する人材を養成する。

3 現代社会学科は、第1項に基づき、社会学及びその関連分野に関する専門の学術を教授研究し、現代社会が抱える多様な課題を的確に捉え、情報技術を積極的に活用して課題解決を図ることのできる判断力と行動力を備えた人材を養成する。

(現代マネジメント学部)

第6条 現代マネジメント学部は、地域、公共機関、企業及び国際社会における諸活動、諸問題等に係る広義のマネジメントに関する社会諸科学の専門の学術を学際的かつ統合的に教授研究

し、創造的な問題発見・問題解決能力及び行動力、組織における指導力並びに国際的視野で問題を把握する能力を兼ね備えた人材を養成する。

2 現代マネジメント学科は、前項に基づき、学問と実務との交流を促進することによって、現代社会における多角的視点から、問題発見・分析・解決及び政策提言することができる実践的な能力を備えた人材を養成する。

(教育学部)

第7条 教育学部は、高い知性及び道徳性を備えた心身共に健全な人間の育成を目指し、乳児・幼児・児童・生徒を含む子どもの全面的発達を意図した人間形成としての教育及び保育に関する専門の学芸を教授研究し、教育者として求められる専門的能力と豊かな人間性を兼ね備えた人材を養成する。

2 子ども発達学科は、前項に基づき、保育・初等教育専修においては保育・幼児教育及び初等教育に関する専門の学芸を、初等中等教育専修においては幼児教育、初等教育及び中等教育に関する専門の学芸を理論的かつ実践的に教授研究し、子どもの全面的発達を支援し導くことができる能力を備えた教員（保育士を含む。）等を養成する。

(看護学部)

第8条 看護学部は、生命の尊厳及び人間に対する総合的な理解に基づき、看護に関する専門の学術を教授研究し、人々の健康な生活に貢献することができる人材を養成する。

2 看護学科は、前項に基づき、健康の回復とその維持増進に係る看護に関する幅広い専門知識及び優れた技術を有し、創造性、高い倫理観及び豊かな人間性を兼ね備えた看護職者を養成する。

#### ＜椋山女学園大学大学院学則＞

第1条 本大学院は、教育基本法及び学校教育法に基づき、本学園の教育理念「人間になろう」にのっとり、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与する人間を育成することを目的とする。

2 本大学院の研究科及び専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別に定める。

#### ＜椋山女学園大学大学院の目的に関する規程＞

(趣旨)

第1条 この規程は、椋山女学園大学大学院学則（昭和52年学則第1号）第1条第2項の規定に基づき、研究科及び専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定める。

(生活科学研究科)

第2条 生活科学研究科は、人間生活に関する諸科学の研究の発展を目指し、健康で安全かつ快適な生活の創造に指導的役割を果たすことができ、創造性豊かな優れた研究・教育能力を備えた研究者・大学教員及び高度な専門的知識・能力を備えた高度専門職業人を養成する。

2 人間生活科学専攻博士後期課程は、前項に基づき、人間生存の根幹である衣・食・住に関する領域の高度な教授研究を通して、創造性豊かな優れた研究・開発能力と深い学識を備えた研究者を養成するとともに、確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員を養成する。

3 食品栄養科学専攻修士課程は、第1項に基づき、食品の化学、安全性、機能性に関する分野、栄養の基礎に関する分野及び人間を対象とする臨床的な栄養と保健に関する分野の教授研究を通して、人間の健康な生活に貢献する、食と栄養に関する高度専門職業人及び研究者を養成する。

4 生活環境学専攻修士課程は、第1項に基づき、衣環境、室内環境、住環境、都市環境など、生活環境に係る分野の教授研究を通して、豊かで安全な生活環境の構築に貢献する高度専門職業人及び研究者を養成する。

(人間関係学研究科)

第3条 人間関係学研究科は、人間の自己実現に寄与する人間関係の在り方を考究することにより、人間及び人間関係に関する諸問題の解決に貢献する高度な専門的知識・能力を備えた高度専門職業人を養成する。

2 人間関係学専攻修士課程は、前項に基づき、臨床心理学及び人間共生に関する視点からの教授研究を通して、人間及び人間関係に関する諸問題の解決に貢献する公認心理師及び臨床心理士、地域・福祉政策及び人事・研修の専門職員、学校教育・生涯学習分野における指導者等の高度専門職業人を養成する。

(現代マネジメント研究科)

第4条 現代マネジメント研究科は、社会の諸活動、諸問題等に係る広義のマネジメントに関する専門の学術を総合的に考究することにより、主体的に問題を発見し、解決する行動力及び管理者能力並びに高度な研究能力を兼ね備えた人材を養成する。

2 現代マネジメント専攻修士課程は、前項に基づき、経営領域、会計・税務領域、経済・公共領域の専門的な学術の総合的な教授研究を通して、各領域の高度な知識の総合的な活用により、現代社会の諸問題を解決するとともに、新たな価値を生み出し、現代社会の発展に寄与することができる人材を養成する。

(教育学研究科)

第5条 教育学研究科は、教員養成に関わる学校教育の理論的かつ実践的な教授研究を通して、教育に関する高度な専門的知識及び優れた実践的指導力を備え、教職生活全体を通じて学校における諸課題を探究し続け、自らの知識・技能の絶えざる刷新を図ることのできる高い知性及び豊かな人間性を備えた高度専門職業人としての教員を養成する。

2 教育学専攻修士課程は、前項に基づき、学校教育及び幼児教育における様々な実践的課題の教授研究を通して、教育に関する高度な専門的知識及び優れた実践的指導力を備え、学校において指導的な役割を担うとともに、時代の求める教育の諸課題に常に柔軟に対応することができる高度専門職業人としての教員を養成する。

学生に対しては、全学共通科目「人間論」の授業や新入生オリエンテーション、在学生ガイダンス等を通して周知しているほか、大学ウェブサイト上に掲載することでも周知している。

教職員、役員に対しては、大学ウェブサイト上に掲載することで周知している。また、役員については、大学学則及び大学院学則や目的に関する規程の改正の際、理事会において審議することでも周知している。

学外関係者に対しては、オープンキャンパスや募集要項等において周知しているほか、高等学校の進路指導担当教員を対象とした大学説明会、本学への入学希望者の父母を対象

にした大学説明会などにおいて説明を行っている。また、一般社会に向けても大学ウェブサイトに掲載することで周知している。

## 1-1-② 中期的な計画への反映

### ■ 使命・目的及び教育研究上の目的を中期的な計画に反映しているか

令和2(2020)年度からは「少子高齢化社会の一層の進展、第4次産業革命がもたらすスマート社会の到来、加速するグローバル化のなかでのリスク社会の深化」などの新たな社会の変化に更に対応すべく、10か年の「中長期計画(2020年4月～2030年3月)」を策定した。策定に当たっては大学運営会議、大学協議会など各種会議体で審議したが、その際には使命・目的及び教育研究上の目的を踏まえ、議論を行った。以下がその内容と項目ごとの到達目標である。

#### 相山女学園大学中長期計画(2020年4月～2030年3月)

今回の中長期計画においては、女性のライフステージを意識し、「トータル・ライフデザイン」を主導コンセプトとして教育研究を展開し、これまで以上に受験生から選ばれ、社会から信頼されることを目標とする。

##### 1 教育内容の充実

学生が主体的に学ぶ姿勢を醸成し、成長を実感できる教育を行い、主体的・対話的で深い学びを実現する。

##### 2 学修支援

学生の多様なニーズに応じた学修支援を行い、教育効果を高めるとともに、学生が学修を深めることができる環境を整える。

##### 3 学生生活

学生間、学生と教職員など、学内コミュニケーションの一層の充実を図り、必要なサポートがすぐに得られる安心・安全で健康的なキャンパスライフを実現する。

##### 4 キャリア支援

学生が就職、進学など進路についての希望を実現できるように、支援体制の充実を図り、就職の「質」を向上させ、卒業後も生涯にわたり支援する。

##### 5 学生確保

教養から実学まで、在学生から卒業生・社会人まで、幅広い学びの要求に応えることによって、中長期にわたり安定した定員管理と質の高い学生の確保を実現する。

##### 6 社会連携

他大学、行政組織、企業など、地域社会の様々な主体との連携を進めることによって、本学の活性化と発展を目指すとともに、地域社会に貢献する。

##### 7 マネジメント

教学組織の持続的な改革を通して、資源の最適配分を計画・実行するマネジメント力を一層強化する。

また、上記の各到達目標について具体的な評価指標を定めている。

例えば「1 教育内容の充実」については、①教養教育科目等の充実、②柔軟な学部教育、③ジェンダー教育の推進、④食育の推進、⑤教員の研究を促進する体制の整備、⑥教育の



内部質保証、⑦大学院教育の充実を評価指標として挙げ、それぞれについて更に具体的な取組みの内容を例示している。学部・研究科においても、教育内容検討会議などによって目的実現に向けた対応等を行い、具体的な中長期計画についての検討は始まっている。令和6(2024)年8月現在、管理栄養学科や、人間共生学科、心理学科等の学科で中期計画が策定されている。

中期計画とそれに対応した年度ごとの「椙山女学園大学改革アクションプラン」(以下、「改革アクションプラン」という。)を定めることで、本学の使命・目的の達成と、そのための具体的な取組みが明確となっている。また、改革アクションプランをもとに、認証評価での指摘事項等を踏まえて、各学部・研究科や部署において更に具体的な課題やその解決のための取組みを行っている。

### 1-1-③ 三つのポリシーへの反映

#### ■ 使命・目的及び教育研究上の目的を三つのポリシーに反映しているか。

本学は、大学学則及び大学院学則において、使命・目的及び教育研究上の目的を前述のように定め、さらに「椙山女学園大学の目的に関する規程」及び「椙山女学園大学大学院の目的に関する規程」において、大学、各研究科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定めている。

「椙山女学園大学学則」及び「椙山女学園大学の目的に関する規程」並びに「椙山女学園大学大学院学則」及び「椙山女学園大学大学院の目的に関する規程」で定めた各学部、各研究科の使命・目的を達成するため、全学的な基本方針として「教育理念の実現に向け、どのような学生を受け入れ、求める能力をどのようなプログラムを通じて育成するか」という観点から、入学者選抜から卒業認定・学位授与までの教育の諸活動を一貫したものとして構築・実施するため、ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施の方針)、及びアドミッション・ポリシー(学生の受入れの方針)を策定するための全学的な基本方針を次のように定めている。

#### <全学的な基本方針>

##### 1 策定単位

学部においては学科単位、研究科においては専攻単位とする。

##### 2 策定方針

###### (1) 全体

- ・3つのポリシーを一貫性・整合性のあるものとして策定する。
- ・学園の教育理念、学則等諸規定に定める大学、学部・学科棟の人材養成の目的その他の教育研究上の目的等に基づくものとする。
- ・内容は、抽象的・形式的な記述ではなく、具体的に記述する。

###### (2) ディプロマ・ポリシー

- ・どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのか定める。
- ・学生の学習成果の目標となるものとする。

###### (3) カリキュラム・ポリシー

- ・ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内

容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める。

(4) アドミッション・ポリシー

- ・ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める。
- ・受け入れる学生に求める学習成果（「学力の3要素」(①知識・技能、②思考力・判断力・表現力等の能力、③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度) についてどのような成果を求めるか) を示す。

以上の全学的な基本方針に基づき、各学部・学科・研究科で3つのポリシーを策定している。

## 1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

■ 使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために必要な学部・学科などの教育研究組織を整備しているか。

前述の本学の使命・目的及び教育研究上の目的を達成するため、生活科学部、外国語学部、人間関係学部、情報社会学部、現代マネジメント学部、教育学部、看護学部、生活科学研究科、人間関係学研究科、現代マネジメント研究科、教育学研究科7学部4研究科及び社会連携センター、トータルライフデザインセンターなどを設置している。組織図は以下のとおりである。

学園組織図



2024年5月1日現在

## 1-1-⑤ 変化への対応

■ 社会情勢や組織の改編などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行っているか。

めまぐるしく変わる社会情勢に対応するため、各学部・学科・研究科では教授会、学科会議、独自の検証会議等で、使命・目的及び教育上の目的の検証を実施し、必要に応じて改定を行っている。令和 6（2024）年度は 3 学部 5 学科で組織の改編があり、組織改編となった学部・学科については、使命・目的及び教育研究上の目的検証及び変更を行っている。

また、大学運営会議から、各学部・学科・研究科に対して使命・目的及び教育上の目的、3 つのポリシーを中心に検証を毎年依頼し、各学部等は教授会等で検証の上、結果を報告している。

### 【基準 1 の自己評価】

#### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・ 中長期計画の PDCA サイクルを実現するために、毎年、改革アクションプランを設定し、年度末にその年度の活動に関して点検・検証しており、その検証結果は成果報告一覧として大学ウェブサイトに掲載することで、次年度以降の活動を円滑に実施している。

#### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・ 使命・目的及び教育研究上の目的を反映した中期的な計画について、大学としては作成・実行することで反映できている。学部・学部・研究科における中期計画についても、教育内容検討会議などによって目的実現に向けた対応等を行い、令和 6（2024）年 8 月現在、生活科学部、人間共生学科など学部・学科・研究科で中期計画が策定されている。

#### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・ 大学の理念・目的、及びそれを踏まえた各学部、各研究科の教育研究上の目的は適切に設定されている。また年度ごとの活動計画は改革アクションプランとして適切に設定されていて、その効果も上がっている。引き続き、示された中長期計画に基づき、各年度に改革アクションプランを設定し、これを検証・改正することで、PDCA サイクルに沿って適切に運営していく。

## 基準 2. 内部質保証

### 2-1. 内部質保証の組織体制

#### ①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### ■ 内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。

平成 30（2018）年 6 月に、教育、研究、社会貢献等の諸活動を恒常的に改善し、質の向上を図るとともに、社会への説明責任を果たすことを目的として内部質保証に関する大学の基本的な考え方として「相山女学園大学における内部質保証に関する方針」（以下、「本方針」と言う。）を策定した。

令和 4（2022）年度に見直しを行った本方針は、以下のように定められている。

- (1) 中長期計画に基づく計画的な事業活動
- (2) 担当部署に所属する構成員レベル、担当部署別の組織レベル及び全学レベルにおける自己点検・評価
- (3) 事業の実施、評価と計画の連動による内部質保証
- (4) 教育研究等の客観的なデータに基づく点検・評価活動
- (5) 外部評価による質保証
- (6) 社会への公表

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として令和 4（2022）年度から「内部質保証推進機構」を新たに設け、機構の下に「全学自己点検委員会」と「全学自己評価委員会」を設置した。「全学自己点検委員会」は各担当部署からの点検・評価結果の取りまとめや全学的な点検・評価報告書の作成を行う。また、「全学自己評価委員会」は、その取りまとめた点検・評価結果について全学的な観点で確認・評価し、実施状況の把握と認識、課題の抽出、改善に向けた方策の計画性や妥当性等の検証を行い、その結果を反映した『自己点検評価書』を内部質保証推進機構に上程する。

また、本方針には教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針となるように、「内部質保証推進機構」と「大学協議会」、「大学院委員会」、「大学運営会議」との関わり方、大学 IR 室からの情報提供及び「理事会」「大学改革審議会」への答申・報告について示されており、体制図としてまとめられている。

上記のように定められている本方針は各教授会及び各研究科委員会等で検討された上で、制定後には大学ウェブサイトへ掲載し、役職教職員対象の説明会も実施しており、その内容は全教職員に明示されている。

以上のように、本学は内部質保証のための全学的な方針を適切に設定しており、それを明示している。

■ 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。

■ 内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制は、平成 30（2018）年度に整備された後、令和 4（2022）年度に「内部質保証推進機構」（以下、「推進機構」という。）を中心とした恒常的な組織体制を整備した。本方針において以下のように定めた。

## 2 組織体制及び各組織の責任と権限(一部抜粋)

### (1) 内部質保証推進機構

本方針の下、大学全体の教学マネジメント推進組織である大学運営会議から独立し、内部質保証を推進する組織として内部質保証推進機構（以下、「推進機構」という。）を置く。推進機構は大学協議会から付託され、全学の内部質保証推進の責任を担うとともに、全学的な自己点検・評価を行うための企画、立案、実施及び統括、認証評価を受けるための実施計画の策定及び実施、「点検・評価報告書」の作成及び公表を行う。

推進機構は、全学的な自己点検・評価結果等を学長に報告し、学長は、全学的な自己点検・評価等の結果に基づき、各担当部署の長に対してその報告及び業務改善の指示を行うとともに、次年度のアクションプランを策定するなど、その改善に努めなければならない。

当該の各担当部署の長は、当該事項に関する改善計画を推進機構に提出する。また、改善の実施を求められた事項に関する改善結果については、推進機構を通じて、学長に報告する。

### (4) 大学協議会、大学院委員会、大学運営会議

大学運営会議で作成する本学の中長期計画（案）については、大学協議会において審議する。推進機構が行った全学的な自己点検・評価結果及び点検・評価報告書の内容については、学長が大学協議会に諮問し、答申を得ることとする。

学長は、大学協議会からの答申を得た後、各学部に関するものは大学運営会議へ、各研究科に関するものは大学院委員会に報告する。

相山女学園大学における内部質保証体制図(概要)

The diagram illustrates the internal quality assurance system at Aihara Women's Gakuin University, organized into four main phases: PLAN, DO, CHECK, and ACTION.

**PLAN (Planning):**

- Board of Directors (理事会):** Provides overall guidance and approves the university's vision and mission.
- Faculty Senate (大学協議会):** Approves the university's vision, mission, and the quality assurance system.
- Quality Assurance Promotion Committee (内部質保証推進機構):** Develops the quality assurance system and promotes its implementation.
- Self-evaluation (自己点検):** Conducted by the Faculty Senate and the Quality Assurance Promotion Committee.
- External evaluation (第三者による外部評価):** Conducted by external organizations (e.g., AACSB, EQUIS, AMBA).

**DO (Implementation):**

- Faculty Senate (大学協議会):** Implements the quality assurance system and promotes its implementation.
- Quality Assurance Promotion Committee (内部質保証推進機構):** Implements the quality assurance system and promotes its implementation.
- Self-evaluation (自己点検):** Conducted by the Faculty Senate and the Quality Assurance Promotion Committee.
- External evaluation (第三者による外部評価):** Conducted by external organizations (e.g., AACSB, EQUIS, AMBA).

**CHECK (Checking):**

- Faculty Senate (大学協議会):** Checks the implementation of the quality assurance system and promotes its implementation.
- Quality Assurance Promotion Committee (内部質保証推進機構):** Checks the implementation of the quality assurance system and promotes its implementation.
- Self-evaluation (自己点検):** Conducted by the Faculty Senate and the Quality Assurance Promotion Committee.
- External evaluation (第三者による外部評価):** Conducted by external organizations (e.g., AACSB, EQUIS, AMBA).

**ACTION (Action):**

- Faculty Senate (大学協議会):** Takes action to improve the quality assurance system and promotes its implementation.
- Quality Assurance Promotion Committee (内部質保証推進機構):** Takes action to improve the quality assurance system and promotes its implementation.
- Self-evaluation (自己点検):** Conducted by the Faculty Senate and the Quality Assurance Promotion Committee.
- External evaluation (第三者による外部評価):** Conducted by external organizations (e.g., AACSB, EQUIS, AMBA).

The diagram also shows the flow of information between these bodies and the implementation of various measures, such as curriculum improvement, faculty development, and student support.

各学部・研究科と諸組織の役割分担は本方針にあるとおり、組織レベルでの自己点検・評価を行い、その結果を、推進機構を通じ学長へ報告することである。

本方針の下、各学部教授会及び各研究科委員会は各学部・研究科の内部質保証推進の責任を担う。また、各学部には設置された学部長・学科主任等を構成員とする運営組織（以下「運営委員会又は運営会議」という。）及び各研究科委員会において、学長の指示（必要に応じて

開催する自己点検・評価に関する説明会)に基づき、自己点検・評価を行い、各学部・研究科ごとに「自己点検・評価報告書」を作成した上で自己点検・評価結果を学長へ報告する。

同様に、その他の担当部署においても、各委員会等はそれぞれの内部質保証推進の責任を担うとともに、自己点検・評価を行う。

各担当部署の長は、全学的な自己点検・評価及び認証評価の結果に基づく学長からの業務改善の指示を受け、その改善に努めなければならない。

以上のように、方針及び推進機構を中心とした全学的な体制を見直したことにより、本学の内部質保証のための責任体制が明確になっていると判断できる。

## 2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### ①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### ②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

- 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。
- エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的に実施しているか。
- 自己点検・評価の結果を学内で共有しているか。

内部質保証体制は令和 4（2022）年度に見直しを行い、「内部質保証推進機構」（以下、「推進機構」という。）を新たに設置し、大学協議会から付託され、全学の内部質保証推進の責任を担う体制とした。また、各担当部署の内部質保証の責任を負い、自己点検・評価を行うのは、各学部教授会・研究科委員会等である。

内部質保証のプロセスとしては、令和 4（2022）年度から推進機構が中心となり、推進機構は大学協議会から付託され、全学の内部質保証推進の責任を担うとともに、全学的な自己点検・評価を行うための企画、立案、実施及び統括、認証評価を受けるための実施計画の策定及び実施、「自己点検評価書」の作成及び公表を行う。推進機構は、全学的な自己点検・評価結果等を、大学協議会を通じて学長に報告し、学長は全学的な自己点検・評価等の結果に基づき、各担当部署の長に対してその報告に基づく業務改善の指示を行うとともに、次年度のアクションプラン等を策定するなど、その改善に努めている。当該の各担当部署の長は、当該事項に関する改善計画を推進機構に提出する。また、改善の実施を求められた事項に関する改善結果については、推進機構を通じて、学長に報告する。こういった活動の妥当性及び適切性について検証するため、内部質保証推進機構運営委員会には年 1 回企業人の外部評価委員を招へいし、助言を仰いでいる。

これに加えて、各学部・研究科等は、自らの自己点検・評価と大学としての点検・評価をもとに、それぞれ、必要に応じてワーキンググループを立ち上げるほか、学科運営組織

を設置するなどして、教育改善の取組みを進めている。例えば、情報社会学部では、大学の内部質保証に関する方針に基づき、学部教授会が学部の内部質保証推進の責任を担う。また、学部に設置された学部長・学科主任等を構成員とする学部運営会議において、各種委員会に指示を出して学部教育における PDCA サイクルの検証を行うほか、学長の指示（必要に応じて開催される自己点検・評価に関する説明会）に基づき自己点検・評価を行い、学部の『自己点検評価書』を作成した上で、自己点検・評価結果を推進機構から学長へ報告する。

これらの自己点検・評価は、毎年更新する本学のエビデンス集、大学 IR レポート、学修行動調査、卒業時学修行動・満足度調査、入試区分別 GPA 及び退学・除籍者分析を参考資料に用いて、毎年実施している。

このように、大学レベル、各学部・研究科等のレベルでの質保証については、教授会または研究科委員会を中心として方針・手続や責任の所在等を明示した体制のもとで取り組んでいる。

さらに、構成員レベルでの質保証については、全学教務委員会及び全学 FD 委員会を中心に、各教員の授業における PDCA サイクルに関与し、教員各自の検証を促す体制となっている。

また、大学全体の自己点検・評価の結果は『自己点検評価書（大学年報）』として大学ウェブサイトに掲載することで、学内で共有している。

以上のことから、自己点検・評価の結果を公表していない各構成員レベル（授業レベル）及び学部学科レベルの自主的・自律的な点検・評価の在り方についての課題はあるが、推進機構を中心とした内部質保証体制のもと、学外の第三者評価の定期的な実施も進んでおり、全体として本学の内部質保証システムは、方針及び手続に基づき有効に機能していると判断できる。

## 2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

### ■ 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。

大学 IR 室のメンバー構成は「椋山女学園大学 IR 室規準（平成 26（2014）年 3 月 18 日制定）」にあるとおり学長が指名する学長補佐 1 人を室長に、椋山女学園企画広報部 IR 室の室長をもって室長補佐を充て、学長が指名する教員 2 人及び事務局長が指名する企画広報部 IR 室員 3 人となり、その庶務は企画課が担っている。自己点検・評価や様々な取組みに関わっており、評価のために必要な情報の収集、管理、分析、提供等に携わっている。卒業生の入試区分別 GPA の分析、学修時間等の調査等分析結果を全学及び各学部で共有してもらうよう、データの提供や説明を行っている。また、教学部門の教務課においては、GPS-Academic を用いた学修成果の可視化、授業アンケートの実施が行われている。

以上のように、本学は現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備していると判断できる。



## 2-3. 内部質保証の機能性

### ①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

### ②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

### ③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

#### (1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

#### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

■ アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか。

■ 学生の意見・要望の分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に反映しているか。

学生の意見・要望をくみ上げるシステムとして、大学 IR 室の行う「学修行動調査」では、授業時間外学習の時間を把握し、量的・質的に適当な学習課題となるよう、各学部で検証している。なお、この学修時間等の調査は毎年 11 月頃、1・2 年生を対象に実施し、調査結果は翌年 1 月の大学運営会議、教授会で報告し共有している。また、卒業生を対象に毎年 3 月に実施している「卒業時学修行動・満足度調査」では、学生生活、学修環境についての意見を吸い上げ、各学部・各部署での改善に役立てている。さらに、教務課において授業の質的向上のため、半期ごとに授業アンケートを実施している。このアンケートでは、学生自身の学修に対する自己評価と課題や授業の実施方法に対する項目に整理しており、前者の学生自身の達成度及び後者の集計結果は FD 委員会で報告し、各学部教授会で検証している。個々の授業の集計結果は担当教員に通知され、教員はその結果を踏まえて授業改善のための「リフレクション」を作成し、学生へ公表している。学部長は当該学部の授業アンケート結果やリフレクションを点検し、学部・学科及び大学全体としての組織的な教育改善や教育支援に活用している。学修環境、学生生活に関しても学生の意見を「学生意見箱」によって随時受け付けている。これらを通して学生の学修環境は徐々に改善されている。看護学部においては、令和 5（2023）年度は 12 件の学生意見箱への投書を受け付けフィードバックし、ウォーターサーバーの設置や自動販売機の増設等を行った。また、学生のロッカールームが手狭であるという学生からの要望を取り入れ、学生ロッカールームの拡充を計画している。

以上のように、学生の意見・要望をくみ上げるシステムは機能しており、分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に反映させている。

#### 2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

■ 学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に生かす努力をしているか。

本学が実施する自己点検・評価の結果の妥当性及び客観性を高めるために、令和3(2021)年2月「椋山女学園大学外部評価委員会規準」を制定し、第三者の立場からの外部評価を実施している。この外部評価は大学全体のみならず、各担当部署においても、3年に一度実施するサイクルを確立している。学外の大学関係者、民間企業の社員や地方公共団体職員等を外部評価委員として委嘱し、多様な視点からの点検・評価を行い、内部質保証の取組みに向けたより一層の充実と向上に努めている。

毎年12月に実施する内部質保証推進機構運営委員会においては、3つのポリシーを踏まえた本学の教育研究及び社会貢献等の諸活動について、その妥当性及び適切性を検証するため、外部委員を委嘱し、意見・要望を聞くことで、議論を活性化させ、その分析結果をもとに、大学協議会にて業務改善課題を報告している。学長は該部署に対して業務改善指示を出し、次年度の事業計画書へ反映させることによって教育研究や大学運営の改善向上に生かす努力をしている。

### 2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

- 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に反映しているか。
- 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能しているか。
- 自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力しているか

3つのポリシーを起点とした内部質保証においては、「椋山女学園大学における内部質保証に関する方針」にあるとおり、構成員レベル、組織レベル及び全学レベルにおいて、3つのポリシー等の各種指針に照らして自己点検・評価を行う。内部質保証推進機構は、全学的な自己点検・評価を行うための企画、立案、実施及び統括、「点検・評価報告書」の作成を行う。推進機構は、全学的な自己点検・評価結果等を学長に報告し、学長は、全学的な自己点検・評価等の結果に基づき、各担当部署の長に対してその報告及び業務改善の指示を行う。当該の各担当部署の長は当該事項に関する改善計画を推進機構に提出し、改善の実施を求められた事項に関する改善結果については、推進機構を通じて、学長に報告する。

中長期計画に基づいて策定したアクションプランを実行し、担当部署に所属する構成員レベル、担当部署別の組織レベル及び全学レベルにおける自己点検・評価結果に基づき、各担当部署の教育研究等に関する事業計画及び全学のアクションプランを毎年度検証し、事業の実施、評価と計画を連動させる PDCA サイクルによって恒常的に改善・改革を推進している。

以上のように、3つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に反映しており、中長期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能していると言える。

#### 1 方針（一部抜粋）

(2) 担当部署に所属する構成員レベル、担当部署別の組織レベル及び全学レベルにおける自己点検・評価

法令に基づき、本学が定める3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）等の各種方針に照らして実施する本学の自己点検・評価は、各学部、各研究科、図書館、国際交流センター、入学センター、大学情報教育開発センター、社会連携センター、キャリア育成センター及び認証評価の項目に該当する関係の諸委員会並びに事務局（以下「担当部署」という。）に所属する構成員レベルや担当部署別の組織レベルにおいて行い、さらに、それらを踏まえて行う全学的な自己点検・評価の三段階で行う。また、法令に基づき、本学が認証評価機関による認証評価を受ける場合も、上記と同様に三段階の自己点検・評価を行う。

### （3）事業の実施、評価と計画の連動による内部質保証

中長期計画に基づいて策定したアクションプランを実行し、担当部署に所属する構成員レベル、担当部署別の組織レベル及び全学レベルにおける自己点検・評価結果に基づき、各担当部署の教育研究等に関する事業計画及び全学のアクションプランを毎年度改定し、事業の実施、評価と計画を連動させるPDCAサイクルによって恒常的に改善・改革を推進する。

## 2 組織体制及び各組織の責任と権限

### （1）内部質保証推進機構

本方針の下、大学全体の教学マネジメント推進組織である大学運営会議から独立し、内部質保証を推進する組織として内部質保証推進機構（以下、「推進機構」という。）を置く。推進機構は大学協議会から付託され、全学の内部質保証推進の責任を担うとともに、全学的な自己点検・評価を行うための企画、立案、実施及び統括、認証評価を受けるための実施計画の策定及び実施、「点検・評価報告書」の作成及び公表を行う。

推進機構は、全学的な自己点検・評価結果等を学長に報告し、学長は、全学的な自己点検・評価等の結果に基づき、各担当部署の長に対してその報告及び業務改善の指示を行うとともに、次年度のアクションプランを策定するなど、その改善に努めなければならない。

当該の各担当部署の長は、当該事項に関する改善計画を推進機構に提出する。また、改善の実施を求められた事項に関する改善結果については、推進機構を通じて、学長に報告する。

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、法令その他で公表が求められている情報を大学ウェブサイトで公開している。ホームページでは「大学紹介」の「大学の取り組み」及び「情報公開」のページに「財務状況」「内部質保証・大学評価」などの項目を挙げ、容易に情報にアクセスできるように配慮することで、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう取り組んでいる。

教職課程については、教育職員免許法施行規則第22条の6の規定に基づく教職課程に関する情報公開を行っている。具体的には大学ウェブサイトにおいて、①免許状の種類等、②教員の養成の目的及び当該目的を達成するための計画、③教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目、④教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画、⑤卒業者の教員免許状の取得の状況及び教員への就職の状況、⑥教員の養成に係る教育の質の向上に係る取り組みを公表している。また、同施行規則第22条の7及び第22条の8の規定に基づく教職課程の自己点検・評価結果は、各学部教授会及び各研究科委員会に報告、内部質保証推進機構に提出した上で、本学ホームページにて公表している。

大学全体としての内部質保証に関する取組みは、毎年『自己点検評価書』として公表している。

## **【基準 2 の自己評価】**

### **(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み**

- ・ 内部質保証推進機構運営委員会に、企業人の外部評価委員を年 1 回招へいし、内部質保証の妥当性及び適切性の検証を進めている。
- ・ 内部質保証システムの点検・評価を行うことができ、それに伴う改善向上として内部質保証に係る PDCA サイクルを機能させることにより、スケジュールの見直し等を図ることができた。

### **(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など**

- ・ 内部質保証の実施について各構成員レベル（授業レベル）での点検・評価は十分な対応ができているとは言えない

### **(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定**

- ・ 「内部質保証推進機構の設置」だけに留まらず、関連規程類を改正するなどして対応を進める。
- ・ 外部評価については評価体制を構築し、令和 3（2021）年度からその取組みが始まり、令和 4（2022）年度は大学全体での外部評価を実施し、令和 5（2024）年度には外部評価を始めて4年目となり全学部・研究科が一通り外部評価の受審を終え2巡目になるため、その評価結果をもとに PDCA が回せるよう改善に努める。
- ・ 教職課程の内部質保証については、全学的に教職課程を実施する組織として教職課程委員会を中心に、学部教務委員会と連携しながら教職課程の質の保証、向上に努めている。今後、教職課程を継続的に改善していくために、全学の内部質保証システムとも連携して、教職課程の自己点検・評価に取り組んでいく。

### 基準 3. 学生

#### 3-1. 学生の受入れ

##### ①アドミッション・ポリシーの策定と周知

##### ②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

##### ③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

###### (1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

##### ■ アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。

本学では、「相山女学園大学学則」第1条及び「相山女学園大学の目的に関する規程」に掲げる人材養成を達成するために、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を大学及び学位課程（学部学科、研究科ごと）に定めている。

大学全体の「入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）」を基に、学位課程ごとにそれぞれの学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に沿って、入学前に履修しておくべき教科や学生に求める能力等を「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・協働性」に応じて示している。また、入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）の点検については、入試方式の見直しやカリキュラム改正などを踏まえて大学運営会議、入学基本事項検討委員会、教授会、大学院委員会等で行っている。

これらの方針は、大学及び大学院のホームページに公表しているほか、学生募集要項にも記載し周知している。さらに、外部ウェブサイトの「大学改革支援・学位授与機構“大学ポートレート”」からも確認することができる。

学部、研究科で作成する組織レベルの自己点検評価書における3-1-①「教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知」についても、全学部、研究科でアドミッション・ポリシーを定め、大学HPや学生募集要項で公開している旨の説明がなされている。

アドミッション・ポリシーについて、昨年度の自己点検評価にて入試区分ごとの「入学者受入れの方針」が設定されていないことについて指摘があった。現在、大学運営会議にて入試区分ごとの「入学者受入れの方針」を作成するよう依頼がされ、次年度のアドミッション・ポリシーは修正した内容とするため対応中である。

#### 3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

##### ■ アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜制度を整備しているか。

##### ■ 入学者選抜などを、適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法により実施し、その検証を行っているか。

学生募集及び入学者選抜の透明性、公正性を確保するため入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）及び「大学入学者選抜実施要項」（文部科学省高等教育局長通知）に基づき、本学では以下のように運営体制を整備し、実施している。

入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）に基づいた多様な入学者を確保するた

め、「一般選抜」「総合型選抜(AO 選抜)」「学校推薦型選抜」「その他」の入試区分でその定員を設定し、入学者選抜を実施している。なお、「大学入学者選抜実施要項」(文部科学省高等教育局長通知)に基づき、学校推薦型選抜の募集人員は入学定員の5割を超えないよう適切に設定している。

令和7年(2025)年度入試については以下の区分ごとに実施する。

#### ●一般選抜

一般選抜は、「一般入試A(3教科型/2教科型/共通テスト併用型)」「一般入試B(2教科型)/共通テスト併用型」「大学入学共通テスト利用型入試A(2教科型/3教科型/5教科型)及びB(2教科型/3教科型)」があるが、すべて学力試験のみで評価する。

#### ●総合型選抜(AO 選抜)

総合型選抜(AO 選抜)は、「自己表現入試」「学科適性入試」「探究活動入試」の3つの区分で行う。「自己表現入試」は、「AO選抜型(出願書類やプレゼンテーションで評価)」と「ワークショップ・体験型(オープンキャンパス等で実施するワークショップや体験への参加に関する課題や感想、出願書類、面談により評価)」で行われる。「学科適性入試」は「適性試験型(2教科の試験と面接により評価)」と「資格・活動型(高校での資格や活動と面接により評価及び適性試験に加点)」で行われる。「探究活動入試」は講義動画やテキストを視聴・閲覧し、その内容に関連したテーマを設定して探究課題面接により評価する。

#### ●学校推薦型選抜

学校推薦型選抜は「公募制推薦入試」「指定校制推薦入試」「併設校制推薦入試」により行われる。

「公募制推薦入試」は「Ⅰ期(教科型)併願/専願」「Ⅰ期(総合型)」「Ⅰ期(保育者養成型・学校教員養成型)」「Ⅰ期(音楽教員養成型)」「Ⅱ期(総合型)」を学科・専修の適性に応じて実施する。それぞれの入試では教科型では学力試験、総合型では面接やプレゼンテーション・小論文などに加え調査書等の出願書類により評価する。

「指定校制推薦入試」及び「併設校制推薦入試」は、書類審査(調査書、推薦書(「併設校制推薦入試」は除く)、志願理由書)、面接、口頭試問またはプレゼンテーションにより評価する。

#### ●その他の選抜

その他の選抜は、「同窓生特別推薦入試」「社会人入学特別選抜」「外国人留学生入学特別選抜」「帰国生入学特別選抜」の4つの選抜区分がある。

「同窓生特別推薦入試」は、書類審査(調査書、推薦書、志望理由書)、学習成績、小論文、面接で評価する。

「社会人入学特別選抜」「外国人留学生入学特別選抜」「帰国生入学特別選抜」は、書類審査(調査書、推薦書、志望理由書)、小論文、面接により評価する。

学生募集及び入学者選抜の実施体制としては、入学センターを組織し、高校訪問やオープンキャンパスなど入学広報及び入学者選抜試験に関する事項等を取り扱っている。

入学広報及び入学者選抜試験に関する委員会として、本学の入学に関する基本的事項について必要な事項を審議する「入学基本事項検討委員会」、本学の行う入学試験を円滑かつ

適正に実施するための「入試実施委員会」、学力検査及び小論文の問題作成等に関する基本的事項を審議する「出題委員会」、オープンキャンパスなどの入学広報を実施するための「入学広報実施委員会」を設置し、それぞれの任務にあたっている。

また、入試問題の作成については「出題委員会」が中心となっており、英語・数学・国語についての作題は学内で行い、その他の教科については内部での作題を中心に外部での作題も行っている。これらの入試問題の作成・保管や入試情報処理システムの運用等は、セキュリティが確保された学内施設で管理し、入試問題の作成・印刷や入試情報処理システムの運用に関わる業者とは、契約書において機密保持に関する条項を設定するなど、入試問題の漏洩や情報処理ミスが生じないように措置している。

入学者選抜等の検証については入学基本事項検討委員会及び入試実施委員会において、当該年度の入学者選抜終了後に総括を行い、入試区分ごとの志願者数、入学者数、一般入試における偏差値、指定校推薦枠など、入学者の学生の受入れの適切性などについて点検を行っている。また、この入試結果を基に次年度における各学部への受入れに対する対応等を、各学部の入試委員会や将来計画委員会等において協議している。また、大学 IR 室においては、大学入学後の学生の学業状況について GPA や単位修得状況などを基に入試区分別に分析を行っており、それらの結果を基に各学部において検証を進めている。

学部、研究科で作成する組織レベルの自己点検評価書における 3-1-②「アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証」についても、全学部・研究科がアドミッション・ポリシーに沿った入試方法について入学基本事項検討委員会等で検討し、入試結果についても担当委員、委員会等で確認し、検証を進めている旨の回答をしている。

### 3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### ■ 入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。

入学定員及び収容定員については、「嵯峨女学園大学学則」第 3 条に定められている。定員管理は、学長の下、入学基本事項検討委員会において過去数年にわたる入試実績や歩留まり率を参考にしながら当該年度に確保すべき目標値を設定し、それに近づけるように努めている。

令和 6（2024）年度入試における各学科の充足率は、次のとおりである。

#### 〈入学定員充足率〉

生活科学部（管理栄養学科 1.03、生活環境デザイン学科 1.02）、外国語学部（英語英米学科 0.54、国際教養学科 0.42）、人間関係学部（人間共生学科 0.44、心理学科 0.80）、情報社会学部（情報デザイン学科 0.76、現代社会学科 0.48）、現代マネジメント学部（現代マネジメント学科 1.08）、教育学部子ども発達学科（保育・初等教育専修 0.97、初等中等教育専修 1.05）、看護学部（看護学科 1.21）

#### 〈収容定員充足率〉

生活科学部（管理栄養学科 1.10、生活環境デザイン学科 1.05）、外国語学部（英語英米

学科 0.54、国際教養学科 0.42)、人間関係学部(人間共生学科 0.44、心理学科 0.93)、情報社会学部(情報デザイン学科 0.76、現代社会学科 0.48)、現代マネジメント学部(現代マネジメント学科 1.08)、教育学部子ども発達学科(保育・初等教育専修 1.01、初等中等教育専修 0.99)、看護学部(看護学科 1.12)

令和 6(2024)年 4 月に国際コミュニケーション学部を外国語学部、人間関係学部人間関係学科を人間共生学科に、文化情報学部を情報社会学部に学部改組を行い、学生募集が堅調である現代マネジメント学部及び看護学部の入学定員の見直しを行った。ここ数年、定員未充足であった学部に対しての抜本的な改革ではあったが、入学定員充足率は外国語学部英語英米学科 0.54、国際教養学科 0.42、学部全体で 0.49、人間関係学部人間共生学科 0.44、情報社会学部情報デザイン学科 0.76、現代社会学科 0.48、学部全体で 0.60 と改組学部全体で入学定員を充足しない状況となった。これらの要因として、届出及び設置認可申請のスケジュールが遅れたことにより積極的な広報ができなかったこと、また、情報社会学部の設置認可が 10 月末になったことから、入試のスケジュールも予定より 2 か月程度後ろ倒しになり、学校推薦系入試や AO 選抜において志願者の確保が難しかったことが挙げられる。これらの状況を鑑み、令和 7 年(2025)年度入試では①オープンキャンパスの早期実施、②広報課が実施している SNS や DM 等の強化、③大学説明会、高校訪問の体制の強化を行い、入試改革として、④総合型選抜(AO 選抜)の実施、⑤一般入試 A(3 教科型)受験者に 2 教科型の併願制度を追加、⑥一般入試 B での 2 時間 2 教科型及び共通テスト併用型への試験方式の実施、⑦受験料について初回を 30,000 円、2 回目以降は 5,000 円とする相大エール割の導入等の対策を行うことで、入学定員確保に努めている。

令和 6(2024)年度入試の大学院の研究科入学定員充足率は、次のようになっている。

〈入学定員充足率〉

生活科学研究科(食品栄養科学専攻(修士課程)0.17、生活環境学専攻(修士課程)0.33)、人間関係学研究科(人間関係学専攻(修士課程)0.65)、現代マネジメント研究科(現代マネジメント専攻(修士課程)0.80)、教育学研究科(教育学専攻(修士課程)0.17)、生活科学研究科(人間生活科学専攻(博士後期課程)0.00)

〈収容定員充足率〉

生活科学研究科(食品栄養科学専攻(修士課程)0.17、生活環境学専攻(修士課程)0.33)、人間関係学研究科(人間関係学専攻(修士課程)0.78)、現代マネジメント研究科(現代マネジメント専攻(修士課程)0.70)、教育学研究科(教育学専攻(修士課程)0.25)、生活科学研究科(人間生活科学専攻(博士後期課程)0.00)

大学院は、修士課程・博士課程とも入学者数が定員に達していない状況が続き、収容定員に対する在籍学生数比率も過去 5 年の平均で 1.0 を上回っていない。

入学者の確保に向けて、令和 6(2024)年度は現代マネジメント研究科で増加したものの、他の研究科は令和 5(2023)年度からの改善が見られていない。このことから生活科学研究科では関心のある学生及び社会人に対して、研究室訪問の際に、2024 年度から始まった早期修了制度を周知することで、特に社会人志願者の増加・獲得を目指す。現代マネ



ジメント研究科では令和 5(2023) 年 4 月から開始した「職業実践力育成プログラム (BP)」と社会人が働きながら大学院の所定の科目等を履修し、単位を認定する「履修証明プログラム」を通じて入学定員充足率の向上を目指している。

基準 3-1 学生の受入れについて、「基準項目を満たしている」と回答しているが、学部・研究科で作成する組織レベルの自己点検評価書における 3-1-③「入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持」については、複数の学部、研究科から定員割れを起こして入学定員が充足できていない旨回答している。文部科学省による入学定員の厳格化により平成 31 (2019) 年度入試の志願者、入学者をピークとして、令和 2 (2020) 年度入試以降はコロナ禍のため志願者、入学者も減少を続けている。令和 6 (2024) 年度の入学生確保に向けて学部改組を実施したが、前述したとおり入学定員の充足には至っていないため、入試方法の見直しなど、改善に向けた取組みを進める。

### 3-2. 学修支援

#### ①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

#### ②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

##### (1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

##### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

##### ■ 教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。

「学生支援に関する方針」を令和元 (2019) 年に策定し、この方針に基づき学生支援のためのガイドラインを定め、教員と職員が連携して修学支援、学生生活支援、進路支援を行う体制を整備している。

修学支援に関わる全学的な大学運営体制として「教養教育機構運営委員会」「教職課程委員会」「全学教務委員会」等があり、その中でも、例えば「教養教育機構運営委員会」は原則として毎月開催し、教員側として学長補佐、各学部の教務委員、事務局側として学務部長、教務課長で構成し、教職員協働の体制で運営している。このように修学支援に関わる委員会において審議・報告した案件の結果は、学部教授会に学部教務委員から報告され、各教員に情報共有されている。事務局側は、部課長会を通して各職員に情報共有される。このように、教員と事務局の学修支援関連部門が連携する体制を整備して運営を行っている。

学生への学修支援は、関連する委員会のもと、授業担当教員、学修・生活指導教員及び学修支援関連部署（教務課・学生課・学生相談室・医務室・学部事務室・図書館課・学園情報センター・キャリア支援課・国際交流センター事務室等）が協働して実施している。緊急的・専門的対応が必要な場合は、学生支援のためのガイドラインに沿い、状況に応じた授業配慮などの学生支援を行う体制を整えている。

本学の学修・生活指導教員制度により、学修及び大学生活全般について、学生と教員が

相互に意思疎通を図ることで、学生の抱える課題にいち早く気づく体制を整えている。学生の休退学や学納金に関する相談、学生生活・修学上の相談や問題等について、指導教員は、学部長、学科主任等と相談しながら解決する役割を担っており、教務課、学生課等の事務部門とも密接な連携を図っている。

### 3-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### ■ 学修支援のために、TA や SA(Student Assistant)などを適切に活用しているか。

学修支援のために、TA や SA を全学的に活用している。具体的には、本学大学院に在籍する優秀な学生を TA として雇用し、担当教員の指示の下で、実験、実習、演習その他の実技を伴う教育補助を行っている。学部では、在学する優秀な学生を情報 SA として雇用し、授業担当教員の指示の下で、情報機器の操作補助の業務を行っている。また、他大学の大学院生を TS (Teaching Staff) として雇用し、授業担当教員の指示の下で、教養教育科目や専門教育科目の情報処理教育に係る演習補助業務を担っている。授業補助要員として、TS または SA を 20 人の学生に 1 人の割合で配置することで、きめ細かな授業支援を行うことが可能となり、学生が安心して学び、授業の理解が深まるよう配慮している。

外国語学部では、Global Language Lounge (日本語による会話禁止の外国語会話空間) を設け、英語に堪能な学部学生がアドバイザーとなり、学修サポートやランチ会の開催などに関わっている。

#### ■ オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。

全学部の専任教員はオフィスアワーを設けている。学生向けには、オフィスアワーの一覧を、各教員研究室への掲示及び学生支援システムで公開し、周知しており、授業や学業に関すること及び学生生活や進路に関することについて、相談しやすい体制を整えている。各教員は、学生の質問や相談に対しては、時間の許す限りいつでも対応するよう努め、教員があらかじめ示すオフィスアワーの時間帯であれば、誰でも相談できる体制を整えている。

#### ■ 障がいのある学生への合理的な配慮を行っているか。

本学では従来から障害のある学生からの要望に応じ、障害の程度や支援内容を学生相談室や医務室が聞き取りをして「配慮願」を作成し、授業担当教員が障害や精神的な疾患等に応じたきめ細やかな対応を行ってきた。そして、令和 5 (2023) 年度に「梶山女学園大学全学障害学生支援委員会規準」を制定し、新たに全学障害学生支援委員会を設置した。「梶山女学園大学における障害のある学生の支援に関する基本方針」に従い、障害のある学生への合理的配慮を行うため、教育及び学生生活の支援、学修環境の整備を組織的に行っている。

入学前の事前相談では、入学後の学修や学生生活に支障が発生しないように、キャンパスソーシャルワーカーが配置されている障害学生支援室が中心となり、要望に応じて本人及び保護者への聴き取りを行い、実際にキャンパス内を一緒に確認しながら、学修、学生生活の障害となる箇所・事象の把握に努めている。障害学生支援室との調整を経て、当該

学生から合理的配慮申請書を提出してもらい、全学障害学生支援委員会において大学としてできる合理的配慮の対応について審議し、関係部署と連携し対応している。

■ 中途退学、休学及び留年などへの対応策を講じているか。

単位修得状況調査、GPA 調査及び欠席調査を年に 2 回実施し、修得単位が少ない学生、必修科目を落としている学生、欠席回数が多く失格の恐れがある学生等を学修要支援学生として洗い出し、早期に学部教務委員や学生委員が連携して、指導や助言を行っている。特に、「GPA 利用に係る申合せ」に基づく履修指導を行ったにも関わらず改善されなかった学生に対しては、学部長等が退学勧告を含めた履修指導・進路指導等を行うこととしている。

成績及び単位履修の状況については、学部生の保証人（不同意者除く）に対しても専用ポータルサイトで閲覧できるよう通知している。また、定期的に保護者からの相談機会（父母の集いにおける保護者相談会）を設けるなど、保証人や保護者と連携した学生支援を行っている。

休学や退学を申し出た学生には、学修・生活指導教員が面談を行い、必要に応じて学生相談室や医務室、さらには教務課、学生課の職員も関わって相談や助言を行っている。その上で休学、退学、除籍は、教授会の審議を経て承認する。休学・退学・除籍の数や理由などの情報は、「全学教務委員会」を通じて教授会へ報告され、現状把握と改善に努めている。退学等の改善策として、先に述べた学修要支援学生への早期支援体制のほか、総合大学としての強みを生かし、他学部他学科への転学部転学科を選択肢の 1 つとして勧めている。また、卒業判定不可及び休学に伴う留年者には、各学部の教務委員会、学修・生活指導教員及び教務課が、授業履修計画等の相談対応において指導や助言、説明を丁寧に行っている。

### 3-3. キャリア支援

#### ①教育課程におけるキャリア教育の実施

#### ②キャリア支援体制の整備

##### (1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

##### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の充実

■ キャリア教育を教育課程に取入れ、適切に実施しているか。

##### 【キャリア教育の実施】

キャリア教育に関わる科目に関しては、①全学共通教育科目「人間論」、②教養教育科目「領域 7 トータルライフデザイン」、③各学部の専門教育科目においてキャリアに関連する科目を展開している。

1 年次には、必修科目の全学共通科目「人間論」の授業のうち、6 回をキャリア教育に当て、「自分を知ろう」「人生の先輩から働くことを学ぶ」「大学生活でこれから 4 年間にやっ

ておくこと」をテーマに、グループワークなどをしながら自分の将来を考え、実現していくためのキャリア導入教育を行っている。さらに、本学では、この「人間論」のための大学オリジナルテキストも作成している。

また、教養教育科目の中に『領域7 トータルライフデザイン』を設置し、「ファーストイヤーゼミ」「ジェンダー論入門」「ワークキャリアデザイン」「ビジネススキル入門」「キャリア形成実習Ⅰ」「キャリア形成実習Ⅱ」といったキャリアに関連する科目を配置し、入学時からキャリア教育を全学で導入している。

2年次、3年次では、令和5（2023）年度からは、これまでの「インターンシップⅠ・Ⅱ」を「キャリア形成実習Ⅰ・Ⅱ」に名称変更して、春季及び夏季休暇に5日間、企業等でキャリア形成実習として実施されている。令和5（2023）年度には延べ235人（2022年度春期90人、2023年度夏期145人）の学生がキャリア形成実習Ⅰ・Ⅱ（旧 インターンシップⅠ・Ⅱ）に参加した。

また、総合大学としての強みを生かし、各学部学科の専門教育科目のうち、キャリア教育に資する科目を『生涯キャリア科目群』『生活領域キャリア科目群』『実践キャリア科目群』に分けてキャリア教育科目として指定・公開し、学部学科を超えてこれらの科目を履修できるようにしている。しかし、キャリア教育科目の位置づけや利用方法が十分学生に伝わっていないなどの課題は改善できていない。

このほか、社会で活躍する卒業生や本学の教育に賛同する企業・実務家の方を正課授業等にゲストスピーカーとして積極的に活用する仕組みとして「人材バンク」制度を設けている。令和5（2023）年度は、80コマの利用があり、各学部の授業においてゲストスピーカーがキャリアについて話す機会を設けた。また、全学部がこの制度を活用できるように利用方法についての見直しを行った。

#### 【トータルライフデザイン教育】

本学では、教育目標である高い知性と豊かな情操を兼ね備えた人材の育成を目指して、授業での「キャリアの学び」、キャリア形成実習における「実地の学び」、職業的自立に関わる「情報の提供やサポート」及びこれら3つの「教育」「体験」「支援」を有機的に関連させる全体へのアプローチと個々へのアプローチを融合した進路を選択し、女性が社会で自立して生きていくための知識・能力の習得を支援する「トータルライフデザイン教育」を主導コンセプトに、社会的・職業的自立と就業力を兼ね備えた卒業生を送り出している。

以上のことから、大学の方針に基づき、キャリア支援に関する教育課程におけるキャリア教育体制は整備され、充実していると言える。

### 3-3-② キャリア支援体制の整備

■ 卒業後の進路に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

#### 【学生のキャリア支援を行うための体制の整備】

平成27（2015）年4月から「キャリア教育」及び「キャリア支援」を連携して実施し、学生のキャリア形成及び就職、進路支援の充実に寄与することを目的とした「梶山女学園

大学キャリア育成センター」(以下、「キャリア育成センター」という。)を設置している。

キャリア育成センターには、センター長、副センター長、キャリアコーディネーター、センター員及びその他学長が必要と認めた者を置き、キャリア教育の企画・調整・実施及び検証に関すること、キャリア支援及び就職支援にかかる企画・調整・実施及び検証に関することなどの業務に従事している。また、キャリア育成センター運営委員会を設置し、キャリア育成センターの運営に関する重要事項について審議している。

#### ●低学年からのキャリア支援

1年生全員を対象に「思考力(批判、協働、創造)」「姿勢・態度(レジリエンス・リーダーシップ、コラボレーション)」「経験(自己理解、対人関係、計画・実行)」を測るコンピテンシーテスト(GPS-Academic)を実施し、社会で活躍するために必要とされる能力(問題解決力)について学生が認識できるよう配慮してきた。令和5(2023)年度からは、実施対象を拡大し、1年生全員と3年生全員を対象としたことで、自己分析やガクチカ(学生時代に力を入れたこと)などその後の就職活動への活用が実質化し、就職ガイダンスでも、その活用方法を紹介するなど低学年からのキャリア支援に繋がっている。

#### ●就職・進路支援(進路選択に関わる支援やガイダンスの実施)

就職・進路支援については、キャリア支援課が中心となり対応している。キャリア支援課では、キャリアカウンセラー等の有資格者10人(専任事務職員4人、就職相談員6人)を配置しており、個人面談を重視し、学生個々の就職・進路志望や進捗状況に合わせた支援を行っている。

企業就職希望者や公務員就職希望者に向けて、キャリア形成実習Ⅰ・Ⅱ(旧 インターンシップⅠ・Ⅱ)や職場体験も合わせて2年次から段階的・計画的に就活の準備や体験ができるよう様々なイベント・ガイダンス等を計画し実施している。各種イベント等は、内容を『知る』『実践』『出会う』の3つテーマに分類し、『知る』では就職ガイダンスやエントリーシートブラッシュアップ講座などのフォロー講座、エアライン業界セミナーなどの対象別セミナーを通して情報提供と理解促進を図り、『実践』では筆記試験対策やマナー講座、面接・グループディスカッション実践講座等により就職活動に向けた実践力を高め、さらに『出会う』として学内企業説明会・セミナーや内定者・OG交流イベントなどを通して就職活動の意識や意欲を高められる内容となっている。

また、保育職、教員、看護師などの専門職への支援としては、保育職・教員志望者向けには教育学部及び教職サポートルームと連携し、各種教員採用試験に関するガイダンスや説明会、教員採用面接対策等を実施している。看護職向けには、看護学部と連携しマナー講座や病院案内会などを開催している。

なお、令和5(2023)年度からは毎年、「就活ロードマップ」を作成し、支援の全体像とスケジュールを在学生ガイダンスやキャリア育成センター学生向け情報サイトなどへ掲載することで「見える化」を進めた。また、就職ガイダンスを6回から9回へ増やすことで、学生が目的と余裕をもって就職活動に取り組めるよう工夫を行っている。また、大学院への進学志望者には、各研究科が行う大学院説明会の案内や個別相談、教員紹介などの支援を行っている。

●その他の支援／人間関係構築につながる措置の実施や学生の交流機会の確保等

このほか就職・進路支援には、下記のものがある。

- (1) 大手企業の総合職として学生人気が高い企業へ就職を目指す学生を支援するため外部講師による『難関企業突破塾』を開催している。令和 5（2023）年度は、16 人の学生が参加した。
- (2) 就職相談員が全学年を対象に、テーマを限定せず将来のことや就職など自由に相談や質問できる『なんでも相談会』を定期的で開催しており、学年、学部を超えた交流の機会を提供している。令和 5（2023）年度は、58 人が参加した。
- (3) 内定を得た学生がピアキャリアアドバイザーとして、下級生を支援する取組みを行っており、学生が独自企画したイベントや相談会などは新たな交流を創出する場となっている。
- (4) 障害のある学生への支援体制を整備するため「相山女学園大学における障害のある学生の支援に関する基本方針」（令和 4（2022）年 11 月 9 日制定）を定め、キャリア支援課としては、障害のある学生に対しての就職ガイダンスを令和 5（2023）年 9 月 26 日に実施するほか、障害支援担当者を決めてそれぞれの障害に応じた進路・就職支援を実施する。
- (5) コロナ禍に伴い、令和 2（2020）年度から進路支援のオンライン化を整備し、学生が自宅環境下においても対面時と同様の進路支援を受けることができる体制を整えた。令和 4（2022）年度には、対面による支援に戻したが、継続して以下の支援環境を充実させた。
  - ①対面・オンライン併用による個人面談の実施
  - ②メールや LINE による質問対応
  - ③就職ガイダンスのオンライン併用開催と希望者への録画提供や各種講座のオンライン開催
  - ④インターンシップ企業説明会、学内企業説明会などイベントのオンライン開催
  - ⑤各種情報公開用の学生限定 WEB サイト「キャリア育成センター学生向け情報サイト」の構築
  - ⑥就職活動記録のオンライン公開
  - ⑦オンライン面接用ワークスペースの設置（星が丘キャンパス 3 室、日進キャンパス 1 室）
  - ⑧筆記試験対策用アプリの導入

なお、令和 5（2023）年度卒業生の大学全体としての就職内定率は 98.8%であり、学部学科によって、就職内定率に差はあるものの、大学としては、高い水準を維持している。また、令和 5（2023）年度は、卒業生における未内定者、不明者数が令和 4（2022）年度より減少し、学生の進路の正確な把握が可能となっている。

【キャリア支援の適切性】

学生の満足度については、当該年度卒業生を対象とした『2023 学生総合満足度調査』で、

「進路・就職の結果について納得できていますか」という問いに対して、“とても納得している”に49.1%、“ある程度納得している”に45.8%の学生が回答しており、94.9%の学生が自身の進路・就職先に納得するという結果が出ており、本学のキャリア支援が有効であったと言える。

また、同じく卒業生対象の『令和5年度 キャリア教育・キャリア支援に関するアンケート』における「キャリア育成センターの施設やセミナー、面談等はいかがでしたか」という問いに対し、就職者別を平均して、94.3%が「とても満足」「まずまず満足」と回答しており、前年度の93.7%より向上している。また、就職率が高い水準を維持していることから進路支援が適切に行われていると判断できる。

### 3-4. 学生サービス

#### ① 学生生活の安定のための支援

##### (1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

##### (2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-4-① 学生生活の安定のための支援

##### ■ 学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。

教員と学生との意思の疎通を図り、学生生活の向上に資するための学修・生活指導教員制度、学生の自主性・主体性・社会性を育むために課外活動、ピアサポート活動等の奨励などの重要な事項を審議するため全学学生委員会を置いている。

メンタルヘルス、学生生活、進路や就職、友人関係や異性関係、ジェンダー・セクシュアリティ、自分自身の性格など、様々な悩みや問題の相談については、学生相談室運営委員会のもとに学生相談室を設置し、専門家の相談員が対応している。

障害のある学生への合理的配慮を行うため、「椙山女学園大学における障害のある学生の支援に関する基本方針」に従い、本学における教育及び学生生活の支援、学修環境の整備に関する事項を審議する全学障害学生支援委員会を置くほか、障害学生支援室を設置し、障害学生への支援の実務を行っている。

病気やけがへの対応のほか健康相談などにより、学生が心身ともに健康で安全な学生生活が過ごせるよう医務室を置き、保健師が学校医と連携して対応している。

ハラスメント対策として「椙山女学園ハラスメント防止・対策規程」に基づき、椙山女学園大学ハラスメント防止・対策委員会を設置している。相談窓口は各学部設置されているほか、ハラスメント相談室には専門の相談員を配置し、連携して対応している。

##### ■ 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを、学生の多様性に配慮して適切に行っているか。

医務室は、星が丘キャンパスに2か所、日進キャンパスに1か所あり、学生の定期健康診断、体調不良の学生への対応、健康相談を行っている。身体的な障害を抱え特別な配慮を必要とする学生について、医務室は本人と話し合い、了承を得た上で、学校医が学生の

障害の種類と具体的な配慮内容についての所見を記した「配慮願」を作成し、学長補佐を介して修学面だけでなく生活面においても配慮できるよう組織的な支援体制を構築している。その他、禁煙対策や各種伝染病への対応などを在学生ガイダンスで周知するほか、伝染病が流行する時期には学内ポータルサイト S\*map や掲示などでアナウンスを行っている。

学生相談室として、在学生が抱える学生生活における様々な問題や悩みに対応するため、専門のカウンセラーによる相談窓口を星が丘キャンパスに2か所、日進キャンパスに1か所設置している。カウンセリングは対面を原則としているが、オンライン面談、電話、メールによる対応も行っている。必要に応じて外部医療機関等への紹介も行う。特別な配慮を必要とする学生については、カウンセラーのカウンセリングを経て「配慮願」を作成し、学長補佐を介して修学面だけでなく生活面においても配慮できるよう組織的な支援体制を構築している。その他、週に1回昼休みに学生相談室を開放する「ほっこりタイム」や一般学生を対象としたグループ活動を年2回実施し、学生相談室を身近に感じてもらう取り組みを行っている。

令和6(2024)年4月から学生課に障害学生支援室を設置し、キャンパスソーシャルワーカー1人を置いている。現在は、障害を持つ学生1人に対し、就学支援のための様々な取り組みを行っている。

学生主体の学内ボランティア活動として「学生サポーター制度」を実施している。この活動は、支援を必要とする学生とサポートする学生が共に成長できる機会を提供することを目的とする。学生サポーターには、新入生の生活をサポートするピアサポーターのほか、交換留学生を支援する「スタディメイト」、図書館職員と協働で図書館運営を行う「ライブラリーサポーター」、就職内定者が自身の経験に基づき、就職活動を始める学生にアドバイスを行う「ピアキャリア」といった活動も行っている。

ハラスメント対策については、毎年、教職員全員にハラスメント講演会参加を義務付けているほか、相談窓口担当者を記したカードの配付や、ハラスメントニュース発行等の啓発活動を行っている。

課外活動を正課外に行う大学教育の重要な活動として位置付け、大学公認のクラブ・同好会の設立、解散の承認を行っている。クラブ数は、文化系17団体、運動系28団体と大学祭実行委員会の46団体に対し部員数は865人となっている。2024年度に部員の減少で4団体が解散した一方、部員数は前年度から57人増えている。こうした学生のクラブ活動の経済的支援を図るため、公認団体には大学振興会からの課外活動補助費を支給している。また、学生課と課外活動団体との間で年4回程度、クラブ長会議を開催し、学生の要望や意見などを聞いて課外活動を充実させるための支援に生かしている。

このほかの学生支援としては、遠方から通学する学生の生活を支援するために、専用の学生寮「富士見寮」を設置している。看護学部生が病院等で実習する際に、時間的な制約で自宅から実習先まで通うことができない場合には、短期入寮も許可している。学生寮はワンルームマンション型(個室152室)に住み込みの管理人を置き、個人のプライバシーを尊重しつつ、エントランスラウンジや集会室では、寮生同士の親睦も図れるよう環境整備を行っている。

■ 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。



授業料等の納付について、経済的な理由により期限までに納付が困難な場合は、分納または延納する制度を設けている。

国による高等教育の修学支援新制度で本学は文部科学省の高等教育修学支援制度対象校として認定されており、授業料及び入学金の減免を行っている。

奨学金その他の経済的支援の整備については、学部生、大学院生、留学生に対し、日本学生支援機構などの外部の奨学金のほか、本学独自の奨学金制度を設け、学生への修学支援を積極的に行っている。令和5(2023)年度の実績は表2-7(09\_エビデンス集(学生課))のとおりであった。

大学同窓会奨学金は、学生の学業奨励及び生活向上を目的として、学部の第1年次に在籍し、経済的理由により修学的意思を有しながら修学困難な学生に、年額30万円を給付している。

学園同窓会奨学金は、椙山女学園同窓会から、人物・学力ともに優れた学生に年額20万円を給付している。

看護学部奨学金は、給付型奨学金として「修学の意欲が高い」看護学部の学生を対象に給付している。この奨学金には、看護学部奨学金A(入学試験「一般入試A」の成績が優秀である者が対象)と看護学部奨学金B(前年度の学業成績が優秀である者が対象)がある。前者は年額60万円を学年ごとに10人以内、後者は年額36万円を第2年次以降の学年ごとに6人以内に給付している。

アルバイトを希望する学生に対しては、株式会社ナジック・アイ・サポートにアルバイト紹介の業務を委託し、本学専用オンラインサイトでアルバイト情報検索ができる仕組みを提供している。

### 3-5. 学修環境の整備

#### ①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

#### ②図書館の有効活用

#### ③施設・設備の安全性・利便性

##### (1) 3-5の自己判定

「基準項目3-5を満たしている。」

##### (2) 3-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 3-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な管理運営

■ 教育研究上の目的の達成のために必要な校地、校舎などの施設・設備を整備し、適切に管理運営しているか。

本学では大学校地として名古屋市千種区に星が丘キャンパス(近隣のグラウンドを含む。)、愛知県日進市に日進キャンパス(グラウンド、テニスコート等を含む。)を設置し、施設・設備の整備に関する基本方針に従い、維持管理を行っている。

校地面積は、2016年に取得したにじが丘敷地を含め、星が丘キャンパス56,787㎡、日進キャンパス61,252㎡、合計118,039㎡を保有しており、学部・大学院の学生(収容定員

5,569人) 1人当たり 21.20 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準第 37 条の収容定員上の学生 1 人当たり 10 m<sup>2</sup>以上という基準を十分に上回っている。校舎面積は、80,115 m<sup>2</sup>を保有しており、大学設置基準第 37 条の 2 に規定する必要な校舎面積 33,243 m<sup>2</sup>を十分に満たしている。

■ 快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。

星が丘キャンパスには、生活科学部、外国語学部、情報社会学部、現代マネジメント学部、教育学部、看護学部の大学 6 学部のほか、生活科学研究科、現代マネジメント研究科、教育学研究科の 3 研究科、日進キャンパスには人間関係学部、人間関係学研究科が設置され、各キャンパスに講義室、演習室、実験・実習室、情報処理学習施設、語学学習施設など教育研究に必要な施設を備え、有効に活用している。

星が丘キャンパスでは、外国語学部には外国語のみを使用する施設としてグローバル・ランゲージ・ラウンジ (GLL)、現代マネジメント学部には学生が企画立案した学生控室「RENATA」を整備する等、各学部棟には学部の特色に合わせた学生控室、自習室、ラウンジ、語学施設等を整備している。学部棟以外にも学園センター、体育館、大学会館、中央図書館、キャリア育成センターなどを配置しており、これらの建物内にはアクティブ・ラーニングに対応した講義室や学習室など学生の自主学修を促す施設・設備を整備している。

日進キャンパスでは、学部棟のほか、グラウンド、テニスコート、ゴルフ練習場、体育館、食堂など課外活動やレクリエーションなど学生生活を活性化する施設・設備を整備している。

■ ICT 環境を適切に整備しているか。

平成 14 (2002) 年 2 月に学園全体の情報通信環境の整備に必要な企画、調査、推進及び情報化設備の維持管理等を効果的に行うために学園情報センターを設置した。学園情報センターには、センター長を置き、センター長は、理事長の命を受け事務を統括し、所属職員を統督する。またネットワーク主幹を置き、ネットワーク主幹は、センター長の命を受けネットワーク等に関する技術研究や調査及び指導等に従事する。また、学園情報センターの下に「総合情報ネットワーク協議会」を置き、学園情報センター長、情報システムのネットワーク管理責任者、大学図書館長、学長補佐、管財営繕課長、広報課長、企画課長、ネットワーク運営委員会の代表者、情報専門員をもって構成し、事業に関する重要事項について審議しているほか、「大学情報教育開発センター運営委員会」の求めに応じて、教育環境の改善を実施している。

学園情報センターでは、ネットワーク環境や情報通信技術 (ICT) 等機器、備品などを備えた施設、設備等の情報通信環境の整備に必要な企画、調査、推進及び情報セキュリティの確保のため必要な啓発活動を実施している。また、学生の自主的な学習、教員による教育研究活動に寄与するキャンパス環境整備を随時進めている。利用可能な環境については学園情報センターのウェブサイトで公開している。

3-5-② 図書館等の有効活用

■ 図書館を十分に利用できる環境を整備し、教育研究に資する十分な学術情報資料を提供しているか。

図書館は、星が丘キャンパスに中央図書館、日進キャンパスに日進図書館がある。

中央図書館は、令和 5（2023）年 3 月度末現在、床面積 3,202 m<sup>2</sup>、閲覧座席数 453 席、収容可能冊数 331,155 冊である。

日進図書館は、令和 5（2023）年 3 月末現在、床面積 643 m<sup>2</sup>、閲覧座席数 156 席、収容可能冊数 72,334 冊である。

令和 6（2024）年 3 月末現在は、所蔵冊数が中央図書館（369,905 冊）、日進図書館（85,310 冊）、合計 455,215 冊、学術雑誌は中央図書館（2,197 誌）、日進図書館（347 誌）、合計 2,544 誌、視聴覚資料は中央図書館（15,833 点）、日進図書館（2,531 点）、合計 18,364 点である。

令和 6（2024）年 5 月 1 日現在のサービス提供対象者は、5,857 人である。その内訳は、大学院生（47 人）、学部学生（5,055 人）、教育職員（専任教員が 226 人、非常勤講師が 327 人、合計 553 人）、事務職員（専任職員が 95 人、嘱託・派遣職員が 107 人、合計 202 人）である。

図書、学術雑誌、電子リソース等の学術情報資料は、次のとおり整備している。

- (1) 電子書籍の利用環境整備として、Maruzen eBook Library（丸善雄松堂）、KinoDen（紀伊國屋書店）を導入している。
- (2) 電子書籍は、令和 2（2020）年度から積極的な購入を進めている。令和 6（2024）年 3 月末現在の電子書籍の所蔵は 1,353 冊であり、令和 5（2023）年度は電子書籍 209 冊を購入した。

国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークは、次のとおり整備している。

- (1) NACSIS-CAT を利用して、図書の書誌情報を整理している。
- (2) NACSIS-ILL を利用して、文献複写及び現物貸借を処理している。文献複写料金は、国立情報学研究所 ILL 文献複写等料金相殺サービスにより処理をしている。
- (3) 学術機関リポジトリは、平成 29（2017）年度から国立情報学研究所（NII）の JAIRO Cloud を利用している。

学術情報へのアクセスは、次のとおり整備している。

- (1) 統合的発見環境の整備として令和 2（2020）年 10 月から EBSCO のディスカバリーサービスを提供している。
- (2) 電子リソースの学外からのリモートアクセス環境の整備として、「学認」の追加設定により EBSCO HOST、CiNii、Japan Knowledge、日経 BP 記事索引サービス、メディカル・オンライン、Maruzen eBook Library、KinoDen に加えて ProQuest Ebook Central 及び Wiley Online Library の電子リソースを、学外から利用できる。

学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）は、次のとおり整備して

いる。

- (1) 中央図書館は、座席数 453 席、授業期の開館時間は 9:00～20:00 である。日進図書館は、座席数 156 席、授業期の開館時間は 8:40～18:30 である。
- (2) 中央図書館には、ラーニングcommons (72 席) を設置している。

図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者は、次のとおり配置している。

- (1) 図書館業務に従事する職員のうち、フルタイム職員は中央図書館 (10 人)、日進図書館 (2 人) で、計 12 人のフルタイム職員がおり、ほとんどの職員が司書資格を有している。
- (2) 専門的な知識を有する職員の知識をブラッシュアップするため、NII (国立情報学研究所)、JUSTICE (大学図書館コンソーシアム)、JPCORE (オープンアクセスリポジトリ推進協会) 等のオンライン研修会に積極的に参加している。

以上より図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えており、それらは適切に機能していると言える。

### 3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

#### ■ 施設・設備は、バリアフリーなど安全性と利便性を図り、学生の多様性に配慮しているか。

バリアフリー化については、星が丘キャンパスにおいて学部棟など主要施設のエレベータ整備 (車イス学生の安全確認用の鏡設置) や多目的トイレの整備等を行っており、令和 3 (2021) 年度には現代マネジメント学部棟に多目的トイレを増設、令和 6 (2024) 年度には情報社会学部棟バリアフリー工事 (トイレ手摺り取付、段差解消等) や外国語学部棟前の道路舗装 (凸凹解消) を実施し、継続的に整備を進めている。

また、学生の要望や提案を取り入れた改修を実施しており、外国語学部棟トイレについては、学生の提案を取り入れたパウダールームを充実することで快適性に配慮した改修を実施した。

#### ■ 施設・設備の安全性 (耐震など) を計画に基づき適切に管理しているか。

各建物は耐震診断に基づく改修工事を行い、耐震化されている。平成 26 (2014) 年度に非構造部材の耐震診断も実施しており、建物内の書架等の耐震固定を行うなど、非構造部材の耐震化を計画的に進めている。

建物によっては竣工から年月を経ていることで、衛生設備や機械設備が老朽化によって不具合が生じる場合があり、教育環境の充実を図るために保全による整備を順次実施している。

なお、大学全体のキャンパス整備については、平成 30 (2018) 年度からファシリティマネジメントの考え方を導入し、専門業者と FM 支援契約 (フルメンテナンス契約) を結び、専門業者による現地調査及び劣化状況報告書をもとに中長期保全計画を検討している。省エネについても、専門業者と省エネ支援契約を結び、専門業者によるエネルギー使用状況の

分析結果報告書をもとに原因の追究を行っている。

### 〔基準 3 の自己評価〕

#### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・令和 6（2024）年 4 月に行った学部改組では、文化情報学部を情報社会学部に改組するため設置認可申請を行った。情報社会学部情報デザイン学科の学問領域は工学と文学の学際領域として申請を行ったため、本学初の工学での理系学部が開設された。
- ・本学キャリア支援の特徴として、学生一人ひとりの特性や希望を重視していることから、特に個人面談に力を入れており、令和 6（2024）年度は 6,904 件の面談を実施している。これに合わせて体験や交流イベントなど、学生の就職活動の進度の違いから、学生が孤立しないよう各行事をプランニングしながら学生たちを支援している。
- ・学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談に関する取組みについては、令和 5（2023）年度においては、医務室は内科 357 件、外科 212 件の対応を行った。その他 1,958 件の相談対応も行っている。学生相談室の相談内容は、修学、進路、対人関係、学生生活など 250 件、相談回数にすれば延べ 1,896 件に及んでおり、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談において重要な役割を担っている。

#### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・令和 6（2024）年 4 月に 3 学部 5 学科の改組を行ったが、当該改組学部を中心に入学定員充足に至っていない。入学定員未充足の学科は、外国語学部（英語英米学科 0.54、国際教養学科 0.42）、人間関係学部（人間共生学科 0.44、心理学科 0.80）、情報社会学部（情報デザイン学科 0.76、現代社会学科 0.48）、教育学部子ども発達学科（保育・初等教育専修 0.97）となり、10 学科、2 専修のうち 6 学科、1 専修で入学定員未充足となっている。
- ・学生の多様性への配慮について、医務室は身体障害がある学生への対応を、学生相談室は知的障害、精神障害（発達障害を含む。）のある学生への対応を、障害学生支援室では重度身体障害のある学生への対応をそれぞれが行っており、障害がある学生の情報をそれぞれで管理している状態であり、一体とした支援体制となっていない。また、窓口が複数あることで修学支援を必要とする障害のある学生に十分な合理的配慮がなされていない可能性がある。
- ・キャリア教育・キャリア支援に関するアンケートでは、個人面談が予約しづらいとのアンケート結果があり、学生からの苦情や要望を確認している。

#### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・改組学部にとまらず、広報活動や受験者のニーズに沿った入試制度の見直しを行い、志

願者の増加を目指す。

(1) オープンキャンパスの早期実施

令和 5（2023）年度まではオープンキャンパスを 6 月から実施していたが、令和 6（2024）年度からは 4 月から実施し、新たに実施する総合型選抜(AO 選抜)の周知や入学希望者の定着を促す。

(2) 広報課が実施している SNS や DM 等の広報面での強化

定員を満たしていない学部を中心に AI を活用した DM や学生と協働した SNS の発信、新たな PR 動画の作成を実施する。

(3) 高校訪問の体制の強化

入試課職員を中心に行っていた高校訪問を、他部署の事務職員を強化チームとして選抜したほか、新たに高校訪問や高校でのガイダンス等を専門に行う入学広報アドバイザーを配置し、体制の強化を図っている。

(4) 総合型選抜(AO 選抜)の実施

(5) 一般入試 A（3 教科型）受験者に 2 教科型の併願制度を追加

(6) 一般入試 B での 2 時間 2 教科型及び共通テスト併用型への試験方式の実施

(7) 受験料について初回を 30,000 円、2 回目以降は 5,000 円とする「相大エール割」を取り入れ、受験者のニーズに沿った入試制度の見直しを行い、志願者増を目指す。

- ・学生の多様性への配慮について、これまで医務室、学生相談室、障害学生支援室と別々で受付けていた様々な障害のある学生のほか、支援を求める学生が気軽に申込みができるように窓口を一本化し、修学支援を必要とする障害のある学生に適切な合理的配慮がなされるようにする。

- ・大学内での理解や連携、運営委員会の充実に対しては、令和 5（2023）年度からキャリア支援課長が大学運営会議の構成員となり、大学との連携を強化することで対応した。また、キャリア教育・キャリア支援に関するアンケートでは、個人面談が予約しづらいとのアンケートの回答があったことについては、予約システムや予約方法の改善を行った。このほか、学生の授業時間に合わせた面談時間の設置やオンライン面接室の増設を行い、学生からの意見を取り入れ、キャリア支援の環境改善を随時行っている。このほか、コロナ禍を経て、令和 2（2020）年度から進路支援のオンライン化を整備し、学生が自宅環境下においても対面時と同様の進路支援を受けることができる体制を整えてきたが、令和 4（2022）年度には、対面による支援に戻した。しかし、前述のような有用の高い支援は継続して活用している。

- ・今後は、学生からの意見もモニタリングしている卒業時学修行動・満足度調査等アンケート調査の『進路結果の納得度』が更に向上するよう、定期的な点検・評価をもとにした進路支援の改善を重ね、進路支援方針の実現に努めていく。

- ・学部事務室から施設に関する課題として、老朽化とバリアフリーについての意見が多く見られる。管財営繕課と協力して新規事業予算等の予算措置を講じた上で今後対応してい

く。またキャンパスリニューアル計画による新学部等の建設事業を今後実施していくため、学園の方針にのっとり事業を遂行していく。

## 基準 4. 教育課程

### 4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

#### ①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

#### ②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

##### (1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### ■ ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。

椋山女学園大学は、大学学則及び大学院学則に人材育成の目的を掲げるとともに、「椋山女学園大学の目的に関する規程」及び「椋山女学園大学大学院の目的に関する規程」により、学部、学科、研究科、専攻ごとの目的を明確化している。

上記目的の実現を目指し、学士課程全体の「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を次のように定めるとともに、学部、学科、研究科、専攻ごとにディプロマ・ポリシーを定めている。その内容は、大学ウェブサイト及び大学ポータルで公表するとともに、『履修の手引』に掲載している。『履修の手引』は、全学生に対して入学時に配付するとともに、大学ウェブサイト及び学生支援システム（S\*map）に掲載し、スマートフォン等いつでも閲覧可能である。

##### <椋山女学園大学 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）>

椋山女学園大学は、本学園の教育理念「人間になろう」の下、専門の学術を教授研究し、高い知性と豊かな情操を兼ね備えた人材育成を目指します。

こうした人材を育成するため、本学では学部学科ごとにディプロマ・ポリシーを定め、所定の教育課程を修め、以下の知識、能力を持つ人材として認められた学生に対し、学士の学位を授与します。

1. 専門分野における知識と技能を備え、科学的・学問的な視点から事象を捉えることができる。
2. 「人を大切にし、人と支えあい、自らががんばれる」社会人として必要な教養と知性を身に付けている。
3. 大学で学んだ知識や技能に基づき、答えのない課題や目標に対して創造的に考え、多様な人々と取り組むことができる。

#### 4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### ■ ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

ディプロマ・ポリシーでは、学部、学科、研究科、専攻ごとに、それぞれの課程で身に



付けるべき能力を記載している。

これらを踏まえた上で、単位の認定については、「椋山女学園大学学則」第 22 条第 1 項の「試験の成績に平素の学修状況を加味して行う」旨の規定に基づき、「椋山女学園大学試験及び成績評価に関する規準」で成績評価基準を定めている。成績評価の客観性及び厳格性を確保するため、シラバスにおいて授業の到達目標、評価方法と成績基準等を明示するとともに、成績評価の公平性を担保するため、教養教育科目及び専門教育科目のそれぞれにおいて、成績評価の上限の目安を定めている。

### 成績評価基準

| 判定  | 評語 | Grade Point (GP) | 成績評価基準                                           | 成績評価内容                                 |
|-----|----|------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 合 格 | S  | 4.0              | 100 点～90 点                                       | 当該事項の到達目標の内容をほぼ完全に理解し、説明できるものと認められる。   |
|     | A  | 3.0              | 89 点～80 点                                        | 当該事項の到達目標の内容を十分に理解し、説明できるものと認められる。     |
|     | B  | 2.0              | 79 点～70 点                                        | 当該事項の到達目標の基幹部分は理解し、説明できるものと認められる。      |
|     | C  | 1.0              | 69 点～60 点                                        | 当該事項の到達目標のうち、最低限の部分は理解し、説明できるものと認められる。 |
| 不合格 | D  | 0.0              | 59 点以下                                           | 当該事項の到達目標に及ばない。                        |
| 失 格 | 失  | 0.0              | 第 7 条第 1 項第 3 号に規定する受験する科目の授業を 3 分の 1 以上欠席している場合 |                                        |
|     |    |                  | 授業又は試験において不正行為があった場合                             |                                        |
| 欠 席 | 欠  | 0.0              | 試験の受験資格を有するが、受験しなかった場合                           |                                        |
| 認 定 | N  | —                | 全学共通科目「人間論」における単位認定                              |                                        |
|     |    |                  | 他大学で修得した単位及び資格の取得等により本学の成績基準で読み替えができない場合の単位認定科目  |                                        |

■ ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

大学における卒業要件は、「椋山女学園大学学則」第 26 条で、本学に 4 年以上在学し、所定の科目を履修して、その単位を修得した者に対し、学部長は教授会の審議を経て卒業を認定し、学長はこの認定に基づき、卒業を定め、卒業証書を授与すると定めている。また、「椋山女学園大学学則」第 20 条で、本学の卒業認定に必要な単位は 126 単位以上とし、授業科目区分別の履修科目及び単位数を定めている。

大学院の修了要件は、「椋山女学園大学大学院学則」第 10 条で定め、修士課程においては、2 年以上在学し、所要の授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することを必要とすると定めている。博士後期課程の修了には、3 年以上在学し、所要の授業科目を 4 単位以上修得し、かつ、研究指導を受けた上、博士論文及び最終試験に合格することを必要とすると定めている。

大学及び大学院の卒業・修了要件は『履修の手引』に明示しており、大学学則及び大学院学則と『履修の手引』は、大学ウェブサイト及び学生支援システム（S\*map）に掲載している。

「相山女学園大学学則」第26条及び第27条並びに「相山女学園大学学位規準」に基づき、学部長は教授会の審議を経て卒業を認定し、学長が学位を授与する。「相山女学園大学学則」以外に、「教育学部履修規準」では、教育学部生の卒業要件とする教員免許状の取得について定め、「人間関係学部履修規準」では、人間関係学部生の卒業要件とするメインモジュールの履修について定めている。卒業論文・卒業研究の審査は、各指導教員が行い、その評価方法・成績基準はシラバスに明示している。

大学院においては、「相山女学園大学大学院学則」第10条から第13条まで及び「相山女学園大学大学院学位規準」に基づき、学長は、各研究科からの学位審査結果の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与できると認めた者に対して、学位を授与する。なお、生活科学研究科生活環境学専攻では、修士論文の代わりに特定の課題についての研究の成果（修士設計、作品等）による審査も可としている。修士論文、博士論文の審査基準は、各研究科の『履修の手引』に明示されているほか、大学ウェブサイトでも公表している。

## 4-2. 教育課程及び教授方法

### ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

### ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### ④教養教育の実施

### ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

#### (1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

#### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

#### ■ カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。

ディプロマ・ポリシーを達成するため、大学としての「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」を次のとおり定めるとともに、学部、学科ごとに、大学院では研究科、専攻ごとに、カリキュラム・ポリシーを定めている。その内容は、大学ウェブサイト及び大学ポートレートで公表するとともに『履修の手引』に掲載している。『履修の手引』は大学ウェブサイトや学生支援システム（S\*map）のキャビネットに掲載し、スマートフォン等でいつでも閲覧可能である。

#### <相山女学園大学 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）>

相山女学園大学の学士課程では、ディプロマ・ポリシーに基づき、次のような教育課程を編成し、実施します。

1. 本学の授業科目は、全学共通科目、教養教育科目、学部関連科目、専門教育科目、各種課程及び資格取得に関する科目等で編成します。
2. 全学共通科目及び教養教育科目は、総合大学としての強みを活かし、学部学科を超え、多様な学生が相互に学び合います。
3. 初年次教育として、「人間論」を通じて本学の教育理念「人間になろう」を学び、自主性・主体性の基礎を育みます。また、「ファーストイヤーゼミ」では大学での学修を進める上での基礎的スキルを学びます。
4. 教養教育科目は、7つの領域で構成し、生涯にわたっての知的基盤となる幅広いものの見方や考え方を身に付けます。
5. 専門教育は学部ごとに行い、専門分野における知識と技能を習得するために基礎から応用、発展へと段階的に高い専門性を身に付けることができる配置とします。そして、その集大成として卒業研究、卒業論文等をまとめます。
6. 1年次からキャリア教育科目を開講し、4年間を通じてキャリア教育を実施します。
7. 主体的な学修を進めるために、授業科目ごとに身に付く能力を明確にし、学修の段階や順序、レベルを確認できる体系的な科目配置を行います。

#### 4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

##### ■ カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。

カリキュラム・ポリシーは、「学校教育法施行規則」第165条の2に則り、ディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保に留意し、「椙山女学園大学 3つのポリシー策定の基本方針」において、「3つのポリシーを一貫性・整合性のあるものとして策定する」と明記している。

ディプロマ・ポリシーは測定可能な要素に分解し、各科目との関係性を次のように整理している。

##### 教育理念

##### 大学・大学院学則

##### 大学・大学院の目的に関する規程

↓

(椙山女学園大学 3つのポリシー策定の基本方針)

##### ディプロマ・ポリシー — 育成する4つの能力

(ディプロマ・ポリシーを学部学科ごとに4つの面から捉え、育成する能力を設定)

<DPと「育成する4つの能力」の関係表>

| ディプロマ・ポリシーと「育成する4つの能力」の関係 |        |           | ディプロマ・ポリシー |     |     |     |
|---------------------------|--------|-----------|------------|-----|-----|-----|
|                           |        |           | DP1        | DP2 | DP3 | DP4 |
| 4つの能力<br>育成する             | 知識・理解  | ・ ・ ・ ・ ・ |            | ○   |     |     |
|                           | 思考・判断  | ・ ・ ・ ・ ・ |            |     | ○   |     |
|                           | 態度・志向性 | ・ ・ ・ ・ ・ |            |     |     | ○   |
|                           | 技能・表現  | ・ ・ ・ ・ ・ | ○          |     |     |     |

| カリキュラム・ポリシー                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | —      | カリキュラム・マップ | （専門教育科目） |       |        |       |       |       |        |       |       |  |  |   |   |  |  |       |  |  |  |   |   |  |       |  |  |   |  |  |   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------------|----------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|--|--|---|---|--|--|-------|--|--|--|---|---|--|-------|--|--|---|--|--|---|
| （授業科目ごとに「育成する4つの能力」のどの能力を重点的に育成するのか明示）<br>（◎…特に重点的に育成する能力、○…重点的に育成する能力）<br><カリキュラム・マップ>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |            |          |       |        |       |       |       |        |       |       |  |  |   |   |  |  |       |  |  |  |   |   |  |       |  |  |   |  |  |   |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">授業科目</th> <th style="width: 10%;">科目ナンバー</th> <th style="width: 10%;">学年</th> <th style="width: 15%;">知識・理解</th> <th style="width: 15%;">思考・判断</th> <th style="width: 15%;">態度・志向性</th> <th style="width: 10%;">技能・表現</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>.....</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> |        |            |          | 授業科目  | 科目ナンバー | 学年    | 知識・理解 | 思考・判断 | 態度・志向性 | 技能・表現 | ..... |  |  | ◎ | ○ |  |  | ..... |  |  |  | ◎ | ○ |  | ..... |  |  | ◎ |  |  | ○ |
| 授業科目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 科目ナンバー | 学年         | 知識・理解    | 思考・判断 | 態度・志向性 | 技能・表現 |       |       |        |       |       |  |  |   |   |  |  |       |  |  |  |   |   |  |       |  |  |   |  |  |   |
| .....                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |            | ◎        | ○     |        |       |       |       |        |       |       |  |  |   |   |  |  |       |  |  |  |   |   |  |       |  |  |   |  |  |   |
| .....                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |            |          | ◎     | ○      |       |       |       |        |       |       |  |  |   |   |  |  |       |  |  |  |   |   |  |       |  |  |   |  |  |   |
| .....                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |            | ◎        |       |        | ○     |       |       |        |       |       |  |  |   |   |  |  |       |  |  |  |   |   |  |       |  |  |   |  |  |   |
| アドミッション・ポリシー                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |        |            |          |       |        |       |       |       |        |       |       |  |  |   |   |  |  |       |  |  |  |   |   |  |       |  |  |   |  |  |   |

ディプロマ・ポリシーで定める学士力は「知識・理解」「思考・判断」「態度・志向性」「技能・表現」の4つの面からとらえ、具体的に「育成する4つの能力」として定め、専門教育科目の個々の授業科目が主としてどの能力を育成するのか、対応関係をカリキュラム・マップにより可視化しており、一貫性が確保されている。

#### 4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

- カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。
- シラバスを適切に整備しているか。
- 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。

教育課程は、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき編成し、全学的に、全学共通科目、教養教育科目、専門教育科目、各種資格課程及び資格取得に関する科目をもって構成している。専門教育科目は、基幹科目、発展科目、演習科目等の区分に分け、それぞれの区分のレベルや内容に応じた授業科目を配置している。

全学的な順次性及び体系性確保のための措置としては、カリキュラムフローを作成するとともに科目ナンバリングを定めているほか、履修モデルを示し、学生が学修計画を立てる上での参考としている。

上記のように、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施している。

シラバスには、授業テーマ、授業の到達目標、授業内容、授業計画（15週の内容）、授業の進め方、課題へのフィードバック、評価方法と成績基準、授業時間外学習、履修上の注意・担当教員メッセージ、キーワード、教科書、参考書を記載しており、適切に整備している。

単位の実質化を図るための措置として、1年間に履修登録できる単位数の上限（履修登

録規制単位数)を学部学科ごとに44~49単位に定め、学生が授業時間外学習を確保し、各年次にわたって適切に履修ができるようにしている(CAP制)。

卒業要件に関わらない教職課程などの資格取得に関する科目等がCAP制(履修単位制限)の対象外となっているため、大学運営会議(令和6(2024)年1月24日)で学生の履修状況把握と今後の対応を協議し、本学の方針としては、特にCAPを超えて履修している学生について、大学及び学部学科として状況を把握し、学修・生活指導教員から、学修成果可視化・ポートフォリオシステム(Sugi-PORT)等を利用し、当該学生への面談等による履修指導を確実に実施することで対応することとし、単位制度の実質を保つよう工夫している。

#### 4-2-④ 教養教育の実施

##### ■ 教養教育を適切に実施しているか。

全学共通の学士課程の教育課程の内容としては、全学共通科目「人間論」及び教養教育科目を設置している。初年次教育「人間論」(必修科目)は、「自校教育」「トータルライフデザイン」「現代と人間」を柱に構成している。教養教育科目は、領域1「思想と表現」から領域7「トータルライフデザイン」までの7領域で構成し、学部・学科ごとに必修科目を設定している。1年次の「ファーストイヤーゼミ」では、資料の読み方・まとめ方、図書館の活用方法、文章やレポートの書き方等、大学で必要とされる基礎的な能力を涵養する。

全学共通科目「人間論」については、大学運営会議及び人間論実施委員会において、授業構成等を確認しており、教養教育科目については、教養教育機構の科目会議、領域会議を経て、教養教育機構運営委員会において全学的な視点で科目編成を確認している。

#### 4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

##### ■ アクティブ・ラーニングなど、教授方法を工夫しているか。

学生の主体的参加を促すため、グループワーク、プレゼンテーション等、各種のアクティブ・ラーニングを取り入れた授業を実施しており、令和5(2023)年度私立大学等改革総合支援事業に係る調査では、本学のアクティブ・ラーニング導入授業割合は75.19%であった。2020年度からはコロナ禍による遠隔授業の導入を契機として、Google Classroomを標準LMS(学習管理システム)とする一方、eラーニングシステムとして、学生支援システム(S\*map)からアクセスする「Glexa(グレкса)」、「Webclass」などのプラットフォームを用意している。また、令和6(2024)年度から新たに導入した学修成果可視化・ポートフォリオシステム(Sugi-PORT)において、教職課程の「教職実践演習」のための履修カルテを運用している。このように、本学では各種教授方法を工夫している。

##### ■ 授業を行う学生数(クラスサイズなど)は、教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

クラスサイズについては、教養教育科目においては、1クラス当たりの学生数の上限目安として、講義科目では120人、外国語科目は20人から30人としている。受講希望者が多い科目については、教養教育機構で次年度のクラス増を検討する。専門教育科目については、管理栄養学科では、1クラスの上限が講義科目60人、実験・実習科目40人という厚生労働省の基準に従い、授業を行っている。同様に、教育学部においても保育士養成課

程の指定科目においては、原則として講義科目 50 人以内で実施している。それ以外の学部学科でも授業形態や教育方法等によって、少人数教育が行えるよう適正な受講人数に調整を行っている。このように、本学では教育効果を十分上げられるような人数（クラスサイズ）となっている。

#### 4-3. 学修成果の把握・評価

##### ①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

##### ②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

###### (1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

###### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

- 三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。
- 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価しているか。

学修成果の評価を測定するための方針として、令和元（2019）年度に大学運営会議及び大学院委員会において大学及び大学院の 3 つのポリシーに基づき、機関レベル（大学全体）、教育課程レベル（学科・専攻ごと）、授業科目レベル（科目ごと）の 3 段階で学修成果を評価する方針（アセスメント・ポリシー）を次のように策定した。

#### 相山女学園大学 学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）

##### 1. 機関レベル（大学全体）

学生の学位授与数、卒業後の進路状況（専門領域への就職率、進学率等）、卒業対象学生アンケート等の状況から、学修成果の達成状況を評価し、全学的な教育改革・改善・学生の学修支援等に活用する。

##### 2. 教育課程レベル（学科・専攻ごと）

学部・学科の教育課程における卒業要件、達成状況（単位取得状況、GPA）、各種学生アンケートの状況等から、教育課程全体を通じた学修成果の達成状況を評価し、各学科・専攻の教育改革・改善・学生の学修支援等に活用する。

##### 3. 授業科目レベル（科目ごと）

シラバスで提示された授業科目の到達目標に対する合格率、授業アンケートの結果から、科目ごとの学修成果の達成状況を評価し、各科目の授業等の充実に活用する。

各レベル区分で次のように評価指標を示し、学修成果を把握している。

評価指標（抜粋）

|                      | 入学前・入学直後                                                                             | 在学中                                                                                                     | 卒業（修了）時・卒業（修了）後                                                                                                                |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 機関レベル<br>（大学全体）      | <ul style="list-style-type: none"> <li>入学試験結果</li> <li>GPS-Academic（入学時）等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>GPS-Academic（3年）</li> <li>学修時間アンケート 等</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>学生総合満足度調査（卒業時）</li> <li>進路状況（就職・進学）等</li> </ul>                                         |
| 教育課程レベル<br>（学科・専攻ごと） | <ul style="list-style-type: none"> <li>入学試験結果</li> <li>GPS-Academic（入学時）等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>成績評価分布</li> <li>GPS-Academic（3年）</li> <li>学修時間アンケート 等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>学生総合満足度調査（卒業時）</li> <li>卒業後追跡アンケート</li> <li>進路状況（就職・進学）</li> <li>免許資格等取得状況 等</li> </ul> |
| 授業科目レベル<br>（科目ごと）    |                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>成績評価、合格率</li> <li>授業アンケート 等</li> </ul>                           |                                                                                                                                |

アセスメントは、大学 IR 室の分析も踏まえて実施し、各学部・学科での検証結果は、機関レベルでの大学運営会議で報告されている。

教育課程レベルの各学部・学科の事例として、管理栄養学科における管理栄養士合格率、看護学部における看護師合格率、保健師合格率、人間関係学科の社会福祉士合格率、教育学部における教員採用試験合格率及び教員・保育士としての就職実績が挙げられ、いずれも全国平均と比べて例年高い水準を維持している。例えば、管理栄養学科の国家試験対策委員会では教育効果を検証し、教育水準の維持向上に努めている。また、管理栄養士や看護師などの専門的な職業を担うのに必要な能力や国家試験に求められる知識の修得については、カリキュラムの中で必修科目として位置付け、学生一人ひとりの成績評価、単位修得状況を把握している。

大学院においては、令和 5（2023）年度から全研究科共通の学修成果の確認方法・手順を整備し、「ディプロマ・ポリシーに基づく学修成果確認シート」による運用を開始することにより、学修成果を把握・評価している。

教育課程レベルで実施している、全学共通のアセスメント計画例を次に示す。

| 手段                                | 実施時期                           | 対象           | 内容                                                               | 情報<br>収集   | 検証        | 活用                                                                |
|-----------------------------------|--------------------------------|--------------|------------------------------------------------------------------|------------|-----------|-------------------------------------------------------------------|
| 外部アセス<br>メントテスト（GPS-<br>Academic） | 1 年次は 4 月<br>3 年次は学部<br>により異なる | 1 年次<br>3 年次 | 能力、志向性などを<br>把握し、入学時、学年<br>進行に伴う学生の成<br>長を評価する。                  | 教務課        | 学部・<br>学科 | DP の各項目での変化<br>や達成度を参考に、カ<br>リキュラム等を見直<br>す。                      |
| 学修行動調<br>査                        | 1 年次・2 年次                      | 1 年次<br>2 年次 | 学修時間及び学修行<br>動などを把握する。                                           | 大学 IR<br>室 | 学部・<br>学科 | 学修状況を参考に、カ<br>リキュラム等を見直<br>す。                                     |
| 卒業時学修<br>行動・満足<br>度調査             | 卒業時                            | 4 年次         | 卒業までに獲得した<br>能力などを把握し、<br>学生の成長、満足度<br>を把握する。                    | 企画課        | 学部・<br>学科 | 各種達成度・満足度等<br>を参考に、カリキュラ<br>ム等を見直す。                               |
| 成績評価分<br>布                        | 年度始め<br>（前年度の成<br>績分布を集<br>計）  | 全学年          | 「育成する 4 つの能<br>力」別の科目分布と、<br>「育成する 4 つの能<br>力」別の成績評価分<br>布を把握する。 | 教務課        | 学部・<br>学科 | DP に基づく「育成する<br>4 つの能力」別の科目<br>分布、成績評価分布を<br>参考に、カリキュラム<br>等を見直す。 |

GPS-Academic については、令和 5（2023）年度から全学部で 1・3 年次に実施することとし、結果活用ガイダンスを実施している。令和 5（2023）年度は GPS-Academic を活用して学生面談を実施し、学生指導や教育活動の改善につなげるための内部質保証の観点から、各学部・学科内で、教員からの面談結果報告を踏まえた学生の修学状況や改善課題の総括を行い、それらの結果を学部長から大学運営会議へ報告した。なお、GPS-Academic の測定項目とディプロマ・ポリシーの要素との関連性をマトリックス表に整理したことにより、1 年次から 3 年次への成長度合い、ディプロマ・ポリシーの達成度合いが検証可能なものとなっている。

令和 6（2024）年度からは、ポートフォリオ機能を備えた学修成果可視化システム（Sugi-PORT）を導入し、学科別ディプロマ・ポリシー達成度のレーダーチャート等で学修成果を可視化し、検証可能なものとしている。Sugi-PORT は、学生にとっての可視化の側面から、学生個々の DP 達成度のレーダーチャート、成績情報（取得単位数、GPA）、GPS-Academic 等の参照とともに、目標・振り返りを記入するポートフォリオ機能も備えている。令和 6（2024）年度からは GPS-Academic による学生面談を Sugi-PORT を活用した学生面談に吸収、統合した。

#### 4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

■ 学修成果の把握・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

教育課程及びその内容、方法の適切性についての検証として、各学部共通で行っている



こととしては、教育内容検討会議におけるシラバスチェック、授業アンケートによる学生評価を基に全教員がリフレクションを作成・開示することなどによって、より良い教育内容・方法の構築に努めていることである。また、学修成果を測る1つの指標として免許状や資格取得、教員採用試験等の合格率、管理栄養士、看護師の国家試験合格率などがあり、その結果は各教授会に報告され、その結果を分析することで次年度の改善につなげている。

カリキュラム改正を行う場合には、ディプロマ・ポリシーを踏まえた「育成する4つの能力」に基づく科目分布及び成績分布のほか、卒業時学修行動・満足度調査の結果、授業アンケート結果、入試区分別GPA値などを踏まえ、教授体制や学生のニーズも含め、教育内容検討会議、学科会議、学部運営委員会や教授会を通じて総合的に検討が行われている。

以上のように各学部の教育内容検討会議、将来計画検討委員会等が教育課程の点検・評価や学修成果に関する調査結果や授業アンケート結果などをもとに教育課程を定期的に点検し、教育課程の改善・向上に取り組んでいる。そして、各学部の改善状況を踏まえ、大学運営会議において教育課程の体系的な確認をした上で、大学協議会でカリキュラムを含む大学学則及び大学院学則の改正を審議している。

これらの取組みについては、内部質保証推進機構の全学自己点検委員会において点検し、全学自己評価委員会において評価・検証を行っている。

#### **【基準4の自己評価】**

##### **(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み**

- ・教育課程編成・実施方針に基づき、専門の学術を教授研究し、高い知性と豊かな情操を兼ね備えた人材を育成するため、管理栄養学科、看護学科、子ども発達学科、人間関係学科では、それぞれの目指す資格取得に向けた授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成し、定期的に見直してきた。その結果、管理栄養士、看護師、保健師及び社会福祉士などの国家資格試験や教員採用試験において全国平均と比較して高い合格率、就職実績を上げるなどの成果を得ている。
- ・学修成果の可視化に関しては、大学側の観点では、既に科目分布及び成績分布はグラフ化され、各学部等で教育内容の検討に利用し、検討結果は大学運営会議で報告されている。学生側の観点でも、令和6(2024)年度から学修成果可視化システム(Sugi-PORT)を導入することにより、単位修得及び成績評価状況からの可視化が可能となった。また、同システムは、4年間の学修や課外活動を記録するポートフォリオ機能を備え、教員面談・教員コメントによる助言を受けながら、学修者自身が成長実感を得られるよう運用が設計されている。

##### **(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など**

特筆すべき事項はない。

##### **(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定**

特筆すべき事項はない。

## 基準 5. 教員・職員

### 5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

#### ①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

#### ②権限の適切な分散と責任の明確化

#### ③職員の配置と役割の明確化

##### (1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

##### ■ 学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を構築し、必要な規則を整備しているか。

学長の職務権限は、学校教育法第 92 条に則り、「椙山女学園大学学則」（以下「学則」という。）第 68 条の 2 において、「校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定されている。学長は、「椙山女学園大学長候補者選考規程」「椙山女学園大学長候補者選考規程の施行に関する規準」に基づき選考されている。さらに、「学校法人椙山女学園寄附行為」第 8 条第 1 項第 1 号に、理事の選任として、学長、校長及び幼稚園長の互選による者 1 人が規定されており、慣例により学長が選出されている。令和 7（2025）年 4 月 1 日施行の私立学校法改正に伴い、寄附行為改正の検討を進めており、理事会と大学との適切な連携及び意見が十分に反映される体制の整備についても併せて検討していく。

#### 5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

##### ■ 大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。

大学としての様々な施策の意思決定プロセスとしては、学長の下、学長補佐、学部長、関係事務部長で構成する大学運営会議で企画、立案、審議し、発議したものを、内容に応じて、大学の最高意思決定機関であり学長の諮問機関である大学協議会や教授会へ付議・意見聴取するなどして、調整を図り、最終的には学長が決定している。また、理事会へ付議する案件のうち、重要な事項については、理事長の諮問機関である大学改革審議会（経営側と教学側が協同のテーブル上で審議する会議）へ付議し、調整を図り、理事会に議題として提出している。

各種調査等により学生から多岐にわたって聴取した意見・要望を、大学運営会議、教授会で共有し、大学運営に反映している。

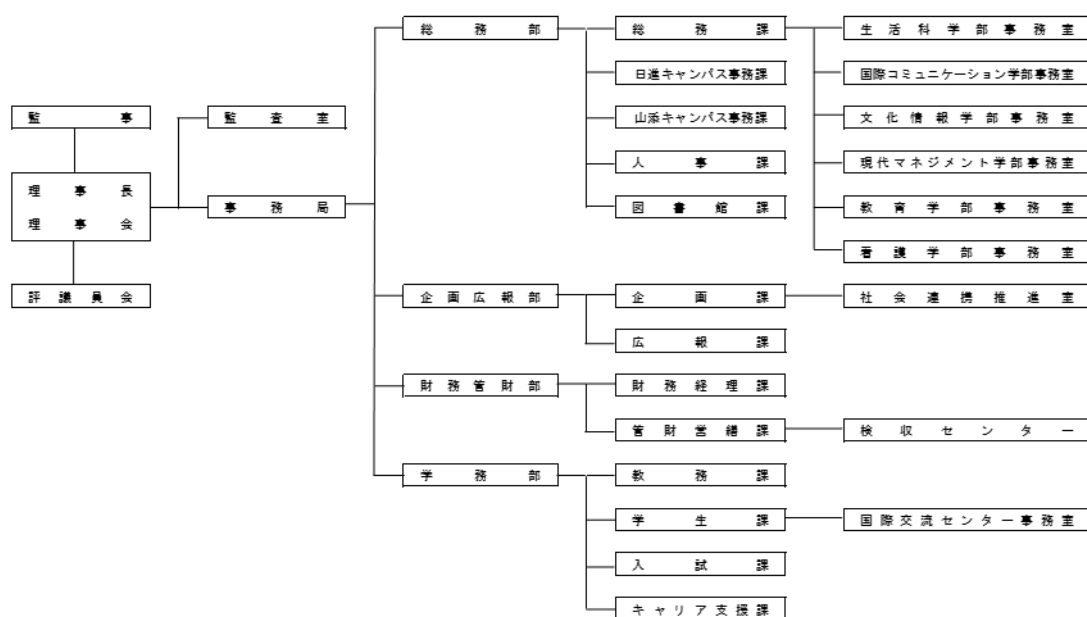
##### ■ 教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

各学部の教授会は、学長が意思決定を行うにあたり、学生の入学、卒業、学位の授与、教育課程及び授業、教員の教育、研究及び社会貢献に係る評価に関する事項について意見を述べる機関として、学則の第 69～72 条に定められており、原則として月 1 回開催される。また、各学部の教授会は、教授、准教授及び専任講師により組織され、上記に関する事項のほか、教育研究に関する事項について審議する組織として各学部の教授会規準に定められている。

以上のことから、大学の意思決定の権限と責任が明確になっており、教授会などの組織上の位置付け及び役割も明確に機能していると言える。

■ 教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。

事務組織は、「梶山女学園事務組織規程」に基づき、下記のように４部の体制となっており、全体で 105 人（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）の専任事務職員が配置されているほか、分掌事務については「梶山女学園事務組織規程」（第 12～24 条）において、各部署における役割が明確化されている。



事務職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備では、平成 30（2018）年 10 月に「学校法人椋山女学園事務職員の採用・昇任等に関する要項」を制定した。これに基づき、令和 6（2024）年度の採用は 2 人で、昇任は、部長級 1 人、課長級 1 人、課長補佐級 2 人、係長級 3 人であった。

57

昇任に当たっては、「昇任候補者推薦書」による各課長からの推薦を参考として行われる。この「昇任候補者推薦書」では、「学校法人椋山女学園事務職員の採用・承認等に関する要項」に規定されている規準を満たしているかが確認されている。

業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備では、キャリア支援課の事務職員にキャリア・コンサルタント資格の取得を推奨し、キャリア・コンサルタント養成講座の受講、キャリア・コンサルタント技能試験等の受検に要する費用の補助制度を整備するとともに、キャリア・コンサルタントの資格を有する有期雇用職員を6人配置している。

## 5-2. 教員の配置

### ①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

#### (1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

- 設置基準上必要な教員を確保し、適切に配しているか。
- 教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

専任教員は、大学設置基準に定める必要教員数を満たし、各学部学科の目的及び教育課程にしたがって、主要科目に対して専任教員を適切に配置している。令和6(2024)年5月1日現在の本学の所属別の教員数(教授・准教授・講師・助教・助手)は、以下のとおりである。講師以上の教員数は189人(うち教授は102人)であり、大学設置基準にある必要教員数、同教授数を十分に確保している。

本学の所属別教員数

| 学部         | 学科         | 教授  | 准教授 | 講師 | 助教 | 助手 | 計   | 教員一人当たり<br>学生数 |
|------------|------------|-----|-----|----|----|----|-----|----------------|
| 生活科学部      | 管理栄養学科     | 7   | 3   | 3  | 1  | 8  | 22  | 24             |
|            | 生活環境デザイン学科 | 7   | 6   | 2  | 3  | 2  | 20  | 29.4           |
| 外国語学部      | 英語英米学科     | 6   | 6   | 2  | 0  | 0  | 14  | 4.4            |
|            | 国際教養学科     | 7   | 2   | 2  | 0  | 0  | 11  | 3.3            |
| 人間関係学部     | 人間共生学科     | 7   | 3   | 2  | 1  | 0  | 13  | 3.1            |
|            | 心理学科       | 10  | 5   | 0  | 1  | 0  | 16  | 26.3           |
| 情報社会学部     | 情報デザイン学科   | 8   | 3   | 2  | 0  | 0  | 13  | 5.8            |
|            | 現代社会学科     | 10  | 5   | 0  | 0  | 0  | 15  | 3.8            |
| 現代マネジメント学部 | 現代マネジメント学科 | 10  | 11  | 4  | 0  | 0  | 25  | 31.4           |
| 教育学部       | 子ども発達学科    | 19  | 8   | 4  | 0  | 0  | 31  | 22.3           |
| 看護学部       | 看護学科       | 11  | 12  | 2  | 6  | 15 | 46  | 10             |
| 合計         |            | 102 | 64  | 23 | 12 | 25 | 226 | 16.56          |

(2024年5月1日現在)  
※単位：人

## 大学設置基準にある必要教員数・教授数

設置基準上必要専任教員数（学土課程）

| 大学の状況      |            |      | 大学設置基準 第13条関連別表第一 |        |                                     |                                         |              |                                                          | 必要専任教員数               |       |    |
|------------|------------|------|-------------------|--------|-------------------------------------|-----------------------------------------|--------------|----------------------------------------------------------|-----------------------|-------|----|
| 学部等の名称     | 学科等の名称     | 収容定員 | 学部の種類             | 上段・下段※ | 収容定員                                | 専任教員数<br>(A)                            | 超過           | 過不足算出<br>(B)                                             | (A)+(B)               | うち教授数 | 備考 |
| 生活科学部      | 管理栄養学科     | 480  | 家政学               | 下段     | 160-240                             | 6                                       | 240          | $240 \times 3/400 = 1.8 \rightarrow 2$                   | 8                     | 4     |    |
|            | 生活環境デザイン学科 | 558  | 家政学               | 下段     | 160-240                             | 6                                       | 318          | $318 \times 3/400 = 2.3 \rightarrow 3$                   | 9                     | 5     |    |
| 外国語学部      | 英語英米学科     | 480  | 文学                | 下段     | 200-400                             | 6                                       | 80           | $80 \times 3/400 = 0.6 \rightarrow 1$                    | 7                     | 4     |    |
|            | 国際教養学科     | 360  | 文学                | 下段     | 200-400                             | 6                                       | 0            | 0                                                        | 6                     | 3     |    |
| 人間関係学部     | 心理学科       | 452  | 文学/社会学・社会福祉学*     | 下段     | 文学:200-400<br>社会学・社会福祉学:<br>400-600 | 文学:6<br>社会学・社会福祉学:10<br>$\rightarrow 8$ | 52           | $52 \times 3/400 = 0.39 \rightarrow 1$                   | 9                     | 5     |    |
|            | 人間共生学科     | 364  | 文学/社会学・社会福祉学*     | 下段     | 文学:200-400<br>社会学・社会福祉学:<br>200-400 | 文学:6<br>社会学・社会福祉学:10<br>$\rightarrow 8$ | 0            | 0                                                        | 8                     | 4     |    |
| 情報社会学部     | 情報デザイン学科   | 404  | 文学/工学             | 上段     | 文学:320-600<br>工学:200-400            | 文学:10<br>工学:14                          | 文学:0<br>工学:4 | $4 \times 3/400 = 0.03 \rightarrow 1$<br>$\rightarrow 1$ | 12.5 $\rightarrow$ 13 | 7     |    |
|            | 現代社会学科     | 484  | 社会学・社会福祉学         | 上段     | 400-800                             | 14                                      | 0            | 0                                                        | 14                    | 7     |    |
| 現代マネジメント学部 | 現代マネジメント学科 | 760  | 法学/経済学            | 上段     | 400-800                             | 14                                      | 0            | 0                                                        | 14                    | 7     |    |
| 教育学部       | 子ども発達学科    | 692  | 教育学・保育学           | 上段     | 320-600                             | 10                                      | 92           | $92 \times 3/400 = 0.69 \rightarrow 1$                   | 11                    | 6     |    |
| 看護学部       | 看護学科       | 440  | 保健衛生学             | 上段     | 200-400                             | 12                                      | 0            | 0                                                        | 12                    | 6     |    |

\*文学/社会学・社会福祉学の学部の算出方法(心理学科452を例に)

文学の必要数:200-400の6人+超過分52に対して1人(400名ごとに3名の教員が必要のため比率としては0.39  $\rightarrow$  1名)=7人

社会学・社会福祉学の必要数:400-600の10人

合計17人+2領域=8.5人  $\rightarrow$  9名

文学の必要数:200-400の6人+超過分4に対して1人(400名ごとに3名の教員が必要のため比率としては0.03  $\rightarrow$  1名)=7人/工学の必要数:160-320の8人++超過分84に対して1人(400名ごとに3名の教員が必要のため比率としては0.63  $\rightarrow$  1名)=9

2領域なので(7+9)  $\div$  2=8

半分以下

大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数(別表第二)

| 大学全体収容定員 | 収容定員 | 専任教員数<br>(A) | 超過   | 過不足算出(B)                                      | 必要専任教員数<br>(A)+(B) | うち教授数 | 備考 |
|----------|------|--------------|------|-----------------------------------------------|--------------------|-------|----|
| 5474     | 800  | 12           | 4674 | $4634 \times (3/400) = 34.755 \rightarrow 35$ | 47                 | 24    |    |

別表第一と第二の合計

| 必要専任教員数<br>(A)+(B) | うち教授数 |
|--------------------|-------|
| 158                | 82    |

各学部学科の主要な授業科目は原則として専任教員が担当している。また、専任教員の担当授業時間数については、「大学専任教員の超過授業手当に関する規程」によって定められており、1週間に担当する授業コマ数の基準を6コマとし、大学全体の役職に関してはコマ数を減ずるなど調整し、適切に運営している。

教員の採用については、「相山女学園大学教員資格基準規程」の基本に則り、各学部の「教員選考内規」及び各研究科の「教員資格審査内規」の定めに従って行われる。はじめに各学部から提出された採用計画を学長、理事長が承認した上で、学部内に設置される「選考委員会」が職名や専門等の公募要件を決定し、教授会に諮り公募に付す。書類審査から面接及び模擬授業の実施等、応募者の選考作業も「選考委員会」が行い、審査結果を教授会で諮る、というのが大きな流れである。

教員の採用は原則、公募制で行っている。退職や転出、増員等によって教員の採用が必要になる場合、当該学部の学部長は、「学部運営委員会」や「将来計画委員会」等で採用計画の基本方針（専門領域、担当科目、職名等）を検討し、学科会議及び教授会に諮った上で、学長にその計画を「人事伺い書」を以て具申する。学長と理事長の承認の後、常任理事会での審議を得て、当該学部の教授会に諮り「選考委員会」を設置する。選考委員会には、学部長がオブザーバーで参加することができ、また、2学科で構成される学部の場合には非当該学科からも選考委員を選出しなければならないこととし、採用人事が学部全体のバランスを考慮して進められるよう配慮している。

選考委員会は、基本方針に従って公募要件を決め、それを教授会に諮った上で公募する。公募は、大学ウェブサイトのほかに JREC-IN（研究者人材データベース）を活用して行っており、必要な場合には関係の大学や研究機関に募集要項を直接送付している。

応募者の選考作業は選考委員会が行い、書類選考から面接及び模擬授業の実施等を経て、審査結果を学部長に報告する。これを受けて、学部長はその結果を教授会に諮り、推薦候補者を決定する。続いて、学部長は、この結果を関係資料と共に学長に具申し、最終的に

理事会の承認を得て、採用の事務的な手続が開始される。

昇任人事については、「大学教員資格基準規程」の基本に則り、各学部の「教員選考内規」及び各研究科の「教員資格審査内規」の定めに従って行われる。学部では研究業績、勤続年数、年齢、大学及び学部運営への貢献実績等による昇任基準についてそれぞれ申合せを定めている。また勤続年数に関しては、平成 30（2018）年度に理事会において「准教授から教授への昇任には准教授の経験年数を 7 年とする」という統一的な基準が設定されている。毎年、各学部の運営会議や昇任候補者推挙委員会で、この昇任基準を満たす候補者の有無について検討する。学部長は、学長と理事長の承認の後、常任理事会での審議を得て、昇任候補者を教授会に提案し、「選考委員会」を設置する。選考委員会は「教員選考内規」等の定めに従って慎重に審査し、その結果を学部長に報告する。これを受けて、学部長は教授会に諮り、当該候補者の昇任を決定する。学長が理事長へ具申し、最終的には理事会の承認を得て、昇任が決定される。また、昇任候補者の具申の際には「教員活動評価票」を使用し、学部長が「教育活動」「研究活動」「社会貢献活動」の 3 つの活動ごとに評価点と評価理由を記載して、学長へ提出する。この承認手続についても第 3 期認証評価において「基準の統一化が図られている点は、大学全体の人事の公平・公正性を進めるものと評価でき、昇任人事についても適切に行われている」との評価を得ている。

なお、非常勤講師については、各学部教授会及び研究科委員会で履歴書、研究業績等について審査し、依頼が決定される。その後、学部長は、この結果を関係書類と共に学長へ報告し、学長が理事長へ具申し、理事長の承認を得て、委嘱の手続が進められる。

### 5-3. 教員・職員の研修・職能開発

#### ①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

#### ②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

##### (1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

##### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-3-① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

■ 教育内容や方法を改善するための研修・研究を教職協働で組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。

本学では各学部・研究科の「学部 FD 委員会」「研究科 FD 委員会」と、全学組織である「全学 FD 委員会」「大学院 FD 委員会」によって FD 活動を推進する体制を整備している。

大学については「相山女学園大学全学 FD 委員会規準」に基づき、各学部に学部 FD 委員会が設置されるとともに、学長補佐と各学部の学部 FD 委員 1 人等が参加する全学 FD 委員会が設置されている。また、大学院の FD 活動は「相山女学園大学大学院 FD 委員会規準」によって、各研究科に研究科 FD 委員会が設置されるとともに、学長補佐と各研究科 FD 委員 1 人等が参加する大学院 FD 委員会が設置されている。

##### (1) 全学的な FD 活動の実施

全学的なFD活動の柱は2つあり、1つは授業アンケート及び研修会の実施である。

学期ごとに実施される授業アンケートでは、各授業のアンケート結果に対してリフレクション・ペーパーを作成することにより、個々の授業を振り返り、授業改善につなげている。また、毎年度のアンケート結果をFD報告書としてまとめ、大学ウェブサイトで公開するとともに、授業ごとの結果及びリフレクションは、学生、教職員全員が学内ポータルサイトから閲覧することができるようにしている。研究科におけるアンケートは、授業単位ではなく、全ての大学院生が講義、環境面で有益だった点、改善して欲しい点を答える形式により実施し、環境面など直ちに対応可能なものについては速やかに改善できる体制を整えている。

全学的なFD活動のもう1つの柱は、全教員を対象としたFD研修会の実施である。この研修会は毎年度に実施しており、令和5(2023)年度はオンデマンドにより「学修成果の可視化に向けたGPS-Academic(コンピテンシーテスト)の活用方法について～前期の結果分析～」を実施したほか、令和6(2024)年1月には「学修成果の可視化に向けたポートフォリオシステムの教員向け説明会」を実施した。

## (2) 各学部・研究科のFD活動

全学で実施するFD活動とは別に、各学部・研究科においても、それぞれの方法でFD活動を行っている。

各学部・研究科にはそれぞれFD委員会が置かれ、そのFD委員会から1人が全学FD委員会の構成員となっていることで、本学全体のFDと各学部・研究科のFDが連携をとることができている。また、それぞれの学部・研究科の特徴に応じて、その教育活動の質をより高める上で有益と考えられる活動を行っている。

以上のように、教育内容や方法を改善するためのFD活動に加え、学生支援システム(S\*map)、学修の可視化のシステム(Sugi-PORT)などの管理運用、教育支援について、教務課や学園情報センターなどの事務体制と共に運営しており、教育の質の向上のために教職協働で組織的・計画的に実施し、見直しを行っている。

## 5-3-② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

### ■ 職員の資質・能力向上のための研修などを組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。

大学運営に必要なSD(Staff Development)については、大学運営会議において、「SD実施計画」を定め、研修の実施や研修会への参加を推進している。これは大学の現状や課題、高等教育政策等についての理解を深め、教職員が一体となって教育改革を推進する狙いがあり、平成24(2012)年度から行われているものであり、原則として毎年3月にSD勉強会を開催している。令和5(2023)年度は、「人間論」におけるトータルライフデザイン教育」をテーマに開催した。

事務局のSD推進に当たっては、SD委員会を設置している。この委員会は、事務局各部からの委員で構成され、SD研修の企画運営等の活動を組織的にしている。令和2(2020)年度には、「梶山女学園事務職員行動指針」「梶山女学園事務職員研修要綱」及び「学校法

人椋山女学園事務職員の採用・昇任等に関する要項」に基づくイメージ「椋山女学園事務職員の人材育成全体イメージ図」を作成した。これにより事務職員の人材育成について、可視化、共有化を図り、意識改革を行った。令和3（2021）年度に、5年間の研修テーマの計画を立て、「知識向上を目指す実務研修」と「資質向上を目指す研修」とを交互に開催することをSD委員会で決定した。令和5（2023）年度は「知識向上を目指す実務研修」として企画広報部企画課長が『内部質保証について（PDCAサイクルを機能させ改善を図るには）』をテーマに開催した。実施後のアンケートでは、81%の職員が大変満足、満足という回答結果であった。

また、教員を含めたSDの一環として、毎年ハラスメント防止講演会を開催し、ハラスメント防止の啓発に努めている。令和5（2023）年度は前年度のアンケートで希望の多かった「ハラスメント事例から考えるハラスメントへの対応方法」をテーマにハラスメント防止講演会をオンラインで開催した。開催後のアンケートでは、4.08/5点の高評価を得ている。

これらSDに関わる研修や講演会で取り上げるテーマについては、時流に即した内容となるよう見直しを行うとともに、参加者アンケートによる教職員の要望も加味している。

#### 5-4. 研究支援

##### ①研究環境の整備と適切な管理運営

##### ②研究倫理の確立と厳正な運用

##### ③研究活動への資源の配分

###### (1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

###### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 5-4-① 研究環境の整備と適切な運営管理

###### ■ 快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。

講師以上の全ての教員には、個人研究室が付与されており、個人の研究活動を行うに当たっては十分な研究環境が整備されている。また、長期の研究に専念する期間を確保するため、「椋山女学園大学海外研修規程」及び「椋山女学園大学国内研修規程」を整備している。

海外研修及び国内研修については、第3期認証評価において対象となる教員の拡充をはじめ運用方法の見直しについて指摘を受けたことにより見直しを行った。その結果、令和5（2023）年7月12日実施の「海外研修選考委員会」において、海外研修者の資格について対象教員の年齢の上限引き上げが承認され、規程改正を行った。多くの教員が利用できる体制を整えるため、運用方法については引き続き検討、改善を行っていく。なお、令和5（2023）年度は海外短期研修を2人の教員が利用しているが、令和6（2024）年度は国内・国外ともに利用者はいなかった。

このほか、情報教育やオンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援については、学園情報センターが担っている。



#### 5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### ■ 研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。

研究倫理、研究活動の不正防止を目的として、本学では、学術研究に携わる全ての者が遵守すべき基本的な研究倫理規範として「梶山女学園大学学術研究倫理憲章」を定めるとともに、「梶山女学園大学学術研究倫理ガイドライン」を定めている。また、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）に基づき、本学において行う研究活動における、不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の適正な対応に関し、必要な事項を定める「梶山女学園大学研究活動における不正行為への対応等に関する規準」を制定しており、令和 3（2021）年度には一部内容を見直し、改正を行った。また、特定の研究領域、研究対象に関わる研究倫理と運営体制として、「梶山女学園大学動物実験等に関する取扱規準」、「梶山女学園大学研究用微生物等安全管理規準」、「梶山女学園大学組換え DNA 実験安全管理規準」を制定している。人を対象とする研究に関する倫理については、令和 3（2021）年度に「梶山女学園大学における人を対象とする研究倫理指針」を制定し、梶山女学園大学における学術研究のうち、人を対象とする研究を遂行する上で求められる研究者の行動及び態度について、倫理的指針に関する事項を定めた。さらに、生活科学部と看護学部では「研究倫理審査委員会規準」、その他の全ての学部では「人を対象とする研究倫理審査委員会内規」等の規程類を整備して適切に運用している。

また、教員及び学生における研究倫理確立のための機会提供として、「梶山女学園大学研究活動における不正行為への対応等に関する規準」に基づき設置する「研究倫理委員会」では、平成 27（2015）年度から専任教員及び大学院生に対して、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）提供の e ラーニングプログラムの受講を義務付けている。新たに採用された者、e ラーニングプログラムを未受講の者、前回の e ラーニングプログラム受講から 5 年経過する者を当該年度の受講対象者として毎年コンプライアンス教育を実施している。

研究倫理委員会では、e ラーニングプログラムの実施方法や内容の検証及び受講状況について毎年確認し、令和 5（2023）年度は前年度に引き続き、対象者全員が年度末までに受講を完了した。

学部学生に対する研究倫理教育については、『履修の手引』に掲載している「研究倫理」に関する注意事項を全学共通の教材として活用し、ファーストイヤーゼミ等で実施することを決定し、毎年度学部 1 年生に対する研究倫理教育を実施している。

また、非常勤講師には、本務校等での研究倫理教育の受講を確認し、未受講の場合は、日本学術振興会が提供する e ラーニングプログラムの受講を案内している。

研究倫理委員会は、毎年定期的に行われ、当該年度の研究倫理教育の実施方法及び受講状況の確認、規程の見直しなどを行っている。

以上のことから、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると判断する。

#### 5-4-③ 研究活動への資源の配分

■ 研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA (Research Assistant) などの人的支援を行っているか。

研究費の適切な支給及び執行については、学生の興味と関心を育む魅力ある教育につながる研究を推進するため、講師以上の教員に対して1人当たり、実験系教員には86万2,000円、非実験系教員には57万9,000円を教員研究費として経常費予算措置を行っている。また、学内の競争的研究資金として学園研究費助成金A・Bを、出版助成のための資金として学園研究費助成金Dを措置し、学内資金での研究活動が十分行えるような条件整備を行っている。

学長主導で執行できる予算として大学活性化経費があり、教員個人の研究活動にとどまらない組織的な教育研究活動を支える資金として予算措置を行っている。

これらの研究費管理は、学部事務室等において発注、納品等の確認、執行状況管理を適切に行うことによって、不正防止とともに研究者の負担軽減を図っている。

■ 研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。

外部資金獲得のための支援として、学内での説明会を毎年実施するほか、科学研究費助成事業に不採択で評価A(不採択者の中で上位10%)の場合には、教員研究費を10万円増額し、翌年度の科学研究費助成事業採択に向けての支援を行っている。また、科学研究費助成事業に採択された場合には、措置される間接経費の30%を当該教員の研究環境の向上や当該研究の発展のための経費として予算措置しており、研究活動を推進している。

なお、本学においては研究支援のためのRAなどの配置は講じていない。

#### [基準5の自己評価]

##### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・ 本学の教員組織は、年齢構成、男女比率の点ではバランスがとれており、また、教員1人当たり学生数も多すぎることなく適切な人数となっている。
- ・ 採用、昇任等の人事において全学的な基準の統一が図られ、大学全体の人事の公平・公正性が担保されている。
- ・ 研究倫理、研究活動の不正防止を目的として、平成27(2015)年度から専任教員に対する研究倫理プログラムの受講を開始し、令和5(2023)年度も前年度に引き続き、受講率が100%であったことから、専任教員に対する研究倫理教育の徹底が進んでいると言える。
- ・ 研究活動への資源配分として学園研究費助成金A・Bを、出版助成のための資金として学園研究費助成金Dを措置するほか、学長主導で執行できる予算として大学活性化経費を整えるなど、組織的な教育研究活動を支える資金として予算措置した上、それぞれの研究・事業成果については大学ウェブサイトにて公開している。

## (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・中長期的な観点での教員組織の適切性に関する点検・評価の仕組みを整備する。
- ・教員業績についての評価の仕組みを整備する。
- ・大学基準協会から指摘されている研修規程の見直しについては、海外研修については一部見直しを行い、令和 5（2023）年度に海外研修者の資格について対象教員の年齢の上限を引き上げる規程改正を行っており、引き続き国内研修について見直しに努める。
- ・研究活動への人的支援として RA の配置、またはそれに代わる支援を検討する。

## (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・大学として平成 31（2019）年度に「大学として求める教員像」及び「教員組織の編制に関する方針」として明示的な方針が設定された。この設定された方針に照らして、本学の専任教員数は全学的及び学部・研究科ごとにおいても、適切な人数が配置されている。また、教員の募集、採用、昇任に関しても適切に行われている。FD 活動に関しても、必要な体制が確立し、種々の FD 活動が適切に実施され、本学は教員の資質向上に真摯に取り組んできたと判断できる。
- ・ただし、中長期的な観点からの教員組織の適切性に関する点検・評価及び教員組織の改善・向上に資する点検・評価については、第 3 期認証評価においても指摘事項があることから今後はこの観点からの点検・評価を進めていく。
- ・教育研究環境整備については、個人研究費、学園研究費（A、B、D）等の潤沢な研究費と、研究室の整備、国内、海外研修制度の整備の支援体制がとられている。今後も現状を維持し、教員の教育研究活動を支えていく。

## 基準 6. 経営・管理と財務

### 6-1. 経営の規律と誠実性

#### ①経営の規律と誠実性の維持

#### ②環境保全、人権、安全への配慮

##### (1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

##### ■ 組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を誠実にやっているか。

本学園は、寄附行為第 3 条に、「この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、相山女学園独自の精神「人間になろう」という教育理念の達成を目指す教育を行うことを目的とする。」と規定し、この目的に従い、大学院、大学のほか、高等学校・中学校・附属小学校・附属幼稚園、附属こども園及び付随事業として附属保育園を管理運営している。

本学園及び本学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たすために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、「学校法人相山女学園ガバナンス・コード」を策定し、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めている。また、「学校法人相山女学園の事業に関する中期的な計画」を策定し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指している。

理事会は、学校法人の経営強化を念頭に業務を遂行し、理事の職務執行を監督している。また、理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、学長補佐及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の 1 つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に生かしている。

##### ■ 法令などに基づき、教学マネジメント指針を参考に、情報の公表を適切に行っているか。

大学及び学園の活動に関する社会的説明責任を果たし、広くステークホルダーへの情報開示及び教育研究の質の向上に資するために必要な事項として、教育情報、財務状況、役員等に関する情報等を、大学及び学園のウェブサイト等で適切に公表している。

また、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定する教職課程に関する情報についても、大学ウェブサイトで公表している。

##### ■ 法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムを適切に整備しているか。

学園の業務の適法性と妥当性を確保することを目的として、「相山女学園監事監査規程」を制定し、監事監査について必要な事項を定めている。令和 5（2023）年度は、前年度の科学研究費補助金決算について通常監査及び特別監査（実地監査）を行った。また、会計を監査する外部の監査法人与内部監査を実施する監査室及び学園監事の三者による監査連携を図るために、意見交換会を年 2 回実施した。監事監査では、事業報告書、財産目録及び

計算書類を含め、学校法人の業務、理事の業務執行の状況及び財産の状況について監査を行い、各部署や各学校の事業、各学校の教育研究活動、学生生徒等の募集・入学・進路・就職状況等、教学的な側面を有する内容についても、当該年度の詳細な報告を直接行っている。

学園の管理体制は、学校教育法、私立学校法、寄附行為に基づき整えられており、財務情報は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書等を作成して各事務所に備え置くとともに、適切に情報公開を行っている。

令和7(2025)年4月施行の私立学校法改正により、理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制、その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制の整備（内部統制システムの整備）が必要となり、その基本方針を理事会で決定しなければならないこととされた。今年度中に基本方針を策定し、理事会において決定する。

## **6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮**

### **■ 環境や人権について配慮しているか。**

環境保全への対応としては、毎年年間エネルギーの削減目標の検討を行い、キャンパスごと、学部棟ごとの詳細な月別の電力・ガス使用量等を提示し、削減目標が共有されている。その他学園全体の取組みとして、夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを毎年実施し、環境保全に努めている。

人権への配慮については、ハラスメント防止等の対策として、「相山女学園ハラスメント防止・対策規程」「ハラスメント防止のためのガイドライン」を制定して、ハラスメント発生防止の検討、対策を行うほか、ハラスメント相談窓口及び相談室を記載した携帯用カードを毎年作成し、全教職員に配布している。また、定期的に全ての教職員を対象とした研修を行い、ハラスメントに関する認識を深めることに努めている。

### **■ 学内外に対する危機管理体制を整備し、それが適切に機能しているか。**

危機管理体制として、「相山女学園危機管理規程」及び「相山女学園大学危機管理規程」を制定し、各学校等において危機管理マニュアルを作成している。本学の建物は全て建築基準法で定める耐震基準を満たしており、安全対策がとられている。また、毎年、全教職員を対象とした防災研修を実施するとともに、定期的に学生、教職員による防災・避難訓練を行っている。

さらに、産業医、衛生管理者及び衛生委員からなる衛生委員会をキャンパスごとに毎月開催し、職場環境の改善、安全を図っており、教職員のセルフケアのさらなる充実化及び働きやすい職場環境の形成を目的として、労働安全衛生法に基づきストレスチェックを実施し、結果を踏まえて希望者には産業医の面談を行っている。

そのほか、学園に関わる全ての関係者の個人情報保護への対応として、「学校法人相山女学園個人情報保護方針」、「学校法人相山女学園個人情報保護規程」を制定し、慎重かつ厳格に管理運用を行っている。

## 6-2. 理事会の機能

### ①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

### ②使命・目的の達成への継続的努力

#### (1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

#### (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

- 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、それが適切に機能しているか。
- 理事会の運営を適切に行っているか。
- 理事の選任を適切に行っているか。

本学園の管理運営組織は、理事会、評議員会、常任理事会等から構成されている。理事会では、寄附行為で定める毎年度の予算及び決算の決定、資産の管理及び処理、大学学則及び大学院学則に関する事項等を決議処理している。理事は寄附行為で8人又は9人と定められており、現在の実数は9人である。理事の内訳は、学長、校長及び幼稚園長の互選による者1人、本法人に関係のある学識経験者のうち学長、校長及び幼稚園長の過半数の推薦による者2人、評議員のうちから、評議員会で選任された者1人、その他学識経験者のうちから、理事会において選任された者で構成され、いずれも適切に選任されている。なお、学長、校長及び幼稚園長の互選による者は、慣例により学長が選出されている。理事会は、8月及び12月を除き、原則毎月開催する定例理事会及び必要に応じて開催する臨時理事会がある。令和5（2023）年度は、定例理事会10回、臨時理事会2回の合計12回開催した。理事の理事会への出席状況は、委任状による出席を除き、年平均97.2%であった。理事会の通知は7日前までに発しており、当日の席上配付資料を除き、事前に資料を送付、共有することで、理事等が会議にて適切に判断できるよう準備している。大学の運営に係る重要な規則の制定・改正・施行は、大学に関する意思決定の最終決定機関である大学協議会の議を経て理事会で審議している。

常任理事会は、「相山女学園常任理事会規程」に定める、理事会の決定した基本方針に基づく具体的な執行計画に関する事項、理事会から委託された事項、理事会及び評議員会に付議する事項等の協議を行っている。

また、上記以外にも、理事長、学長、学園が設置する学校の校長及び園長、保育園長、学園が設置するセンター等の長並びに事務局長を構成員とする相山女学園所属長会議を、原則として偶数月に1回開催している。同会議は、本学園の建学の精神について、より具体的な理解及び相互認識を深め、総合学園としての総合的な魅力及び特色をより鮮明にし、学園全体としての強み及び一体感を醸成することを目的としており、令和5（2023）年は、学園の事業に関する中期的な計画や、学校間連携について協議した。

さらに、理事長、学長、学長補佐、学園が設置する学校の校長、教頭及び園長、副園長、保育園長、学園が設置するセンター等の長並びに事務局長、部長を構成員とする相山女学園連絡会議を、原則として奇数月に1回開催し、学園の当面する課題を共有し、協議する

ことで、学園としての一体性を高め、諸情勢の変化に的確に対応している。

## 6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

### ■ 大学の使命・目的を達成するために継続的な努力をしているか。

「大学運営に関する方針」として、大学ウェブサイト(<https://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/about/otherpoli.html>)に以下のように明示している。

#### 大学運営に関する方針

教育理念及び椙山女学園大学憲章を具現化し、大学の教育・研究目的を実現するため、学長のリーダーシップの下、大学協議会及び大学運営会議を中心に、大学運営に関する課題を全学的視点で速やかに解決するマネジメント体制を構築します。

教育研究活動の改善と充実のため、少子化に対応できる安定的かつ健全な財政基盤を確立します。

附属・併設校(園)及び理事会と連携し、女子総合学園としてのメリットを活かした大学運営を行います。

この方針を定めるにあたり、本学では平成 26 (2014) 年 4 月、全学的視点で、課題を速やかに解決することを目的として、学長、学長補佐、学部長、事務局部長職等で構成された、教職協働の大学運営会議が発足した。

同会議では、大学の中期計画を策定し、さらに、平成 28 (2016) 年度には大学憲章を定め、単年度計画として、学士課程教育の質的転換を図るために本学が目指すべき目標を定めた「椙山女学園大学改革アクションプラン」(以下、「改革アクションプラン」という。)を策定した。

改革アクションプランには、各課題を解決するための具体的な方策、責任母体、担当責任者、達成時期、担当部署等を定めている。

改革アクションプランを全教職員に周知徹底するため、理事会、大学協議会、教授会など主要な会議において十分な説明を行うとともに、毎年 5 月には「学長メッセージ」として、全教職員に向けて学長が説明を行い、情報を共有している。

以上の取組みを重ねることにより、平成 31 (2019) 年 4 月の大学協議会で、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針を定めるに至った。

また、平成 31 (2019) 年 4 月には、令和 2 (2020) 年度から令和 11 (2029) 年度までの中長期計画を策定し、令和元 (2019) 年 9 月には、中長期計画にかかる「学長メッセージ」として全教職員に向けて学長が説明を行い、情報を共有した。

中長期計画は、令和 2 (2020) 年 1 月に策定した実施計画をもとに、全体をⅢ期に分けた実施行程表を策定し、年度ごとに改革アクションプランとして当該年度の達成目標を明確にし、年度末に検証を行うことで、次年度の計画を策定するサイクルを回している。令和 5 (2023) 年度は、第Ⅱ期初年度の検証を行った上で、検証結果を踏まえた令和 6 (2024) 年度の改革アクションプランを策定した。「改革アクションプラン 2024」の重点項目につ

いては、令和 6（2024）年 5 月 14 日実施の学長メッセージにて情報共有を行っている。

### 6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

#### ①法人の意思決定の円滑化

#### ②評議員会と監事のチェック機能

##### (1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

##### (2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-3-① 法人の意思決定の円滑化

##### ■ 意思決定において、理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行っているか。

寄附行為の定めにより、予算及び事業計画、学園の事業に関する中期的な計画、借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、役員に対する報酬等の支給の基準、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、寄附行為の変更、合併、目的たる事業の成功の不能による解散、寄附金品の募集に関する事項等については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないとしている。また、令和 7（2025）年 4 月施行の私立学校法改正に伴う寄附行為の改正において、理事会及び評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集し、全ての理事が評議員会に出席し、必要な説明を行うものと規定することとしている。

##### ■ 教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。

また、教職員の提案などをくみ上げる仕組みの整備として、教授会や各種委員会等において必要に応じて意見聴取や協議を行い、意見のボトムアップを図っている。令和 6（2024）年度には、全ての事務職員を対象としたアイデアマイニング Week を設けた。業務に関わる様々な課題と解決策を掘り起こし、課題に対する改善を行うことで、業務の効率化を図るとともに、働き方改革への布石とすることを目的とする取組みを行っている。そのほか、オープンキャンパス等様々なイベント実施後にイベントに参加した教職員を対象としたアンケートを行い、アンケート結果及び提案事項等を情報共有の上、次回以降実施の際の参考としている。

#### 6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

##### ■ 評議員の選任を適切に行っているか。

評議員は寄附行為で 31 人と定められており、現在の実数は 31 人である。評議員の内訳は、本法人に関係のある学識経験者のうち、学長、校長及び幼稚園長の過半数の推す者 2 人及び理事会で選任する 29 人（教職員のうちから 19 人、年令 25 年以上の卒業生のうちから 6 人、その他の適任者のうちから 4 人）であり、いずれも適切に選任されている。

##### ■ 評議員会の運営を適切に行っているか。



評議員会は、3月及び5月に開催する定期評議員会及び必要に応じて開催する臨時評議員会があり、令和5年度は、定期評議員会2回、臨時評議員会2回の合計4回開催し、評議員の評議員会への出席状況は、委任状による出席を除き、年平均90.3%であった。会議の通知は7日前までに発しており、当日の席上配付資料を除き、事前に資料を送付、共有することで、評議員が会議にて適切に判断できるよう準備している。令和5（2023）年度は、令和4（2022）年度事業報告に関する件、令和4（2022）年度決算に関する件、令和5（2023）年度補正予算に関する件、令和5（2023）年度事業計画に関する件、令和5（2023）年度予算に関する件、学園の事業に関する中期的な計画等について意見聴取を行った。また、令和6（2024）年5月開催の定期評議員会では、令和5（2023）年度事業報告に関する件、令和5（2023）年度決算に関する件に加え、令和7（2025）年4月施行の私立学校法改正に伴う寄附行為の改正について意見聴取を行った。

■ 監事の選任を適切に行っているか。

監事は寄附行為で2人と定められており、現在の実数は2人である。選任に関しては、寄附行為第15条に、この法人の理事、職員（学長、園長、教育職員、事務職員その他の職員を含む。）、評議員又は役員の配偶者若しくは3親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員の同意を得て、理事長が選任すると定められており、適切に選任されている。また、選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任している。

■ 監事は、監事の職務を適切に行っているか。

監事の職務を支援するための事務体制については、総務部、財務管財部及び企画広報部が監事との綿密な連携の下、支援体制をとっており、監事業務に係る環境整備として監事室を設置している。また、文部科学省主催の学校法人監事研修会には毎年度監事に出席を依頼している。令和5（2023）年度開催されたYouTube利用によるオンデマンド形式での研修会においては、令和5（2023）年度から新たに着任した監事には新任監事対象の研修を、全監事対象の研修には監事2人が受講することで、監事の役割や学校法人を取り巻く状況、学校法人制度等の概要及び私立学校法の改正等について示されたデータ等から見識を深める機会とした。

監事は、理事会及び評議員会に出席することにより、学校法人の業務執行状況全般について掌握しており、学園及び各学校で発行している各種情報誌を提供するとともに、学園及び各学校の行事等への積極的な参加を要請し、定期的に学校法人の業務の状況等を把握できるような環境を整えている。

## 6-4. 財務基盤と収支

### ①財務基盤の確立

### ②収支バランスの確保

### ③中期的な計画に基づく適切な財務運営

### (1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

### (2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-4-① 財務運営の確立

##### ■大学を運営するために必要な財務基盤を確立しているか。

平成 31（2019）年 3 月の予算委員会において、財政計画において重要な今後の校舎等の施設設備改修、建替えに伴う資金確保について、令和 4（2022）年度までに必要試算額を確保するための計画を審議、検討した。また、同時に私学事業団の定める「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」について A1 区分となるための積立率の向上と経常収支の黒字維持についても検討、確認している。

しかし、令和 5（2023）年度入試では一部の学部において入学定員を満たせていない状況となり、令和 5（2023）年 9 月の予算委員会において、再度「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」について A2、A3 区分になるための条件を再確認した。また、令和 6（2024）年 3 月の予算委員会では、今後、入学者数の回復が見込めない場合を想定したシミュレーションを行うことで、令和 10（2028）年度の経常収支差額が黒字化するための条件を確認している。

令和 7（2025）年度以降、校舎等の建替えを実施することから、令和 6（2024）年 7 月理事会において、令和 11（2029）年度までの資金計画を確認し、実行可能な計画が確認された。

キャンパス整備計画における校舎等の施設設備改修及び建替えに伴う資金の確保は完了し、中長期計画に基づく財務運営を行っていると言える。しかし、引き続き教育研究活動を安定して遂行していくためには、入学定員の確保に注力する必要がある。

#### 6-4-② 収支バランスの確保

##### ■収入と支出のバランスが保たれているか。

5 年前の決算と比較すると、学園の事業活動収入は、令和元（2019）年度の 110 億 90 百万円から令和 5（2023）年度の 105 億 30 百万円と 5 億 60 百万円の減少となった。基本金組入前当年度収支差額は、令和 5（2023）年度決算では 58 百万円であり、事業活動収支差額比率は 0.6%とわずかなプラスに留まっている。大学単位での同比率は、令和 5（2023）年度決算では 5.4%となっており、学園全体と比して高い割合となっているが、令和元（2019）年度の 15.2%からは年々減少している。大学として現状では収支バランスを保っていると言えるが、今後については注意が必要である。

また、総資産については令和元（2019）年度の 467 億 46 百万円から令和 5（2023）年度の 490 億 09 百万円へと 22 億 63 百万円の増加となっており、重要な資産の増加は財産目録からも確認できる。今後は校舎等の建替えを実行する期間に入っていくことから、特定資産等が減少するため、次の建替え等に備えた資金確保が必要である。

■外部資金の導入の努力を行っているか。

外部資金の獲得については、科学研究費助成事業において、公募説明会をオンラインで実施、科学研究費助成事業等への応募がない教員には教員研究費の減額、採択された場合及び不採択で評価 A の場合には教員研究費の増額等の継続実施を行っている。また、補助金の獲得については、令和 5（2023）年度は本学の採択にはつながらなかったものの、「私立大学等改革総合支援事業」の獲得のために大学運営会議を中心として取り組み、その他の各種財団の研究助成情報の教員への周知等を行っている。さらに、令和 6（2024）年度には「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」の支援メニューの内、「少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える、私立大学等戦略的経営改革支援」に応募し、面接審査に代わる審査委員からの確認事項に対する書面回答まで審査対応を進めている。そのほか、新入生に対しての「施設設備・教育研究充実のための寄付金」、在学生や同窓生、広く一般に対しての「椋山女学園教育振興基金寄付金」を継続して募集しているほか、教員の教育・研究への特別寄付金を積極的に受け入れている。

また、令和 6（2024）年度開設の情報社会学部新校舎の建築にあたり、「大学・高専機能強化支援事業」に採択されており、このような補助金を積極的に活用し、教育研究環境の充実を図っている。

現状での財政基盤は十分確立されていると判断できるが、今後の収支バランスの確保に向けて、更なる検討が必要である。また、現状では教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤は確立していると判断できる。

**6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営**

■ 中期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。

令和 6（2024）年度からの中期的な計画において、経常収支の赤字を甘受してキャンパス整備プランを実行することを定めている。このキャンパス整備は令和 5（2023）年度までに積み立てた特定資産により実施することとし、令和 6（2024）年 7 月の理事会において、キャンパス整備に伴う資金計画を確認した。ただし、キャンパス整備を実施しつつ教育研究活動を安定して遂行していくための入学者数の確保に注力する必要がある。

中期的な計画を定め、計画を実行するための財務計画に基づく財務運営を行っていると言えるが、中期的な計画を実行しながらも安定した財務運営を行うためには入学者数の確保が重要である。

**6-5. 会計**

**①会計処理の適正な実施**

**②会計監査の体制整備と厳正な実施**

**(1) 6-5 の自己判定**

「基準項目 6-5 を満たしている。」

## (2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-5-① 会計処理の適正な実施

#### ■ 学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。

学校法人会計基準に基づき会計処理を行うため、「相山女学園経理規程」「相山女学園経理規程に係る勘定科目細則」等を定めている。また、具体的な処理を適正に実施するため、「相山女学園予算の支出に関する細則」「相山女学園国内旅費規程」「相山女学園外国旅費規程」等を定めている。

これらの規程等に基づき適切に処理されているかは、監査室による内部監査、監査法人による監査等により担保されており、監事による決算監査により最終的に確認がなされている。

#### ■ 予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。

予算との乖離が見込まれる場合には、例年 11 月の理事会において補正予算を編成し対応しているが、その後の大きな予算変更を伴う事業が必要となった場合にはその都度補正予算を編成することで対応している。

### 6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### ■ 会計監査人の選任を適切に行っているか。

#### ■ 会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

会計監査人については、例年 8 月頃に監査を開始できるよう選任を行っている。監査法人による会計監査では、期中には 8 月以降ほぼ月に 1 回以上来校の上で、各種書類やシステム運用状況の確認、関係教職員へのヒアリング等を行っている。決算期においては、1 週間程度の来校により、適正な会計処理がされているかを確認している。そのほか、監事、監査室との 3 者での会合を 1 年に最低 2 回は実施しており、有効な監査について意見交換が行われている。

以上のことから、会計監査の体制整備と厳正な実施がされていると言える。

## [基準 6 の自己評価]

### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- 令和 7 (2025) 年度から実施する校舎建替え等キャンパス整備に必要な資金については、令和元 (2019) 年度に検討した財務計画通りに積立が出来ており、物価高騰により一部計画の見直し等が必要な部分はあったもののほぼ計画通りに進められている。

### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- 令和 7 (2025) 年 4 月施行の私立学校法改正により、理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制、その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制の整備（内部統制システムの整備）が

必要であるが、現時点で対応できていない。

- ・校舎建替え等のキャンパス整備資金の準備はほぼ計画通りに進められたが、入学学生数の減少により、事業活動収支差額は年々収入超過額が減少している。安定した教育研究環境の維持や今後のキャンパス整備のための資金確保が難しくなっていくため、今後も入学定員の確保に注力する必要がある。

### **(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定**

- ・内部統制に関する基本方針及び内部統制システムの整備について、令和6年（2024）度中にその基本方針を策定し、理事会において決定する予定である。
- ・安定した教育研究環境の維持や今後のキャンパス整備のための資金確保を進めるためには入学定員の確保が必要となるため、令和6（2024）年3月の予算委員会において、今後の入学生数を3通りに分けたシミュレーションを行い、収支バランスを確保するために必要な入学生数を検討した。現状は入学者数を確保することを最優先として、教育改革、広報の充実等に取り組んでいく。

#### Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 社会連携・社会貢献

##### A-1. 地域社会等との連携及び社会貢献

##### ①社会連携・社会貢献に関する方針

##### ②社会連携・社会貢献に関する取組み及び改善・向上

##### ③社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価

##### (1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

##### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 社会連携・社会貢献に関する方針

■ 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

本学は、「相山女学園大学の目的に関する規程」の第 2 条から第 8 条までにおいて、また、「相山女学園大学大学院の目的に関する規程」の第 2 条と第 3 条において、各学部・学科、各研究科の人材養成に関する目的、教育研究上の目的を定めており、各学部学科・研究科ともに、社会貢献をなしうる人材及び国際的人材の養成を目的とすることを明示している。

また、「相山女学園大学憲章」（平成 28（2016）年 9 月 30 日制定）において、「わたしたちの社会貢献」として、社会貢献に係る基本方針 3 項目を掲げている。

##### ○わたしたちの社会貢献

1. すぐれた卒業生を輩出し、地域の発展や持続可能な社会の形成に寄与します
2. 教育研究活動の成果を通して、社会的課題の解決に貢献します
3. 学びの門戸を卒業生や社会人にも拡げます

令和 6（2024）年 4 月に大学内の全ての活動を包括した「社会連携・社会貢献に関する方針」を定めている。

### 社会連携・社会貢献に関する方針

相山女学園大学は、本学園の教育理念「人間になろう」を基盤に、広く教育研究、学術の振興に寄与するとともに、変容する社会のなかで、「私はどう生きるか」という問いのもと、人生の転機を乗り越え、仕事やさまざまな活動を調和させ、他者と協働し、社会へ参画することを目指し、自分自身の人生をデザインする「トータルライフデザイン」の考え方を基軸として、本学の保持する専門的知識や人材を積極的に地域社会に還元するため以下のように社会連携・社会貢献に関する方針を定めます。

- ①自治体、企業及び教育機関等の地域・社会と連携し、教育研究活動を通じて得た知的資源を活用し、地域・社会の活性化と発展に貢献します。（社会貢献）
- ②本学の知的財産を地域社会及び産業界に還元し、それらの課題解決に貢献します。（産官学連携）
- ③地域や産業界の課題解決を目指すプロジェクト型学習（PBL）を推進し、地域社会の教育・研究の進展を図るとともに、学生の社会人基礎力を醸成します。（PBL）
- ④女性の自立の支援のため、ライフステージごとの課題を乗り越えて、他者と協働しながら自分自身の人生をデザインし、女性が社会で自立して生きていくための知識・能力を、社会人女性

さらに、「学校法人相山女学園 ガバナンス・コード（令和3（2021）年6月1日制定、令和6（2024）年4月1日改正）」においても社会貢献・地域連携として、本法人の姿勢を明示している。

また、これらについては大学ウェブサイト公開しており、社会に対して適切に明示している。

以上を基に、本学では、以下に示す組織において、教育研究成果を適切に社会に還元するための「社会連携・社会貢献に関する方針」を明示している。

#### I 社会連携センター

「相山女学園大学社会連携センター規程」の設置の趣旨に基づき社会貢献・社会連携について方針を定めており、本学ウェブサイトを通じて地域・社会に対して適切に明示している。

#### II トータルライフデザインセンター

「相山女学園大学トータルライフデザインセンター規程」では、目的及び事業の方針を定めており、本学ウェブサイトを通じて地域・社会に対して適切に明示している。

#### III 人間学・ジェンダー研究センター

「相山女学園大学人間学・ジェンダー研究センター規程」第1条において、当該センターの目的を定め、これらは人間学・ジェンダー研究センターウェブサイトや毎年度発行する『人間・ジェンダー学研究』に公開及び掲載しており、社会に対して適切に明示している。

#### IV 臨床心理相談室

「相山女学園大学臨床心理相談室規程」第2条において、当該相談室の地域住民への提供を目的に定め、本学ウェブサイトを通じて社会連携・社会貢献に関する方針を明示している。

さらに、学園の組織ではあるが、大学の教員が中心となる以下の組織においても、社会連携・社会貢献に関する方針を明示し、教育研究成果を適切に社会に還元している。

#### V 歴史文化館

「相山女学園歴史文化館規程」第1条において、設立の趣旨を定めている。これらは相山歴史文化館ウェブサイトに掲載しており、社会に対して適切に明示している。

以上、社会貢献・社会連携に関する方針については、教育理念、目的、大学憲章に沿って策定されており、誰もが容易に閲覧できる大学ウェブサイトに掲載していることから、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示していると判断できる。

### A-1-② 社会連携・社会貢献に関する取り組み及び改善・向上

■ 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、学外組織との適切な連携体制を含め、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

#### I 社会連携センター

社会連携センターは、社会連携に関する総合窓口として、地域・社会からの問合せや要望について学内の教員と連絡・調整するほか、共同研究・受託研究についても外部からの受入れ窓口として手続等の調整を行っている。

本学は、自治体等との連携協定として、「愛知県日進市との連携協力に関する協定(締結日:平成24(2012)年8月8日)」、「東山総合公園との連携と協力に関する協定(締結日:平成27(2015)年8月5日)」、「農林水産省東海農政局との連携に関する覚書(締結日:平成29(2017)年7月26日)」、「名古屋市千種区役所との連携協力に関する協定(締結日:令和元(2019)年6月20日)」、「東山遊園株式会社との連携に関する協定(締結日:令和元(2019)年10月15日)」などを締結しており、地域社会の課題解決への協働、大学の学術研究及び女性活躍の推進等に資する取り組みを通して、実践力の養成、研究活動に役立てている。令和4(2022)年12月には東山遊園株式会社と本学とで新たに「共創委員会」を立ち上げ、連携をより具体的に進めるための取り組みが進められている。

自治体等との連携講座として、名古屋市教育委員会生涯学習課との大学連携講座、日進市教育委員会の連携講座(前・後期各3回)を実施し、本学の専任教員が体系化したプログラムや専門性のある講座を実施している。そのほか、自治体等からの講師派遣の要請に際しては、教員個人への依頼と社会連携センターへの依頼を合わせると専任教員を相当数派遣している。社会連携センターへの直接依頼数については、令和5(2023)年度は延べ



23 件であった。

これらのほかにも、地域・企業等との連携窓口として、学生や該当する教員、ゼミとの調整を行っている。特徴的な例を挙げると、情報社会学部において名古屋市と連携した広報映像の制作、現代マネジメント学部が主催する「ビジネスプラン・コンテスト」では、テーマに地域活性化プランを掲げ、協賛企業から提示された地域活性化プランやビジネスプランをテーマに設定し、成果を還元している。また、看護学部における名古屋市千種区保健センターと看護学生(ボランティア)の地域住民を対象とした協働事業①高齢者介護予防②性感染症予防の啓発に取り組んでいる。

例年 3 月に全専任教員を対象に社会連携に関する調査を実施している。この調査を通じて、教員がゼミ等で行っている社会連携活動から PBL などのアクティブ・ラーニングの実施状況の一部を把握している。令和 6 (2024) 年度に PBL を活動の軸に据えた取組みの試行を現代マネジメント学部内で開始しており、活動上の課題の洗い出しと検証を行い、全学的な導入がなされた際の支援体制を整えることとしている。また、連携協定を締結する自治体との協議の場を年 1 回設け、活動及び連携の在り方についての改善や取組みの向上に役立てている。

## II トータルライフデザインセンター

次の 3 つのユニットによる各ユニット構成員による会議及び関係者との活動によって運営している。

### ①食と健康ユニット

「食生活や健康に関する講演会等の開催」「併設校等との連携による食育」「自治体等との連携による食育、健康増進」「食と健康に関する調査分析」を主たる業務とし、これまで相山女学園大学が展開してきた食育の活動の範囲をさらに広げ、生涯というタイムスパンで人生を設計することにフォーカスを当てつつ、ライフステージごとの食生活や健康推進に活動の幅を広げている。大学をはじめとする食育活動の推進のほか、女性の生涯にわたる健康やウェルビーイングを支援するための活動に取り組んでいる。

### ②教育連携ユニット

教育連携として、トータルライフデザインの基礎をなす「人間教育」の体系化と教育方法論の探求を進めるための併設校及び併設園との協働をより重視し、高校の探究授業の支援及び大学の授業公開による接続並びに令和 6 (2024) 年 4 月から名古屋市地域子育て支援拠点「すぎばーく」を開設し、子育て支援などの活動に取り組んでいる。特に教育学部を中心に併設校生徒に対する学習支援活動が行われており、探究学習においては、改組した学部を中心に、株式会社 Study Valley と教育コンテンツ制作を進めている。「すぎばーく」では、子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、子育て及び子育て支援に関する講習会等を実施している。

### ③リカレント教育ユニット

ライフデザインカレッジにおいて、生涯学習を主体とした「オープンアカデミー講座」「大学開放講座」と資格取得やキャリアアップ、キャリアチェンジ等の支援に資する知識・

技能の向上を目指す「キャリアアップ講座」「ライフデザイン講座」を開講し、学生や社会一般の方に提供している。講師は、本学の様々な専門分野の専任教員や名誉教授のほか、リカレント教育ユニット会議を中心に審査した外部講師、外部機関等が担当している。

### Ⅲ 人間学・ジェンダー研究センター

建学の精神に基づく伝統に立って、その教育理念「人間になろう」そのものをより広く、より深く研究する人間学・ジェンダー研究センターでは、毎年多様なテーマで人間について多面的に考察する「梶山フォーラム」（年1回開催）やセンターのプロジェクト研究成果等を基にした「人間講座」（年4回程度開催）などの一般市民向け公開講座等によって地域社会に知的財産として還元している。令和5（2023）年度以降は対面開催とオンデマンド映像配信も活用し広く社会に還元することが出来た。これとは別に、事業の一環として5つの研究プロジェクトの活動により、学内外の研究員が共同研究を行っている。これらの活動については、センターの年間活動報告書「人間学・ジェンダー研究」を人間学・ジェンダー研究センターウェブサイトに掲載し、社会に公表している。

### Ⅳ 臨床心理相談室

人間関係学研究科の教育研究成果を通じ、地域に貢献するための施設として「臨床心理相談室」を日進キャンパスに併設している。本学大学院人間関係学研究科人間関係学専攻臨床心理学領域（以下、「臨床心理学領域」という。）の公認心理師・臨床心理士の資格を持つ教員が、地域住民の心の問題についてカウンセリングや相談を行っている。また、自治体との連携活動としては、平成13(2001)年度から日進市教育委員会と連携しており、臨床心理学領域の公認心理師・臨床心理士の資格を持つ教員が、日進市立の小中学校の教員及び児童生徒・保護者への相談活動を行っている。さらに、特別支援教育巡回指導事業として、日進市内の全小中学校に本学教員が巡回指導に赴き、特別支援を要する児童生徒が在籍する学級の授業を観察した後、支援のあり方について助言を行っている。また令和5（2023）年9月には、日進市との連携及び地域交流事業である「子どもの発達に関する保護者相談会」の相談日を1日増やして3日間設定し、39件の保護者から相談の申込みを受けた。さらに、令和5（2023）年11月には、コロナ禍で開催を中止していた一般市民を対象にした心理分野の特別講演会を4年ぶりに開催した。

### Ⅴ 歴史文化館

学園に関する資料を総合的に収集、展示し、学園の歴史を紹介することによって社会に貢献することを目的とする歴史文化館では、一般の方にも開放して、学園に関する種々の資料を年3回程度開催する「企画展」や常設の展示によって公開している。令和5（2023）年度は、本学教員の研究内容を学内外に紹介する企画や、歴史文化館所蔵絵画を公開する取り組みを行った。これら一連の活動については、年1回発行の『歴史文化館ニュース』に掲載し、学内、同窓生及び一般の関係者に配付、また、歴史文化館ウェブサイトに掲載し、社会に公開している。また、学生サポーターを採用し、入館者に対して展示品の説明や、梶山女学園の歴史を解説することを行っている。

以上により、社会貢献・社会連携に関する取組みについては、学外組織との連携体制構築に努め、全学的な方針に沿って実施をし、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行なっていると言える。

#### **A-1-③ 社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価**

■ 社会連携・社会貢献の適切性について教員の社会連携活動の把握を含め定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

本学では、以下のとおり各組織において、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っており、改善・向上に向けた取組みを行っている。

##### **I 社会連携センター**

社会連携・社会貢献の適切性を図るため、社会連携センター運営委員会を2か月に1回程度開催し、企業や地域との連携状況について報告を行っており、連携にふさわしい取組みかどうかなどの確認をしている。また、平成30(2018)年度から「社会連携に関するアンケート調査」を毎年行い、教員が個人で行っていた地域や企業との連携状況の把握に努め、地域・企業からの問い合わせに対応できている。

##### **II トータルライフデザインセンター**

社会連携・社会貢献の適切性を図るため、トータルライフデザインセンター運営委員会を年に6回程度開催し、「食と健康」「教育連携」「リカレント教育」というセンターを構成する3つのユニットにおける活動状況について情報共有し、センターの事業の事業計画及び予算に関する事項等について審議している。さらに、同センターでは、トータルライフデザインの考え方を基軸に、他者と共に生きる社会の中で多様な役割を果たし、自分のライフステージごとの課題を乗り越えて、生涯というタイムスパンで人生を設計する活動が適切に行われているか、社会貢献にふさわしい取組みが出来ているかなどの確認をしている。

###### **①食と健康ユニット**

食と健康ユニット会議を年3回程度開催し、梶山フォーラムや食と健康に関する事業の企画、立案及び実施、食育関連事業への支援、食と健康に関する研究等の状況について報告・確認することで定期的に点検・評価を行っている。梶山フォーラムについては、参加人数、構成、満足度等のアンケートを実施し、昨年度との比較を行い、その結果を踏まえ、改善を図っている。自治体との共催講座については、参加人数、構成などを把握し、連携先との打ち合わせの機会を設け、改善を図っている。

###### **②教育連携ユニット**

教育連携ユニット会議を1か月に1回程度開催し、諸活動の運営方針を審議し、進捗状況を報告しながら進めている。これらの活動のうち授業公開については、大学運営会議の意見を踏まえ、当ユニット会議にて整理を行い、学内会議及び事務組織で調整を図るなど適切な連携活動となるよう改善・向上の取組みを行っている。「すぎばーく」では月1回ス

タッフ会議をし、拠点運営について情報共有や課題等を相談する機会を設けている。利用者からの意見や、年1回実施しているアンケート等を通じて、子育て支援のニーズを把握し、拠点の環境づくりやイベント、講習会等の実施内容に反映させている。

### ③リカレント教育ユニット

リカレントユニット会議を1か月に1回程度開催し、諸活動の運営方針を審議、各種講座の開講状況や進捗を報告することで定期的に点検・評価を行っている。ライフデザインカレッジの開講数は減少しているものの、各講座の内容を充実するため、受講者に対してアンケートを実施し、意見や要望を参考にした改善や社会ニーズに沿った講座の開設など質の向上に努めている。実施するプログラムが本学のリカレントとしてふさわしい取組みかどうかなどの確認をしている。これらの活動状況については、学園連絡会議や理事会等で報告を行うなど学内で周知をしている。

## Ⅲ 人間学・ジェンダー研究センター

人間学・ジェンダー研究センターの運営については、人間学・ジェンダー研究センター運営委員会を2か月に1回程度開催し、事業内容の実施状況について報告・確認することで定期的に点検・評価を行っている。特に年1回開催のフォーラム及び年4回開催の公開講座（人間講座）については、毎回、聴講者のアンケートを実施し、聴講者の需要及び毎回の講座に対する評価について確認し、改善、充実に繋げている。

## Ⅳ 臨床心理相談室

臨床心理相談室では毎年発行している『梶山臨床心理研究』に1年間の相談件数を報告している。この報告に基づいて、臨床心理相談室運営委員会や臨床心理学領域会議で事業活動の内容を検討する体制となっている。

## Ⅴ 歴史文化館

歴史文化館の運営については、歴史文化館運営委員会を年1回程度開催し、事業内容の実施状況について報告・確認することで定期的に点検・評価を行っている。特に「常設展」及び「企画展」については、一般見学者からの感想や要望を直接伺って確認し、本館職員によるワーキングメンバー及び歴史文化館専門委員会が改善計画を立案し、改善、充実に繋げている。これらの活動状況については、学園連絡会議等で報告し、学内で周知をしている。

以上により、本学の各センター等において、社会連携・社会貢献の適切性について、教員の社会連携活動の把握を含め定期的な点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っている判断できる。

### 【基準Aの自己評価】

#### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

##### I 社会連携センター

特になし。

## II トータルライフデザインセンター

①食と健康に関する活動では、食と健康に関する情報を発信するために行っている「椋山フォーラム」は、コロナ禍以降、対面形式とオンデマンド映像配信によるオンライン形式を併用しているため、参加者は全国各地に拡大し、本学の取組みを広く社会に還元できている。

②併設校などと大学との教育連携に関する活動のうち、併設中・高生学習支援プロジェクトでは、教育学部所属学生及び全学部の教職履修学生の単位認定型ボランティアが行われており、協力関係を構築している。

③「すぎば一く」は名古屋市地域子育て支援拠点で唯一、大学が運営する子育て支援拠点である。教育や子育てに関する専門知識をもつ教員や、大学の設備、併設するこども園と連携することで、より質の高い子育て支援の提供に取り組んでいる。また、主に保育職や教員を目指す教育学部の学生もイベントの運営等に関わる機会をつくり、学生は子育て中の親子への理解と支援方法を学ぶことができている。

④リカレント教育に関する活動については、ライフデザイン講座受講者へ専門家によるキャリアコンサルティングを実施し、伴走支援を行うことで満足度を高める工夫をしている。また、令和 6（2024）年度から開始した大学開放講座の受講者には、ポータルサイト及び LMS による授業システムの利用説明を行い、キャリアアップ講座欠席者への LMS によるオンデマンド配信等を行いサービスの向上を心懸けている。令和 6（2024）年度からは本学ウェブサイトから講座の申込が行えるよう改善し、利便性を高めた。

## III 人間学・ジェンダー研究センター

特になし。

## IV 臨床心理相談室

臨床心理学領域の公認心理師・臨床心理士の資格をもつ教員は、附設の臨床心理相談室において一般市民を対象とした相談活動を行っている。また、日進市教育委員会と提携して、日進市の小中学校への巡回指導、日進市の小中学校に通う児童の保護者相談会を年 1 回実施している。臨床心理相談室の令和 5（2023）年の相談件数は 2,011 件であり、毎年の保護者相談会への参加希望者も多数いることから、好評を得ている。

## V 歴史文化館

冊子『卒業生たちの軌跡ー明日のあなたへー』を制作し、社会で活躍する卒業生の紹介を行った。これを契機として卒業生たちの情報交流が始まり、歴史文化館の存在が卒業生たちの間で意識され、卒業生がさらに大勢の卒業生や関係者を歴史文化館へ案内することにより、社会人の入館者が増えている。また、歴史文化館専門委員会委員と、今後の展示

方法について複数回に渡って検討を重ねることにより、新しいアイデアを展示に生かせるようになった。さらに、資料データベース化が進み、様々な方面から資料の問い合わせに対応できるようになった。

## (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

### I 社会連携センター

社会連携の取組み状況の把握については、教員の申告制であり、実際に行った全ての活動を把握することができていない。

### II トータルライフデザインセンター

#### ①食と健康に関する活動

これまでの食育の活動範囲を更に広げ、生涯にわたる健康やウェルビーイングを支援するための活動を展開するため、自治体や企業との連携活動を活発に行う必要がある。

また、「相山女学園『食』に関する実態調査」の分析結果が活動に反映されていない。

#### ②併設校などと大学との教育連携に関する活動

令和 6（2024）年度後期の授業公開にあたり、改組及び資格系学部 of 科目は設定上の課題があった。高大接続の目的に適った方針を定め、関係部署との調整等により進めていくことが課題である。

#### ③「すぎば一く」の運営について

名古屋市子育て支援課の拠点巡回時に、拠点内の家具等の安全面に関する点について、いくつか指摘があった。

#### ④リカレント教育に関する活動について

ライフデザインカレッジ事業として用意した各種講座の最少催行定員を満たせず、非開講となる令和 6（2024）年度の前期講座は 18 件であったことから、講座の設計に必要なニーズ把握が不十分であったこと、また、講座申込から受講までの仕組みが不明確であるとの指摘があった。

### III 人間学・ジェンダー研究センター

公開講座のアンケートについては、今後の講座運営の検討材料となったが、これをどのように生かしていくかが課題である。また、センターとして、社会に向けた研究活動成果の新たな発信方法等の検討が課題である。

### IV 臨床心理相談室

臨床心理相談室の相談件数が、新型コロナウイルス感染症によるパンデミック以前の令和元（2019）年度水準にまでは回復していないことが挙げられる。

### V 歴史文化館

展示方法については、現状はテーマ別に展示物が配置されているのが現状であり、椋山女学園の歴史を理解する上では、時代別に展示物を配置し、世界の歴史、日本の歴史と結び付けて示していくことが課題である。

### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

#### I 社会連携センター

上記(2)で挙げた活動把握の課題は、令和7(2025)年3月に行う社会連携活動の調査において、「学生の教育を主目的として行う連携活動」として、時期、活動場所、実施組織、対象者、連携機関、内容及び授業種類等を示し、PBLの実践を把握することのできる様式に改める予定である。

#### II トータルライフデザインセンター

##### ①食と健康に関する活動

新たな企業連携として、独立行政法人都市再生機構と連携協定を締結した。包括的な連携のもと、それぞれの資源活用を図り、少子高齢化等の地域課題に対応する取組みを協働して実施し、UR賃貸住宅団地及びその周辺地域の活性化や良好なコミュニティ形成に寄与していく。

「椋山女学園『食』に関する実態調査」の分析結果を、大学及び併設校等での食育活動に反映できるよう検討していく。

椋山フォーラムや自治体との連携講座などを更に充実させ、教育及び研究の成果を地域・社会に還元できるよう取組む予定である。

##### ②併設校などと大学との教育連携に関する活動

学校間での取組みは、双方の教育活動の事情をふまえ、互いに利点となるようユニット会議にて十分な議論を行い、活動を継続させる予定である。

##### ③「すぎば一く」の運営について

指摘があった箇所については全て改善を行い、利用者の安全面と使いやすさに配慮している。今後は、名古屋市子育て応援拠点への申請を検討している。

##### ④リカレント教育に関する活動について

ユニット会議では、非開講講座の解消に向けた協議を進めている。ニーズに沿った講座の再選定と統合を図ること、また、学内外への広報活動を積極的に行い、講座の認知を高めることと同時に、利用促進を図るために対象者との繋がりを持つ取組みを行っていく予定である。また、講座申込から受講までの仕組みが不明確であるとの指摘に対しても、講座システムが適切なものとなるよう改善をしていく。

#### III 人間学・ジェンダー研究センター

公開講座については、聴講者の需要をアンケートから見出し、それに基づいたテーマ及

び講師を選定していくこととする。社会に向けた研究活動成果の新たな発信方法等については当該運営委員会において検討を重ねていく。

#### Ⅳ 臨床心理相談室

臨床心理相談室の相談件数が、令和元（2019）年度水準にまでは回復していないことから、相談会や特別講演会等による方法の見直しを図り、今後も活動を継続していく。

#### Ⅳ 歴史文化館

歴史展示室の全面リニューアル計画を立て、実際に展示方法の見直しを行うこととする。



## 基準 B. 国際交流

### B-1. 国際交流の実施

#### ①国際交流に関する方針

#### ②国際交流に関する取組み及び改善・向上

#### ③国際交流の適切性の点検・評価

##### (1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

##### (2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### B-1-① 国際交流に関する方針

##### ■ 国際交流に関する方針を明示しているか。

本学では国際交流を通して異文化理解を促進し、グローバル化時代にふさわしい女子大学として、教育理念「人間になろう」の具現化を推進するため、「相山女学園大学の国際化ビジョン」（以下、「国際化ビジョン」という。）を策定している。国際化ビジョンは5年ごとに国際交流委員会の審議・承認を経て策定している。大学ホームページでも公開しており、国際交流に関する方針を明示していると言える。

#### B-1-② 国際交流に関する取組み及び改善・向上

##### ■ 国際交流に関する方針に基づき、国際交流に関する取組みを実施しているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

国際交流センターを設置し、国際交流センターに国際交流委員会を置き、業務遂行に関する審議、運営を行っている。令和 5（2023）年 4 月には、国際交流に関する事務を学生課から国際交流センター事務室（新設）へ移管した。当実施体制の下で、国際化ビジョン（令和 4（2022）年～令和 8（2026）年）の方針に基づき、以下の取組みを行っている。

##### (1) 本学学生のグローバル・マインドの育成

令和 6（2024）年度は、受入交換留学生 19 人、私費外国人留学生 2 人を受け入れている。受入交換留学生は順調に数を伸ばしている一方、私費外国人留学生は横ばいである。受入交換留学生が主体となって本学学生と交流を図るイベントとしてインターナショナルサロンを新しく企画し、令和 6（2024）年度は 6 回実施した。受入交換留学生をサポートする学生ボランティア制度（留学生サポーターズ、スタディメイト）は、延べ 106 人の学生が登録し、異文化交流と異文化理解を図る取組みを実施している。これらの活動は、学生のグローバル・マインドの育成の一助となっている。

##### (2) 各種海外留学プログラム再開とその促進

国際交流センターでは、令和 5（2023）年度に渡航基準と全学共通ガイドラインを大幅に改訂し、学生の安全確保と危機管理の改定を行った。令和 6（2024）年 6 月には「学生の海外研修・留学における危機管理図」を作成し、海外に学生を派遣する際の危機管理体制を明確にした。本学の全ての留学・研修プログラムがこのガイドラインに則り実施され

るよう、推し進めている。しかしながら、特に長期の留学（交換・派遣）に応募する学生がコロナ禍前と比べ大幅に減少している。なお、危機管理体制については、受入交換留学生を含む、外国人留学生の危機管理が今後の検討課題である。

海外留学プログラム促進の取組みとして、留学希望者向けに「留学説明会」「危機管理セミナー」「留学支援セミナー」を実施している。留学経験者は、各種留学説明会の場で留学体験の紹介や留学を考えている学生の相談相手として活躍している。

### （3）英語で受けられる授業の充実

専門的な内容を英語で学ぶ科目を外国語学部で開講しているが、授業数はまだ少ない。今後、特に欧米圏の大学との協定や個人留学の外国人留学生を増やすためには、英語で行う教養教育科目・専門教育科目を全学的に増やし、履修環境を整備していく必要がある。

### （4）協定大学増加の推進

交換・派遣留学先として、協定校を 18 校に増やした。また、全学対象の短期プログラムの協定先に 2 大学も加わった。現在協議中の大学が 2 大学あり、引き続き協定大学の増加に取り組んでいる。

### （5）大学所在地域の地方自治体・企業・地域住民等の連携によるグローバル化への貢献

令和 6（2024）年度に受入交換留学生が参加したインターンシップは、本学「夏季キャリア形成実習」4 人、愛知県「留学生地域定着・活躍促進事業」3 人の延べ 7 人であった。また、長久手市の国際交流協会とタイアップし、受入交換留学生のホームビジットを実施した。こうした活動に加えて、令和 6（2024）年度の名古屋市観光文化交流局国際交流課「地域日本語教室への学生ボランティア派遣」に本学学生から 5 人を推薦している。

### （6）日本語教育プログラムの充実と拡大

令和 6（2024）年度から国際交流科目の新カリキュラムとして「日本語（elementary）」及び「日本事情 A～D」を設け、日本語能力があまり高くない交換留学生を受け入れる体制を整えた。

### （7）留学生教育と研究機関としての国際交流センター

留学生教育学会に機関会員として登録し、年次大会への参加や研究発表等ができる環境を整えている。令和 5（2023）年度に実施した BEVI-J（留学プログラムによる変化を可視化する評価テスト）の結果を、国際交流センターとして学会等で発表することを検討している。

上述の各取組みについては、国際交流委員会において審議・報告し、改善・向上に向けた運営を行っている。また、審議・報告事項は、学部から選出された国際交流委員から学部教授会に報告している。

学部独自の国際交流に関する取組みと改善・向上に向けた取組みは次のとおりである。生活科学部では、生活環境デザイン学科の「生活環境特別実習 B」で海外研修を実施し、学科会議で課題等の協議を行っている。外国語学部では、留学委員会が主体となり希望者全員留学制度など留学プログラムの運営にあたっている。また、学生の語学検定受験料の補助を行っている。キャンパス内の国際交流を充実させるため、グローバル・ランゲージ・ラウンジ教室では外国語の使用を義務付け、学生が主体となって語学イベントや勉強会を行っている。加えて、学修・生活指導教員（日本人）と副指導教員（外国人）がペアにな

り、学修や大学生活のサポートを外国語でも行っているほか、語学教育 FD を年間 2 回程度実施している。人間関係学部では、「海外演習 A・B」で海外研修を実施し、海外研修実施委員会で実施内容を点検・評価し、改善・向上に向けた取組みを行っている。教育学部は、「海外研修 I・II」で海外研修を実施し、研修終了後の自由記述式アンケートをもとに次年度以降の改善点を含めた研修報告を作成し、教授会において報告している。看護学部は、令和 5（2023）年度は「海外教育研修 II（教育学部開講科目）」に看護学部から 6 人が参加し、研修先の病院や看護学校の見学を通して、看護職の養成システムを学んだ。事後のヒアリング調査等をもとに学部独自の海外研修制度についての検討を行っている。

### **B-1-③ 国際交流の適切性の点検・評価**

■ 国際交流の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

国際交流事業の運営については、国際交流委員会を原則月 1 回開催し、事業内容の実施状況について報告・確認しながら定期的に点検・評価を行っている。また、国際交流センター長指示の下、留学生教育コーディネーターが、国際交流事業の把握と改善を図っている。受入交換留学生のインターンシップに関しては、受入先の評価及び留学生の報告書を次回以降の改善資料として活用している。ホームビジットに関しては、留学生へのヒアリングやアンケートにより、ホームビジット実施の点検・評価を毎年行っている。「留学説明会」「危機管理セミナー」「留学支援セミナー」は、終了後のアンケート調査により、今後の説明会やセミナーへの改善へと繋げている

また、本学から協定校に派遣する学生には月例報告書等を提出させ、学修・生活指導教員が留学中の学修状況や生活状況を把握している。派遣先校に対して迅速な対応を求めたい場合は、国際交流センターが仲介役となり、留学先に必要に応じて要請を行っている。派遣学生は、帰国後も留学経験者として、各種留学説明会の場で留学体験を紹介したり、これから留学を考えている学生たちの相談に乗ったりしている。この活動状況については、各学部の教授会等で国際交流委員が報告を行い、学内の共通認識の構築に活用している。

学部独自で実施している点検・評価と改善・向上に向けた取組みは次のとおりである。生活科学部の「生活環境特別実習 B(学外研修)」は、事後学修の際に回収された学生からのアンケートや受入れ機関からの要望などを次年度のプログラムの改善につなげ、世界情勢等に応じた海外研修の開講の判断及び新たな交流先の検討などについて、それぞれの専門分野において協議を行い、さらに学科会議において協議している。外国語学部は、新学部体制の下、教育内容検討会議、留学委員会、語学教育・検定委員会で点検・評価方法を今後検討する予定である。人間関係学部は、学部で海外研修実施委員会を設け、研修内容は学生の報告等も参考に年度ごとに見直しを行っている。教育学部は、次年度のカリキュラム編成時に、教育実習スケジュールや経済的な理由など学生のニーズを踏まえ、実施時期や適正規模、研修先の多様性などについて検討し、次年度の計画に生かしている。看護学部は、令和 5（2023）年度実施の結果、学修を深めるには海外研修に連動する科目の配置が必要であることが明らかとなったため、新カリキュラム構築に向けて令和 6（2024）年度は海外研修の開設に向けた情報収集を継続し、海外研修制度を確立する。

## 〔基準 B の自己評価〕

### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・国際交流センターは、学内における全ての留学・研修プログラムが「全学共通ガイドライン」に準拠して実施されるよう、海外渡航に関する危機管理体制を総括する機関として、危機管理体制への理解が全学部浸透するように強く働きかけを行ってきた。令和 6（2024）年度は体制の確立と全学的な認識が浸透するよう推進していく。
- ・国際化ビジョン「協定大学の増加を推進」に関しては、コロナ禍前は、交換・派遣留学の協定校は 9 ヶ国（地域）11 大学であったが、新規協定校として、令和 4（2022）年度に 4 大学、令和 5（2023）年度に 3 大学と協定を締結し、18 校まで協定校数を増やしてきた。変則的ながら、全学対象の短期プログラムの協定先に日本の大学のボストン校 1 校、中国の大学 1 校も加わった。協定締結に向けて現在進行中の大学としてイタリア 1 大学、韓国 1 大学があり、令和 6（2024）年度中に交換・派遣留学の協定校が 20 大学及び全学的な短期プログラムでの協定先が 2 大学となる予定である。
- ・国際化ビジョンの「留学生教育と研究機関としての国際交流センター」に関しては、令和 5（2023）年度に留学や留学生、留学生教育に関係することを研究する留学生教育学会に機関会員として登録し、年次大会への参加や研究発表等ができる環境を整えた。また、本学から協定校に派遣する日本人学生に対して、BEVI-J を試験的に実施し、留学のもたらす効果や影響（異文化対応力や人としての内的成長）を調査し始めている。そうした研究成果を学会で発表できる環境を整えている。
- ・令和 6（2024）年度に改組した外国語学部では、原則として希望者全員が留学を経験することを念頭に置き、留学生交流の推進を図っている。具体的には、英語圏、フランス語圏、ドイツ語圏、中国語圏の 17 大学・教育機関と提携し、学部独自の教育プログラムにより多様な価値観や異文化を体験しながら外国語運用能力を飛躍的に伸ばすことを目的としている。

### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・協定校に派遣する交換留学及び派遣留学に応募する学生数の減少が課題となっている。令和 5（2023）年度前期開始の交換・派遣留学の学生は 10 人いたが、同年度後期開始の交換・派遣留学の学生は 6 人、令和 6（2024）年度前期開始の交換留学の学生は 1 人、同年度後期開始の交換留学の学生は 2 人と、減少が続いている。国際化ビジョンに基づき協定校を増やしているが、増やした協定校もその役割を果たすことができていない。
- ・本学で受け入れている私費外国人留学生は令和 6（2024）年度前期段階において、人間関係学部の 2 人とどまっている。協定校からの受入交換留学生は順調にその人数を増やしているが、私費外国人留学生の人数は伸び悩んでいる。国際化ビジョン「本学学生のグローバル・マインドの育成」を達成するためにも、キャンパス内の外国人留学生の

人数を増やし、グローバルな環境を構築していく必要がある。

- ・英語で行われる専門的な内容の授業が増えていないことも課題として挙げられる。今後、欧米圏からの留学生の数を増やすためにも、様々な分野にわたり、英語で開講する授業は必要不可欠である。
- ・受入交換留学生を含む、外国人留学生の危機管理体制の構築については早急に取り組む必要のある課題である。
- ・看護学部では、令和4（2022）年度自己点検での指摘を受け、令和5（2023）年度は、「グローバル化に関しては、国際交流センターとの連携を図り、看護学部独自の留学プログラムとして『看護学部生が参加可能な短期留学制度』等についての検討を継続する。」「令和5（2023）年度は候補地の教育施設その他の現地調査を行う」ことを改善目標に取り組んだ。令和5（2023）年度に「教育学部海外教育研修Ⅱ」に看護学部生6人が参加する国際交流への取組みを実践したが、次年度は、他学部開講科目の海外研修への参加ができなくなったことから、それ以外の学部開講科目への参加の可否や、その周知方法の検討が必要である。

### （3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・本学から派遣する交換留学に応募してくる学生数を増やすための試みとして、英語圏にある協定校に交換留学及び派遣留学を目指す学生をメインターゲットとして、令和5（2023）年度から IELTS 及び TOEFL の短期集中講座を開催した。特に、交換留学でこれまで最も人気の高かった英語圏の大学への留学に際しては、各協定校が定めているスコアを IELTS や TOEFL といった英語圏の大学・大学院に留学するための英語力を測定する試験で取得する必要がある。英語力の基準を満たさず応募できない学生に対し、IELTS や TOEFL でスコアを上げるための講座を提供し、語学力の底上げを図る。こうした取組みは今後も継続して行っていく。
- ・私費外国人留学生の受け入れにあたっては、英語で受けられる授業と日本語力を強化するための授業の拡充を図る。また、大学として就職支援体制を整え、充実した4年間の学びと就職という一連の流れにより私費外国人留学生にとって本学を魅力的なものとする。こうした取組みに加えて、私費外国人留学生を経済的に支援するため、本学の私費外国人授業料減額制度や日本学生支援機構等の留学生向けの奨学金の紹介や応募を積極的に進めていく。
- ・国際交流活動の運用に関わる課題として、危機管理体制の確立については、令和6（2024）年度前期において、「学生の海外研修・留学における危機管理図」及び「学生の海外研修・留学における危機管理」（リスク・マネジメントとリスク・コミュニケーションに関するガイドライン）を国際交流委員会及び大学運営会議で審議し進めている。これらは、本学から海外に派遣する学生の危機管理を想定したものであり、本学で受け入れている

受入交換留学生や私費外国人留学生の日本国内での危機管理の検討は、引き続き取り組む。

- ・看護学部の独自の留学プログラム「看護学部生が参加可能な短期留学制度」等について看護学部の学生が参加可能な海外研修の構築は、新カリキュラム編成に連動させて取り組むため、現段階としては海外研修科目の教育内容の精選及び受入可能施設や旅行業者の選定などに取り組む必要がある。令和 6（2024）年度は、海外研修科目の教育内容の精選及び受入可能施設や旅行業者の選定などの情報収集に取り組む。

## V. 外部評価結果

### 目 次

|         |     |
|---------|-----|
| 生活科学部   | 94  |
| 生活科学研究科 | 103 |
| 看護学部    | 113 |

学長 黒田 由彦 様

|              |       |
|--------------|-------|
| 生活科学部学部長     | 藏澄 美仁 |
| 管理栄養学科主任     | 大口 健司 |
| 生活環境デザイン学科主任 | 解野 誠司 |

## 2024 年度 生活科学部外部評価の実施について

生活科学部の外部評価について、以下のように実施いたしました。

### 【評価の目的】

本学部について、3つのポリシーに沿って、教育研究や運営が適切に行われているかどうか、自己点検・評価結果の妥当性及び客観性を高めるため、外部評価を実施しました。外部評価を実施することで、課題・懸案事項について2024年度内に結果が出せるように取り組み、あわせて事業計画に反映することを目的としています。

### 【評価実施概要】

#### 1. 実施期間

2024 年 8 月 1 日～10 月 24 日

#### 2. 評価委員

##### 管理栄養学科

委員長 村上 啓雄（ぎふ総合検診センター・所長、岐阜大学・名誉教授）

委 員 杉山みち子（神奈川県立福祉大学・名誉教授）

委 員 荒木 陽子（アピ株式会社・キャリアアップ推進室室長）

##### 生活環境デザイン学科

委員長 白河 宗利（愛知県立芸術大学・学長）

委 員 成瀬 正春（名古屋文化短期大学・学長）

委 員 黄 ロビン（名古屋学芸大学・教授）

#### 3. 評価方法

生活科学部点検・評価報告書、実習報告書等による書類調査、教員及び学生に対するヒアリング調査、大学 HP <https://www.sugiyama-u.ac.jp/> による調査

#### 4. 評価の観点

##### 4.1 管理栄養学科

1) 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー) の自己点検・評価に係る取り組みの適切性についての客観的評価

2) 点検・評価報告書、事業報告書及び本学のホームページ等の内容に基づき、評価の視



点、取り組みの状況及び長所・特色及び問題点に対する助言

3) その他全般

#### 4.2 生活環境デザイン学科

1) 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー) の自己点検・評価に係る取り組みの適切性についての客観的評価

2) 点検・評価報告書、事業報告書及び本学のホームページ等の内容に基づき、評価の視点、取り組みの状況及び長所・特色及び問題点に対する助言

3) その他全般

#### 【評価報告】

外部評価を実施した結果について、外部評価委員より 2024 年 10 月 22 日に評価結果の報告書をいただきました。

#### 【改善対応】

外部評価報告を受け、改善報告について以下の通り取りまとめ、学長決裁をいただいた後、2024 年 12 月 20 日に外部評価委員に報告する予定です。この改善報告書を着実に実行に移していきます。

|         |            |
|---------|------------|
| 委員 (所属) | ぎふ総合健診センター |
| (氏名)    | 村上 啓雄      |

## ●評価の概要

まず、3つのポリシー、すなわち学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)および「入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)」を極めて明快にかつわかりやすくホームページ等に公開・周知している点是他大学の模範ともなる姿勢であり、今後も継続的にブラッシュアップしていただきたい。

3年前の外部評価の指摘事項に基づき、その課題を管理栄養学科内で共有し、適切かつ計画的に改善に向けてきめ細かに取り組んでいる様子が確認でき、望ましい生活科学部管理栄養学科運営が実現していると評価できる。

とくに課題であった中長期計画(中長期ビジョン：“栢山管理栄養ブランド”の強化および中長期目標：教育内容の充実、学修支援、学生生活、キャリア支援、学生確保、社会連携、マネジメント)が明確に示されたことは大きく前進している。

また、臨地実習の事前事後指導、管理栄養士国家試験対策、学習意欲や学力が低い学生への対応、安定的な学生確保のための広報・入試戦略などの自己点検・評価など十分できていなかった課題については学内体制を見直し、PDCA システム(管理栄養学科自己点検評価体制)の確立により、大いに改善した。

その他、学習成果の可視化システム (Sugi-PORT) の導入、他学科に先駆けた入学前教育や初年次教育の充実化、入試の多角化に代表される入試改革も実施している点など多数の改善点があり、地域の学府としてのブランド力を向上させている。

一方、教育職員の確保については今なお極めて大きな課題であり、他大学、学内他学部と比し有意に少ない点は、大学を挙げて改善に取り組んでいただきたい。

## ●評価の観点

### ①教育課程・学修成果

評価 A

S (4点) : (極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある)

A (3点) : (良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である)

B (2点) : (軽度な問題があり、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる)

C (1点) : (重大な問題点があり、速やかな改善が求められる)

F (0点) : (評価不能－判断材料等の不足により、具体的な判断ができない)

前回の外部評価で指摘された管理栄養学科のディプロマ・ポリシーに対応した学習成果把握の指標として明確なものがなかったことの課題に対し、管理栄養士国家試験の合格率のみに限定しない、より明確な学習成果の把握指標が検討され、新入生のみを対象に実施していたコンピテンシーテストを2023年度からは3年生にも適用して学習成果の可視化ツールとして活用し始めたこと、また全学的な学習成果可視化の取り組みとして Sugi-PORT を導入しており、大いに期待できる。できればその有効性を数値等“みえる化”して評価できるような工夫を考慮願いたい。さしあたっては利用学生のアンケート調査、指導教育職員にも同様な調査を実施してフィードバックするなどが望ましいと考えられる。

## ②教員・教育組織

### 評価 C

- S（4点）：（極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある）  
A（3点）：（良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である）  
B（2点）：（軽度な問題があり、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる）  
C（1点）：（重大な問題点があり、速やかな改善が求められる）  
F（0点）：（評価不能－判断材料等の不足により、具体的な判断ができない）

管理栄養学科において、学長と助手を含まない教員1名当たりの学生数は40.5名と計算され、学内の他の学部と比し、有意に多い。また入学定員／専任教員数は9.2であり、近隣の他大学の管理栄養学科の同指数と比し、群を抜いて高いことが判明している。生活科学部としては学生確保が維持できているだけに、地域をリードする学府であり、すでに示した各取り組みにより、学生にとっての教育環境が大いに改善する努力を怠っていないだけに、眉山ブランドに胡坐をかくことなく、教職員の働き方改革も考慮した人員確保を喫緊の課題として改善を実現することを大いに期待したい。すなわち、現生活科学部管理栄養学科教育職員はプライドをもって真摯に教育の質を向上させるべく、授業コマ数の確保はもちろんのこと、きめ細かく学生ひとりひとりのSugi-PORTを用いた双方向のコミュニケーション、十分な面接時間の確保に加え、各種委員会、事務業務などを抱え込んでおり、これらの集中する負担を軽減することをぜひ実現していただきたい。

原則として常勤教育職員数を早急に学内他学科や他大学管理栄養学科と同等に確保することが求められる。ただし、たちまちのうちに実現することの限界を考慮し、緊急的には非常勤講師の雇用も含め、アウトソーシングでの確保も一案である。また他大学、あるいは外部医療機関等からの非常勤教育職員の招聘の取り扱いについては、単に非常勤講師という名称ではなく、客員教育職員(客員教授、客員准教授、客員講師等)の任命規定を策定したうえで、このような称号をもって敬意を示して登用することも考慮願いたい。

### ●長所・特色

- ・中長期計画が明確に示されたこと。
- ・PDCAシステムを確立し、自己点検・評価体制を強化したこと。
- ・学習成果可視化システムとして「Sugi-PORT」を導入したこと。
- ・他学科に先駆けた入学前教育や初年次教育の充実化を図ったこと。
- ・入試の多角化に代表される入試改革を実施したこと。

### ●課題

- ・学習成果可視化の取り組みの評価方策
- ・喫緊の最重要課題としての教育職員の確保

以 上

委員長 (所属) 愛知県立芸術大学  
(氏名) 白 河 宗 利

## ●総評

学部のような問題点を組織的に PDCA サイクルで改善する施策が実行されていて、全般的に学部教育の理念・目的を実現するための取組みができています。

内部質保証については、改善のための施策が推進され、教員間で議事録を共有するシステムにより合意形成がなされている。新入生には、授業の順次性・体系性が明文化され、入学後もシラバス記載内容と授業との整合性がとれている。成績評価は、教員間で共有される取組みなどで評価基準が明確である。

教育課程・学習成果については、学位授与、教育課程編成などの方針には一貫性があり評価に値する。特に、「Sugi-PORT」を構築・導入したことは高く評価できる。このシステムは、キャリア支援としても活用できている。また、GPA 制度を導入し、客観的視点で優秀学生の選抜に活用している。卒業研究は、学生が前年度までの卒業制作を web サイトで閲覧できる対応をして、卒業要件が周知されている。

授業アンケートについては、回答率を上げる方策を導入する必要がある。また、アンケート結果に対して、具体的対応が求められる部分も見受けられた。

学生の受け入れについては、生活環境デザイン学科の建築系で学ぶために必要な授業を整備し、受講に繋げた点が評価できる。

## ●評価の観点

### ① 内部質保証

委員会評定平均 4 点

評価 S

- S (4 点) : 3 名 (極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取組みが卓越した水準にある)
- A (3 点) : 0 名 (良好な状態にあり、理念・目的を実現する取組みが概ね適切である)
- B (2 点) : 0 名 (軽度な問題があり、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる)
- C (1 点) : 0 名 (重大な問題点があり、速やかな改善が求められる)
- F (0 点) : 0 名 (評価不能一判断材料等の不足により、具体的な判断ができない)

中長期計画の方針に沿って 4 つの学科運営会議において改善のための施策が推進されている。各会議の議事録は、学科会議への報告だけでなく、議事録報告を共有するシステム (Google Classroom を利用) により合意形成がなされている。

新入生には、入学前教育やスクーリングを実施し、授業の順次性・体系性が確保され、資格取得・職業などの情報も分かりやすく案内されている。入学後は、『履修の手引き』や各ガイダンス、カリキュラムマップ、カリキュラムフローにより、シラバス記載内容と授業との整合性がとれている。

成績評価は、科目担当教員間で作品評価が共有される取組みなどで成績評価の基準が明確になっている。

## ② 教育課程・学習成果

委員会評定平均 4 点

評価 S

- S（4点）：3名（極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある）  
A（3点）：0名（良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である）  
B（2点）：0名（軽度な問題があり、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる）  
C（1点）：0名（重大な問題点があり、速やかな改善が求められる）  
F（0点）：0名（評価不能一判断材料等の不足により、具体的な判断ができない）

学位授与、教育課程編成などの方針に一貫性があり、評価に値する。

特に、学生が大学生活や学習成果を客観的に振り返れるシステム「Sugi-PORT」を構築・導入したことは高く評価できる。このシステムは、就職活動や進路検討のキャリア形成に活用できる点も優れている。

また、GPA 制度を導入し、奨学金授与学生・成績優秀者の選抜や卒業研究配属にも活用されている。

卒業研究は、その要件が学生に対し詳細に周知され、web サイトで先輩の卒業制作が閲覧できる対応が評価できる。

## ③ 授業アンケート

委員会評定平均 3.3 点

評価 A

- S（4点）：1名（極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある）  
A（3点）：2名（良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である）  
B（2点）：0名（軽度な問題があり、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる）  
C（1点）：0名（重大な問題点があり、速やかな改善が求められる）  
F（0点）：0名（評価不能一判断材料等の不足により、具体的な判断ができない）

集計方法を改善し、学生の回答率を上げる方策を導入すると共に、様々なアンケート結果に対する具体的な改善策が求められる。

今回のアンケートで判明した「課題が多い」という結果に対しては、課題提出の締め切り期日を工夫するなどの対応が求められる。

## ④ 学生の受け入れ

委員会評定平均 3.7 点

評価 S

- S（4点）：2名（極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある）  
A（3点）：1名（良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である）  
B（2点）：0名（軽度な問題があり、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる）  
C（1点）：0名（重大な問題点があり、速やかな改善が求められる）  
F（0点）：0名（評価不能一判断材料等の不足により、具体的な判断ができない）

生活環境デザイン学科の建築系の入学生（文系からの入学者と予測される）の中に「物理学」や「数学」の知識が養われていない学生が散見できる状況があった。

その改善策として、専門科目の開講時間を調整し、教養教育科目「物理の世界」を受講

しやすい設定とすると共に、新入生オリエンテーションの際に受講を推薦し、学部生 45 名に対して 36 名の受講が実現した。

<各委員からの所見> (原文ママ)

●長所・特色

- ・大学での学びの仕組みを分かり易く学生に提示しており、学生は自分の将来像を描きながら学修できる環境に置かれていることが貴学の長所であり特徴であると言える。学生は、4 年間で生活環境デザインに関する専門を深めることが大いに期待される。
- ・自己点検や外部評価は定期的実施し、その後しっかり改善している。この PDCA 循環を綿密に行った結果、良い教育ができた。
- ・アパレルメディア分野の教育は充実。
- ・女子大学の特色でもあるが、教育・就職の面倒見が良い。
- ・入学前のスクーリングから入学後の専門研究を深めるまでの流れが明確である。
- ・学習成果を可視化できる「Sugi-PORT」により、将来像を想定しながら学修できる。
- ・教員間・学生と教員間の綿密な情報共有が教育や成績評価に活かされている。

●課題

- ・学生の学修時間等に関するアンケート調査において、2 年回答者率が 50.3%と低い結果であった。約半数の学生が現状に満足しているため回答しなかったのか、それとも他の原因なのかを分析することが望ましい。
- ・未来社会に向かって、教育の軌道修正。もっと先進的な科目が必要かもしれない。例えば、政府も奨励している女性起業と合わせて、デザイン経営の授業を開講。
- ・正確なアンケート分析を導き出すための方策。
- ・IR 的視点での情報分析を念頭においた施策の設定。

2024 年 12 月 20 日

学長 黒田 由彦 様

生活科学部

学部長 藏澄美仁

### 生活科学部 外部評価報告書の課題に対する改善について

2024 年 10 月 22 日に報告のあった評価結果の課題について、以下のように改善を行います。

#### 管理栄養学科

##### 1. 教育課程・学修成果について

前回の外部評価(2021 年度実施)で指摘された事項について、管理栄養学科内で改善すべき課題として共有し、適切かつ計画的に改善に向けて取り組んできたことを、外部評価委員より高く評価していただいた。前回の指摘事項のひとつである、管理栄養学科のディプロマ・ポリシー(DP)に対応した学習成果把握の指標として明確なものがないという問題点についても、新入生のみを対象に実施していた GPS-academic テストを 2023 年度からは 3 年生にも適用して学習成果の可視化ツールとして活用し始めたこと、また、全学的な学習成果可視化の取り組みとして Sugi-PORT を導入したことなどにより、大きく改善したとの評価をいただいた。しかしながら、外部評価委員より、これらの可視化ツールを導入するだけでなく、今後どう有効活用するかが重要であるとの意見をいただいた。

管理栄養学科では、学生の成長を促すためには、学生自身はもちろん、教員からのフィードバックも重要と考えている。特に、Sugi-PORT のコメント入力や面談時の指導方法については、管理栄養学科内の教育課程ワーキンググループと教育内容検討会議が、継続的に点検・改善し、学生個々への学修・生活指導を充実させていく。

##### 2. 教員・教育組織について

管理栄養学科の専任教員 1 人あたりの学生数が、学内の他学部や近隣他大学の管理栄養学科と比べて非常に多く、外部評価委員より大きな問題であるとされた。外部評価委員より早急に適切な教職員数を確保することが求められると指摘され、非常勤講師などの雇用も含め、大学を挙げて改善に取り組んでいただきたいとの意見をいただいた。

教員の増員については、管理栄養学科では、これまで大学側に要望し、緊急的に、臨地実習に関わる実習指導員(パート)を来年度より 1 名増員することとなった。しかしながら、厳しい状況は続くため、管理栄養学科では、今後も教員の増員を要望しながら、各教員が教

育、研究、学内業務にバランスよく専念できる体制を、学科教授の会が中心となって模索していく。

## 生活環境デザイン学科

### 1. 授業アンケートについて

学生の学修時間等に関するアンケート調査で、生活環境デザイン学科全体と各学年の回答率が約半数であった事例については、外部評価委員より、約半数の学生が現状に満足しているため回答しなかったのか、他の原因なのか、を分析することが望ましいとの指摘をいただいた。

生活環境デザイン学科では、IR 的視点での情報分析を念頭にした施策の設定には、正確なアンケート分析を導き出すための方策が必要とされた。回答率の向上については、生活環境デザイン学科では、依頼文書の配付時のアナウンスや授業時間内での回答時間の設定も重要と考えている。生活環境デザイン学科では、今後もこの方式を充実させていく。未回答となる要因の分析については、生活環境デザイン学科会議で具体的な方策を模索していく。生活環境デザイン学科内の教育内容検討会議が中心となって、生活環境デザイン学科の各学年からの学生代表者とヒアリングによる意見聴取などを考えている。

### 2. 先進的な科目展開について

未来社会に向かった教育の軌道修正には、もっと先進的な科目が必要かもしれないとの指摘をいただいた。生活環境デザイン学科では、次回のカリキュラム改正に向けて、関係省庁の施策などの調査や大学・学部・学科の中長期計画との整合性を図り、生活環境デザイン学科内の教育内容検討委員会が点検・改善し、次回のカリキュラムを充実させていく。

以上



学長 黒田 由彦 様

生活科学研究科

研究科長（食品栄養科学専攻世話人）加藤 昌彦

生活環境学専攻世話人 解野 誠司

## 2024 年度 生活科学研究科外部評価の実施について

生活科学研究科の外部評価について、以下のように実施いたしました。

### 【評価の目的】

本研究科について、3 つのポリシーに沿って、教育研究や運営が適切に行われているかどうか、自己点検・評価結果の妥当性及び客観性を高めるため、外部評価を実施しました。外部評価を実施することで、課題・懸案事項について 2024 年度内に結果が出せるように取り組み、あわせて事業計画に反映することを目的としています。

### 【評価実施概要】

#### 1. 実施期間

2024 年 8 月 1 日～10 月 24 日

#### 2. 評価委員

委員長 成瀬 正春（名古屋文化短期大学・学長）

委 員 村上 啓雄（ぎふ総合検診センター・所長、岐阜大学・名誉教授）

委 員 杉山みち子（神奈川県立福祉大学・名誉教授）

委 員 白河 宗利（愛知県立芸術大学・学長）

#### 3. 評価方法

生活科学研究科点検・評価報告書等による書類調査、教員及び学生に対するヒアリング調査、大学 HP <https://www.sugiyama-u.ac.jp/> による調査

#### 4. 評価の観点

##### 1) 第 4 章 教育課程・学習成果

本研究科では、学修成果の評価に関して、前回 2021 年度に外部評価委員会より修士論文(修士特別研究)、博士論文(特別研究)に関しては審査基準が明確にされているが、その他の成績評価・単位認定に関しては客観性および学修成果の見える化が不十分、とのご指摘をいただきました。

成績評価・単位認定の客観性に関しては、それぞれの分野の専門性が高いことから指導教員の判定に頼らざるを得ないとの結論に至り、その様に対応しております。一方、学修成果の見える化に関しては、2023 年度より「椋山女学園大学大学院生活科学研究科 ディプロマ・ポリシーに基づく学修成果確認シート（資料 1 添付）」を用いて見える化を実現

しているところです。

上記につき、更なるアドバイス等、忌憚のないご意見をいただいただければ幸いです。

## 2) 第5章 学生の受け入れ

本研究科では、前回の外部評価時点とかわらず、修士課程の各学年定員12名(専攻科、それぞれ6名)、博士課程3名の半数も定員を満たしていません。特に、博士課程においては、現在在籍者がいないといった危機的狀態にあります。これまで、定員数の確保を目指し、土日開講あるいは6限目開講(18:20分以降の開講)は指導教員の判断により、すでに施行しており、また修士課程においては、3年履修の長期履修(一般的は2年履修)も始めております。さらに、定員数の確保につなげるために、2024年度からは短期修了規定を作成(資料2添付)し、大学院入学前に、すでに研究に取り組んできた者に対するインセンティブを与えることとしました。

また、生活科学部研究科将来構想委員会においては、現在のように学部教員が大学院を担当するのみではなく、魅力ある大学院担当教員の外部委託の意味で大学院担当専門教員配置や、一方で学生定員数の見直し、削減の意見なども出ております。これらの点につきましても、何らかのアドバイス、ご意見をいただいただければ幸いです。

## 3) その他全般

### 【評価報告】

外部評価を実施した結果について、外部評価委員より2024年10月22日に評価結果の報告書をいただきました。

### 【改善対応】

外部評価報告を受け、改善報告について以下の通り取りまとめ、学長決裁をいただいた後、2024年12月20日に外部評価委員に報告する予定です。この改善報告書を着実に実行に移してまいります。

委員長 (所属) 名古屋文化短期大学  
(氏名) 成瀬 正春

## ●総評

3年前の外部評価の指摘事項に基づき、その課題を研究科内で共有し、適切かつ計画的に改善に向けて取り組んでいる様子が確認でき、望ましい大学院運営が実現していると評価できる。とくに学園の教育理念「人間になろう」を基本とした学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、それに基づく教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)および「人を大切にし、人と支えあい、自らががんばる人」の教育をめざした入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)を極めて明快にかつわかりやすくホームページ等に公開・周知している点是他大学の模範ともなる姿勢であり、今後も継続的にブラッシュアップしていただきたい。学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成、実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)は、極めて適切に明示され、大学ホームページや「履修の手引き」等を通じて教職員及び学生に周知されるとともに外部に公表されている。また、これらに対する内部質保証システム及び外部評価とも極めて有効に機能している。全般的な問題点をPDCAサイクルで改善する努力が継続的におこなわれている点は評価に値する。

教育制度の設計については、ホームページや手引き冊子にて明確化に示し、適切に公表されていて、各領域に開設されている「特論・演習・実験・実習」によって高度な専門知識や技術が修得できる授業が開講されている。また、授業アンケートを活用した授業改善の取り組みもみられる。学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を適正に設定し、大学院生活科学研究科のホームページで公表している。加えて、博士後期課程の人間生活科学専攻と修士課程の食品栄養科学専攻、生活環境学専攻の教育・研究分野を大きく分けることで、幅広い知識が修得できるように考慮されていることは高く評価できる。

成績評価・単位認定については、客観性及び学修の見える化のために導入された「ディプロマポリシーに基づく学習成果確認シート」は学生と教員間のコミュニケーションのツールとして有効活用されており、引き続き、学習成果確認シートにより教育成果を高めて頂きたい。学修成果確認シートによる最終評価を教員と学生で共有し、客観性や公平性等が担保されていることは評価できる。

学生の受け入れについては、土日開講や6限目開講、3年間履修の実施、短期修了規定の制定、指導教員の充実や研究分野の拡大、指定校推薦選抜試験の導入で対策している点は評価に値する。今後の対策として、大学院生活科学研究科の社会的役割の視点から、修士課程の教育においては高度専門職の育成・インターンシップ制度の導入等について、また博士課程(前期・後期)の教育においては5年間で博士を育成する等について、「大学院のあり方に関する委員会(仮称)」等で、定員充足を過度にこだわることなく、少し長いスパンで議論を進めていただきたい。社会ニーズに対応したキャリア支援体制を充実させて、受験志願者に対し、大学院修了後の「具体的な社会人像」をイメージさせることができる。このことによって、卒業生が大学院生活科学研究科に戻ってくることも含め、志願者増加に繋がると考えられる。

大学院生活科学研究科教員および教員組織については、生活科学部教員が兼担する体制

を取っている。この体制を強化して、生活科学部在学中に大学院生活科学研究科修士課程1年生から博士後期課程の修了までの研究計画を立てられるように、将来の教員構成を見据えて大学院生活科学研究科に生活科学部の若い教員を適正な資格審査を行った後に、大学院生活科学研究科の構成員に積極的に組み入れる必要性を認める。このことによって、大学院生活科学研究科の教育・研究が深化するとともに、入学者増加に繋がることが期待できる。

## ●評価の観点

### ①教育課程・学習成果

委員会評定平均 3.5 点

評価 S

S（4点）：2名（極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある）

A（3点）：2名（良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である）

B（2点）：0名（軽度な問題があり、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる）

C（1点）：0名（重大な問題点があり、速やかな改善が求められる）

F（0点）：0名（評価不能—判断材料等の不足により、具体的な判断ができない）

教育課程については、大学院修士課程の教育制度の設計においては、大学の教育理念（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー等）を大学ホームページ、生活科学研究科ホームページ、『椋山女学園大学大学院生活科学研究科履修の手引き』に公表し、学位授与の基準が明確化されている。各領域に開設されている「特論・演習・実験・実習」によって高度な専門知識や技術が修得できる授業になっており、学生に対する教育課程の順次性及び体系性への配慮は、特に「科目ナンバリングの実施、カリキュラムフローの作成」で適切に対応している。また、授業アンケートの実施、アンケート結果の活用による授業内容の改善にも取り組みがみられる。博士後期課程の人間生活科学専攻と修士課程の食品栄養科学専攻、生活環境学専攻の教育・研究分野を大きく分けることで、幅広い知識が修得できるように考慮されている。大学院生活科学研究科の教育課程の評価・点検は、研究科教員全員による大学院生活科学研究科委員会と生活科学部教授会との合同で実施されている。大学院生活科学研究科の活動状況は、学園ホームページを通じて、教職員や学生および社会に公表されている。大学院生活科学研究科生の研究成果の対外的発表機会を促進するため大学院生活科学研究科生の経済的負担の軽減を図っていることは高く評価できる。生活科学研究科全体の教育課程の評価・点検に関するPDCAは、生活科学研究科委員会、教授会と合同の生活科学部運営委員会、生活科学研究科将来構想委員会、生活科学研究科FD委員会で適切に担保されている。

成績評価と単位認定については、前回の外部評価で指摘された修士論文（修士特別研究）および博士論文（特別研究）以外の成績評価・単位認定の客観性に関して、それぞれの専門性が高いことから各指導教員の責任において判定する方法に頼らざるを得ない点は理解できる。ただし、その評価方法がシラバスおよび「椋山女学園大学大学院生活科学研究科履修の手引き」に明示された修了要件に正しく基づいて、客観性を担保出来ているか否かの研究科内での相互点検の必要性について再度検討していただきたい。学修成果の可視化については提示された「椋山女学園大学大学院生活科学研究科ディプロマ・ポリシーに基づく学習成果確認シート」を2023年度より採用して、最終評価を教員及び学生で共有して客観性・厳格性・公正性・公平性を担保するように取り組み始めたことは大いに評

価できる。修士課程の食品栄養科学専攻で魅力ある大学院生活科学研究科のあり方について、学生を交えて議論していることは特筆すべき取組であり高く評価できる。この方策の評価を、指導教員、学生双方からも得るようにすると一層良いと考えられる。また、より当該チームを効果的に活用するために、学生の振り返りの記入及び指導教員のコメントが学年末だけでなく、予め学生と教員が作成した研究計画スケジュール(試案)に沿って適宜記載できるようにして、問題の解決が早期にはかれ、そのプロセスがより明らかになるようにご検討頂きたい。なお、学位授与の認定が大学院担当教員全員出席の公開最終試験、生活科学研究科委員会での承認など公平性が担保されていると考えられるが、学位授与に係る全学的ルール設定がされていないことと、全学内部質保証推進組織とのかかわりが無い現状について、改善の余地があるか否かの検討は行うべきであると考えられる。

## ②学生の受け入れ

委員会評定平均 2.0 点

評価 B

- S (4点) : 0名 (極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある)  
A (3点) : 1名 (良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である)  
B (2点) : 2名 (軽度な問題があり、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる)  
C (1点) : 1名 (重大な問題点があり、速やかな改善が求められる)  
F (0点) : 0名 (評価不能—判断材料等の不足により、具体的な判断ができない)

定員充足の課題に対する努力として、土日開講、6限目(18:20以降)開講などが実施されており工夫はされていると評価できる。また、修士課程における一般的な2年履修ではなく3年の長期履修を始めたり、修了の基準について、通常の3年で原著論文3編ではなく、1年次で原著論文4編、2年次で同3編の受理をもって早期修了に関する申し合わせを施行したりするなど、学生側の事情に寄り添った対応策を講じており、今後これらの効果によってより学生募集人数の増加につながることに期待したい。ただし、これらの原著論文については、論文数のみを規定しており、雑誌の評価指標(インパクトファクター)、被引用数などの論文評価によっては論文数が足りなくても修了評価できるような規定を整備されることをお勧めしたい。これらにより結果的には大学院としての全体評価が上昇するような論文投稿にもつながると予想される。指導体制について、現在は少ない学生数ではあるが、指導教員が大学院と学科の併任をしており、その負担については決して低いとは言えないことを指摘せざるを得ない。大学院専任教員の採用(非常勤も可)も含め、指導教員の確保も継続的課題として取り組んでいただきたい。なお、学生数を制限することによる充足率の確保は、地域の学府をリードする立場である以上、現時点では得策ではないと考えられる。適正な入学者選抜や入学者の資質については、生活科学研究科委員会での点検・評価の継続的な取組みが評価できる。一方で、入学倍率を鑑みると長期的に定員充足を満たしていない状況で、今後定員を満たしていくことは容易ではない。博士後期課程：人間生活学専攻の指導教員の充実や研究分野の拡大、修士課程：生活環境学専攻の指定校推薦選抜試験の導入がおこなわれているが改善効果が得られていない。定員確保の対策として、土日開講や6限目開講、3年間履修の実施、短期修了規定の制定で対策している点は評価に値する。課題となっている社会人院生に向けたインセンティブをさらに検討し、実装させる取組みが待たれる。内部学生の大学院進学に限らず、社会人志願者に対しても、「生活科学研究科で学ぶメリット」を明確化して、広報活動に繋げていくこ

とが必要とされている。まずは、学内で社会ニーズに対応したキャリア支援体制を充実させて、ステークホルダーに卒業後の「具体的な社会人像」をイメージさせることが志願者増加方策の初動になると考えられる。各学年の学生数が定員数の半分以上を満たしていない状況や博士課程に在籍者がいない状況が継続していることに対しては、2024年度から短期終了規定を導入したうえで、「大学院のあり方に関する委員会(仮称)」において議論が進められることは評価できる。当該委員会において、修士課程の教育に対しては、高度専門職の育成を社会が必要としていること及び研究者は大学院博士課程（前期・後期）5年間で育成することを共通の理解として頂きたい。修士課程に対しては、社会人入学ができる体制として授業形態の改変（WEB 及び e-ラーニング等の活用）や大学院教員組織の再編成等、入学科や授業料等の減額や免除(卒業生優遇措置を含めて)等を検討して頂きたい。現任の管理栄養士資格者については、現在の職場を辞めて進学することは困難であるが勤務先の病院等から修士の資格取得を求められていることが多い。学部からの進学者については、学位の取得とともに、米国の登録栄養士と同様に臨床研修によって実務キャリアをつけて病院等への就職や教員採用に対して有利な条件を得ることを望んでいる。臨床栄養師研修制度(日本健康・栄養システム学会)を活用している大学院があるのでご検討頂きたい。これらの効果が顕在化するのを、定員充足を過度にこだわることなく、少し長いスパンで見守ってゆきたい。

### ③教員・教員組織

委員会評定平均 3.0 点

評価 A

S（4点）：0名（極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある）

A（3点）：1名（良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である）

B（2点）：0名（軽度な問題があり、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる）

C（1点）：0名（重大な問題点があり、速やかな改善が求められる）

F（0点）：0名（評価不能・判断材料等の不足により、具体的な判断ができない）

大学院生活科学研究科の修士課程の教員の年齢構成比率は、40歳代が11%、50歳代が17%、60歳代が72%である。博士後期課程の年齢構成比率は、50歳代が12.5%、60歳代が87.5%である。大学院生活科学研究科教員という特性を鑑みても60歳以上の教員比率が顕著に高い。今後5年間で8名の教員が退職する予定となっている。大学院生活科学研究科教員は、生活科学部教員が兼担する体制を取っている。生活科学部教員の募集要項に大学院生活科学研究科担当者となることが望ましい旨を募集要項に加え、教育体制の充実を図ってきていることは高く評価できる。生活科学部学生の大学院生活科学研究科進学を躊躇う要因の一つとして、生活科学部で指導を受けた先生に引き続き大学院生活科学研究科でも指導していただけるかとの不安がある。この不安解消の一つに、生活科学部担当教員の中で大学院生活科学研究科担当の有資格者は大学院生活科学研究科所属教員とするなど、大学院生活科学研究科の教育研究指導体制を強化し公表することが望ましい。生活科学部在学中に安心して大学院生活科学研究科の修士課程1年から博士後期課程の修了までの研究計画を立てられるように、大学院生活科学研究科の教員選考に当たっては、将来の教員構成を見据えて、生活科学部の若い教員を適正な資格審査を行った上で積極的に取り込む方策を立てる必要性を認める。大学院生活科学研究科の受け入れ態勢の充実を目に見える形で示せば大学院生活科学研究科の入学増に繋がり、大学院生活科学研究科の教

育・研究が深化すると期待できる。

<各委員からの所見>

●長所・特色

- ・学習効果の評価方法や学生数の確保といった、非常に重要な課題に対して、真摯にかつ適切に改善策を講じている。
- ・学生の客観的評価や学生の立場に立った履修のしやすさを常に追求している。
- ・魅力ある大学院のあり方について、学生を交えて議論している。
- ・社会人学生の入学支援のためのリカレント教育や修業年限の短縮、夜間開講の取組み女性大学教員や女性研究者の育成と輩出を目指している。

●課題

- ・評価方法の客観性・公平性の更なる追求。
- ・学生受入れ数増加に繋げるために、社会ニーズに対応したキャリア支援体制の充実。
- ・指導教員の働き方改革に資する教員数の確保。
- ・教員組織の若返り。

学長 黒田 由彦 様

生活科学研究科

研究科長 加藤昌彦

専攻世話人 解野誠司

### 生活科学研究科 外部評価報告書の課題に対する改善について

2024 年 10 月 17 日付の外部評価報告書において指摘を受けた課題について、以下のよう  
に改善に取り組めます。

#### ○評価の概要について

3 年前の外部評価委員会からの指摘事項に基づき、課題を研究科内で共有し、適切かつ計  
画的に改善を行ってきていることに対して高評価をいただいた。

また、学園の教育理念「人間になろう」を基本とした学位授与の方針(ディプロマ・ポリ  
シー)、それに基づく教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)および「人を大  
切にし、人と支えあい、自らががんばれる人」の教育をめざした入学者受け入れの方針(アド  
ミッション・ポリシー)を極めて明快に、かつ分かり易くホームページ等に公開・周知して  
いる点など、全体的に良好な状態にあって、研究科の理念、目的を実現する取り組みができ  
ていると評価していただき、今後も継続的にブラッシュアップしていくよう鼓舞していただ  
いた。

以下に、10 月 12 日に研究科長加藤昌彦、専攻世話人解野誠司と評価委員（委員長、成瀬  
正春氏、委員、村上啓雄氏、杉山みち子氏、白川宗利氏）の 4 名全員との報告書に関する意  
見交換会での議論も踏まえ、指摘事項に対する具体的な改善策を述べる。

#### ○教育課程・学修成果について

本研究科においては、修士論文（修士特別研究）、博士論文（特別研究）に繋がる特別研  
究および特別実験においては、修士論文（修士特別研究）、博士論文（特別研究）の審査基  
準を明確にしたうえで公聴会を開催し、学位授与の認定は、各専攻、博士課程においては部  
会における大学院担当全教員出席の最終試験、生活科学研究科委員会及び博士部会により認  
定されており、公平性・公正性・適正性の確保を認定していただいた。

一方、学修成果の可視化について、とくに特別演習や特論等の成績評価・単位認定に対し  
ては、前回の外部評価で指摘を受けた内容を鑑み、2023 年度より「椋山女学園大学大学院  
生活科学研究科ディプロマ・ポリシーに基づく学習成果確認シート」採用して、最終評価を  
教員及び学生で共有して客観性・厳格性・公正性・公平性を担保するように取り組み始めた  
ことに対して、大いに評価できるとのコメントをいただいた。さらに、この評価を指導教  
員、学生双方から得るようになると一層良いとのご指摘、あるいは学生とのコミュニケー  
ションをより深め、問題解決をスピーディーに行うためには、この評価を学年末だけではなく  
学期末にも加えるなど評価回数を増やしてはどうかとの提言いただいた。学生とのコミュニ  
ケーションは、すでに学生ヒアリングにおいて実施しており、また、教員間での情報共有も  
今年度から始めることを研究科委員会において決定している。ただし、本評価法は事実上本  
年度から始めたもので、更なるブラッシュアップに向けては、大学院生が一巡するまで意見



集約のために経過を見ることが必要と考えており、ご指摘内容を踏まえ3年後の外部評価の課題としたい。

#### ○学生の受け入れについて

修士課程および博士課程において、より魅力的な博士課程教育・研究に向けてカリキュラムおよび組織の整備を図ってきたことを評価していただいた。また、定員を充足していないことへの対応として、研究指導分野の拡充・PR・リカレント教育・修業年限の短縮・夜間開講・社会人特別選抜・指定校推薦選抜などの取り組みを積極的に推進していることも評価していただいております、これらの効果が顕在化するのを少し長いスパンで見守って行くことも必要で、椋山女学園大学の大学院の役割を考えると、在学生が少ないことは事実としながら、必ずしも在籍学生数にとらわれる必要はない、とのご助言をいただいた。

一方、生活科学部学生が大学院生活科学研究科進学を躊躇する要因として、学位授与の審査がやや厳しいことが挙げられた。また、より魅力ある大学院とするために、大学院在学中の実務キャリアを積むことができるようにしてはどうか、との指摘を受けた。こうした大学院に対する不安を解消し魅力を高め、入学者数の増加に対して、以下のような提言をいただいております、その実現に向けて取り組む。

- ① 学位授与規準を再度見直し、学生側の事情に寄り沿った内容にする。具体的には、博士課程までを視野に入れて、修士課程と博士課程を合わせた5年間での学生の育成を学生とともに考えることで、博士課程への進学を現実的なものとする。その取り組みの一つとして、博士課程において本年度より施行し始めた早期修了規定を十分に発動するため、現在は原著論文の数のみを修了規定として挙げているが、雑誌の評価指標（インパクトファクター）なども考慮し、論文数のみならず掲載雑誌のレベルも考慮することを早期修了規定に盛り込む。
- ② 大学院在学中に実務キャリアを積むことができるような体制あるいはカリキュラムを考慮する、すなわち大学院在学中にインターンシップや学会等が主催する資格の取得などができるような体制づくりをする。さらに、それらの単位化が可能かどうかも議論する。

この中で、①学位授与規準に関しては、今年度からは、博士課程においては、博士課程の修了論文数を3報から2報へと減らしていることから修了論文数に関しては3年間、現状のままとするが、その間にインパクトファクターなどの扱いに関して学部運営委員会および研究科委員会を中心に議論を進める。また、②大学院在学中の実務キャリア経験に関しては、専攻によっても大きな違いがあることから、具体的にどのような支援が可能であるかを将来構想委員会を中心に検討する。

- ③ 経済的な問題として、学費の（入学料や授業料など）のさらなる減額や免除、奨学金の拡大などにより、修士課程から博士課程まで5年間での学生の育成を考えるために、大学側に研究科全体として更なる学費に対する見直しを依頼する。

#### ○教員・教員組織について

大学院の教員として年齢構成が比較的高いことは理解できるが、教員不在の問題は喫緊に解決が必要である、と指摘された。特に学部で教育・指導を受けた教員が、引き続き大学院生活科学研究科でも指導できるか、との不安が学生側にあることも入学生の減少につながっている可能性があることを考慮し、以下の2点をご指摘いただいた。

- ① 生活科学部担当教員の中で若手の起用する、そのことは、同時に大学院生活科学研究科の教育研究指導体制を強化することにつながる。
- ② 大学院のみを担当できる専任教員の採用等により、指導教員の確保に努めること。学部教員を増員することも大学院教員の絶対的不足解消につながる。

①に対しては、現在の学部教員にステップアップするよう働きかけが重要となるが、その育成には、相応の時間が必要であることを考えると、現状では②に関して大学に前向きな対応をお願いするものである。

○その他

特に上記以外の指摘を受けていない。

○まとめ

今回、評価委員会から課題として取り上げられた項目を整理すると、

- ① 「学修成果の評価法の客観性・公平性のさらなる追求」は、2023 年度から始まった「椙山女学園大学大学院生活科学研究科ディプロマ・ポリシーに基づく学習成果確認シート」および学生からのヒアリングから、将来構想委員会を中心に、途中経過をみながら、必要な部分は見直しを進める。
- ② 「社会的ニーズに対応したキャリア支援体制の充実」に関しては、具体的に、どのような支援が実現可能であるか将来構想委員会を中心に検討しまとめる。
- ③ 「指導教員の働き方改革に資する教員数の確保」④「教員組織の若返り」は研究科として何ができるのかを模索すると同時に、研究科のみの対応で実現不可能な事項に関しては、大学としての対応をお願いする。

以上

学長 黒田 由彦 様

看護学部

学部長 杉浦 美佐子

## 2024 年度 梶山女学園大学外部評価の実施について

梶山女学園大学看護学部の外部評価について、以下のように実施いたしました。

### 【評価の目的】

梶山女学園大学について、3 つのポリシーに沿って、教育研究や運営が適切に行われているかどうか、自己点検・評価結果の妥当性及び客観性を高めるため、外部評価を実施しました。外部評価を実施することで、課題・懸案事項について 2025 年度末までに取り組み、あわせて未来志向型の提言を行なうことを目的としています。

### 【評価実施概要】

#### 1. 実施期間

2024 年 7 月 1 日～ 10 月 31 日

#### 2. 評価委員

委員長 坂本 真理子（愛知医科大学 看護学部教授）

委 員 津本 優子 （島根大学医学部看護学科長、教授）

委 員 藤井 晃子 （名古屋大学医学部付属病院 副病院長・看護部長）

#### 3. 評価方法

①点検・評価報告書、実習報告書等による書類調査

②教員及び学生に対するヒアリング調査

③大学 HP <https://www.sugiyama-u.ac.jp/>による調査

#### 4. 評価の観点

公益財団法人日本高等教育評価機構（JIHEE）の評価基準の中で以下の基準と評価項目に基づいて評価を実施した。

##### 基準 2: 内部質保証

##### 2-3 内部質保証の機能性

① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

### 基準 3: 学生

#### 3-2 学習支援

- ① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- ② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

### 基準 4: 教育課程

#### 4-1 単位認定、卒業認定、修了認定

- ① ディプロマ・ポリシーの策定と周知
- ② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などの策定と周知、厳正な適用
- ③ ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

#### 4-2 教育課程及び教授方法

- ① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- ② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- ③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- ④ 教養教育の実施
- ⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### 4-3 学習成果の把握、評価

- ① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- ② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

### 基準 5: 教員職員

#### 5-2 教員の配置・職能開発など

- ① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

#### 5-3. 教員・職員の研修・職能開発

- ① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施
- ② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

### 【評価報告】

外部評価を実施した結果について、外部評価委員より 2024 年 10 月 25 日に評価結果を  
書面で受理した。

### 【改善対応】

外部評価報告を受け、改善報告について取りまとめ、2024 年 12 月中に外部評価委員に  
報告する。この改善報告書を着実に実行に移す予定である。

## ●総評

報告書及び当日の第三者評価会での説明から、評価の観点に沿った内容において、適切に取り組まれていることが伺えました。自己点検評価活動を通じて、椋山女学園大学看護学部がこれから更に改善されたいと思っておられることが認識されておられることが確認できております。

外部評価委員からは内部質保証を行う複数のしくみがあり、改善に向けた活動が行われていること、学生からの声を吸い上げる仕組みが機能していること、総合大学の中の看護学部であることを活かした豊かな教養教育や先進的な教育方法の導入、潤沢な教員数と学修環境の整備や学修成果の可視化への先駆的な取り組みによる効果的な学びの場であることなど、多くの内容が看護学部の長所・特色として評価されていました。

一方で今後更に取り組まれるべき課題として、学生がカリキュラム検討などに参画するしくみを作っていくことや、学生がよりディプロマ・ポリシーを意識できる学修への取り組み、個々の教員が教育・研究・社会貢献などの成果を振り返り、改善に向かえる目標管理の管理が必要であると意見が出されておりました。以下、評価の観点に沿って、意見を述べさせていただきます。

## ●評価の観点

### ①基準2：内部質保証

委員会評定平均 3点

評価 A

- S（4点）：2名（極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある）
- A（3点）：1名（良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である）
- B（2点）：0名（軽度な問題があり、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる）
- C（1点）：0名（重大な問題点があり、速やかな改善が求められる）
- F（0点）：0名（評価不能判断材料等の不足により、具体的な判断ができない）

自己点検や外部評価の実施等を通じて教育の質保証のための取り組みが適切に実施されており、自己点検評価の結果は学生や学外に広く公表することができています。特に「学生意見箱」のしくみは学生の意見・要望を汲み上げ、改善につなげる方法として機能していると思いました。今後は学生代表との対話の場を設けたり、教学マネジメントの観点からも、カリキュラム検討に学生の代表が参画できるしくみを作るなどの取り組みが必要となってくると思います。

なお、内部質保証に向けたPDCAサイクルにより、改善に向かうプロセスについては、その根拠となる情報を蓄積されていく必要があると思います。

社会貢献は大学にとって重要な使命の一つですが、教育、研究、実践という一貫した流れについて今後もより意識し、自己点検評価の中身に加えていかれるとよいと思います。

## ②基準3：学生

委員会評定平均 3点

評価 A

- S（4点）：2名（極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある）  
A（3点）：1名（良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である）  
B（2点）：0名（軽度な問題があり、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる）  
C（1点）：0名（重大な問題点があり、速やかな改善が求められる）  
F（0点）：0名（評価不能—判断材料等の不足により、具体的な判断ができない）

「学修・生活指導教員制度」や学修支援のためのTA（Teaching Assistant）やSA（Student Assistant）の活用、臨地実習における少人数体制の指導体制など、きめ細やかな学生支援が行われており、学生の満足度につながっていると思います。学修に困難を抱える学生には、学期ごとに欠席調査を実施し、要支援学生の選定条件をもとに、学修・生活指導教員が支援されていますし、学生相談室との連携も行われています。

大学に留年という仕組みがなく、4年次まで進級できるという点については、看護学部のディプロマ・ポリシーを達成することができるのかという点からは疑問も残ります。雇用の立場から、卒業時にディプロマ・ポリシーを達成できていることが保証されるしくみが必要だと思いました。

## ③基準4：教育課程

委員会評定平均 3点

評価 A

- S（4点）：2名（極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある）  
A（3点）：1名（良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である）  
B（2点）：0名（軽度な問題があり、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる）  
C（1点）：0名（重大な問題点があり、速やかな改善が求められる）  
F（0点）：0名（評価不能—判断材料等の不足により、具体的な判断ができない）

大学全体の教育理念をもとに、看護学部のディプロマ・ポリシーを適切に位置付けておられると思います。ディプロマ・ポリシーをふまえた卒業認定基準が定められ、履修の手引きに記載されています。カリキュラムポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性もみられます。

総合大学の強みを活かした教養教育の充実が図られています。1年次前期に行われる「ファーストイヤーゼミ」では大学での学修や生活に順応するための効果的な科目となっていると思います。また、Google Classroomを活用した授業資料のアップロードや学生のBYOD（Bring your own device）環境の構築、AVD（Azure Virtual Desktop）の導入、教育用電子カルテの活用など、複数の先駆的な取り組みにより学生の学修環境が整備されていますので、今後の成果を評価し、更なる改善につなげていかれるとよいと思います。

2023年度から使用されているGPS-Academiaは学生が自己の特徴や学修上の課題を明確す

ることができ、教員にとっても学生の理解を深める成果が出ているようです。学修成果の可視化についても、2024 年度から導入されている学修ポートフォリオシステム Sugi-PORT など新たな取り組みが始まっており、学生自身が学修成果を理解し、効果的な学修を行っていくための仕掛けができたと言えますので、学生目線での成果を期待したいところです。

#### ④基準 5：教員・職員

委員会評定平均 3 点

評価 A

- S（4 点）：2 名（極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある）  
A（3 点）：1 名（良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である）  
B（2 点）：0 名（軽度な問題があり、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる）  
C（1 点）：0 名（重大な問題点があり、速やかな改善が求められる）  
F（0 点）：0 名（評価不能—判断材料等の不足により、具体的な判断ができない）

潤沢な教員数に加えて、領域を超えた助手・助教の配置によるスムーズな業務分担ができていることは素晴らしいと思います。また学部の FD(Faculty Development)委員会の活動や授業聴講制度など、教育方法の改善にむけての効果的な取り組みもみられます。これら組織的な取り組みがなされている一方で、教員個々人の教育・研究・社会活動についての振り返りと次年度の目標設定については、うまく機能していない様子であるため、更なるガバナンス強化を行うとともに、教員の自己評価活動が教育や研究活動の改善につながるメリットが自覚できる働きかけがあるとよいと思います。

#### <各委員からの所見>

各委員からの所見には共通する指摘も多かったもので、共通した項目ごとに以下、整理させていただきます。

#### ●長所・特色

##### 《内部質保証を行うしくみについて》

- ・ シラバスの点検等も委員会を通して多くの目で毎年実施しており、自己点検を毎年実施しています。また、定期的に外部評価を受け、指摘事項の改善に継続的に取り組んでいます。
- ・ 授業アンケート、学生意見箱、学生総合満足度調査、外部評価、学外関係者からの意見を得る機会などの複数のしくみから、教育内容や学修支援・学生生活の支援についての意見を吸い上げ、改善に向けた取り組みが行われています。また、その評価活動を学生や学外関係者などに公表できています。
- ・ 学生の声を吸い上げる仕組みが複数あり、吸い上げた意見について対処したことを適切にフィードバックされています。また学生の要望や意見に対する教員からのフィードバックの仕組みが明確であり、学生としっかり向き合っている様子が伺えます。

##### 《教育内容について》

- ・ 大学の理念や総合大学の強みを生かした特色あるカリキュラムが組まれており、豊かな人間性を育む教育がなされています。
- ・ 総合大学の中の看護学部であることを活かした豊かな教養教育が提供できており、特に1年次前期における「ファーストイヤーゼミ」は効果的な大学生活への導入プログラムとなっています。
- ・ 教育方法の開発については先進的なICT技術を取り入れ、効果的に活用する工夫がなされています。
- ・ 就職に関する国家試験の合格率100%を維持しており、ディプロマ・ポリシーを達成した多くの看護職を輩出しています。

#### 《教育および学生支援体制について》

- ・ 潤沢な教員数の配置により、実習指導だけでなく学生生活におけるきめ細かなサポートがされています。
- ・ 学生の学修に関する評価が、科目評価だけでなくアセスメントテスト等を導入し、結果を適切にフォローすることで、学修効果を高めています。
- ・ 学修成果を可視化する取り組みが開始されており、学生自らが自身の強みと弱点を把握できます。教員による個別指導においても、活用され、支援に行かされています。
- ・ Google Classroomを活用した授業資料のアップロードや学生のBYOD環境構築、AVDの導入、教育用電子カルテの活用など、先駆的な取り組みにより学生の学修環境が整備されています。
- ・ 学生同士の仲間作りや卒業生との交流の場を作るなど、安心できる場をつくる工夫がなされています。

### ●課題

#### 《内部質保証について》

- ・ 学生の個人としての意見を吸い上げる仕組みは十分ありますが、学生達の組織的な意見を作る場や学生代表との対話の場があると、学生の権利意識や問題意識などが培われるのではないかと思います。また教学マネジメントの観点から、今後はカリキュラムの検討などの場に学生が参画できる仕組みも必要となってくると考えます。
- ・ 学生のディプロマ・ポリシーを意識した学修への取り組みの課題は、梶山女学園大学看護学部だけの課題ではありませんが、ディプロマ・ポリシーと各教科の関係性について学生目線で説明していくことが必要だと思っています。それには教員全体での統一した取り組みが必要となると思います。

#### 《教員について》

- ・ 教育改善に関する組織的な取り組みは様々されていますが、教員個々が自己の目標管理を適切に行えるような仕組みについて検討が必要ではないかと思います。
- ・ 教員マネジメントのためのガバナンス強化が必要です。
- ・ 個々の教員の評価活動の提出率の低さが課題となっていますが、全教員に徹底されるとともに、教員各自が教育や研究活動への改善につながるメリットを自覚できるよう



な取り組みが必要であると思います。

《社会へのアピールについて》

- ・ 前回の外部評価からの継続課題としてもあがっていますが、様々な先進的な取り組みがなされていることについて、社会へのアピールはさらに可能と思われます。
- ・ 学生の学修環境や学修成果の可視化についての様々な先駆的な取り組みが開始されていますので、恵まれた学修環境として更に PR されていくことが必要であると思います。

看護学部

学部長 杉浦美佐子

看護学部 外部評価報告書の課題に対する改善について

2024 年度看護学部外部評価の評価結果に基づく課題に関して、以下のように改善を行います。

**内部質保証**

**学生代表との対話の場を設け、カリキュラム検討に学生代表が参画できるしくみを作る**  
こと

対応：現在、梶山女学園大学看護学部には学生の代表（学生自治会のような組織）が存在しない。学生内での委員会活動のリーダーシップを発揮できる人材を募り、学生代表として教員との意見交換や方針決定に学生の意見を反映できるしくみを検討する。

**内部質保証に向けた PDCA サイクルにより、改善へ向かうプロセスの根拠情報を蓄積**  
すること

対応：PDCA サイクルの実施と改善のプロセスが可視化できる様に、学部 IR 委員会を中心に全ての委員会での取り組みを集約することに努める。

**教育、研究、実践という一貫した流れに意識しつつ社会貢献を自己点検評価に加える**  
こと

対応：看護学部の役割は教育、研究を通した社会貢献も含まれる。学部および教員個々の社会貢献に関しては従前以上に意識して取り組む方針とし、自己点検評価項目にも加える。

**学生**

**卒業時にディプロマ・ポリシーが達成できていることを保証する仕組みに関して**

対応：各科目に於いて、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定について適切かつ具体的基準を定め周知する。更に、ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準を適切に定めることで、卒業時に全ての学生がディプロマ・ポリシーを達成していることを保証するように取り組む。

**ディプロマ・ポリシーと各教科の関連性を学生目線で説明すること**

対応：当該科目がどのディプロマ・ポリシー項目を達成しうるのかを各教科の講義、演習、実習のはじめに「ルーブリック評価表」などを用いて示す、あるいはシラバスに掲載することで学生へ説明する。

## 教員職員

**教員個々人の教育・研究・社会活動についての振り返りと次年度の目標設定について適切に行えるような仕組みに関して**

対応：教員の自己評価活動が教育や研究活動の改善につながるメリットが自覚できるように FD 等で全教員に働きかける。毎年、教育、研究、社会活動の自己評価を全教員に提出することを周知し、義務付ける。看護学部の入学生定員増に伴い、学生数が増加することで、より効果的で効率の高い臨地実習指導が必要となる。教員には教育・研究・社会貢献はもとより、学部への貢献にも主眼を置いていただくよう働きかける。

**教員マネジメントのガバナンス強化に関して**

対応：学部長が責任者となって教員マネジメントを推進する。「領域」と称する専門分野別の縦割りの思考や業務が多い。今後は特に、領域横断および学部横断での教育体系を志向していることから、従来、領域が主導していた助手採用を学部単位で行うこととし、領域の壁を越えた人事を可能とする。

**社会へのアピールについて**

対応：ホームページ、SNS、オープンキャンパスなどあらゆる機会の広報活動を通して看護学部の活動や学修環境、学修成果の可視化などの取り組みなどを社会へ発信する。

以上